

大田原市環境基本計画 (第二次計画)

～かけがえのない環境を子どもたちに引き継ぐために～

平成 28 年度～平成 37 年度



平成 28 年 3 月



大田原市
OHTAWARA CITY

はじめに

緑豊かで美しい大田原市は、清流那珂川や箒川、蛇尾川などの水辺環境とミヤコタナゴやイトヨ、ザゼンソウなどを育む自然環境、加えて那須国造碑、那須神社や雲巖寺に代表される歴史・文化遺産など多様な環境を有しております。

一方、江戸時代には城下町として現在の基礎がつくられ、その後は、旧奥州街道の宿場町として栄え、戦後の高度経済成長の中、発展してきた地域には市街地が形成され人々の便利で豊かな生活が営まれ、また、市内の工業団地には多くの企業が進出し、県内でも有数な工業生産を誇り、私たちの生活環境は人と自然が共存するまちとなっております。

これらの素晴らしい環境を保全し後世に引き継ぐため、平成19年3月に策定しました大田原市環境基本計画に基づき様々な施策を推進してきましたが、その間、国内におきましても地球温暖化、廃棄物問題、生物多様性の損失等、各分野において問題解決に向けた施策を進めてきました。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、私たちがかつて経験したことのないものであり、震災に伴う原子力発電所事故による放射性物質の放出は大きな環境問題となっております。

このような中、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の生活スタイルと決別し資源の再使用・再生利用などによる持続可能な循環型社会の構築には、引き続き環境問題に取り組んでいくことが重要であると考え、本市の環境に係る最も上位の計画となり10年先を見据えた新たな環境施策の指針とする大田原市環境基本計画（第二次計画）を策定しました。

計画のテーマである『かけがえのない環境を子どもたちに引き継ぐために』を実現するため、市民・市民団体・事業者と協働して、自然環境、生活環境、地球環境を保全する施策の推進に取り組み、健康で安心して暮らせるまちを創ってまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました環境審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました多くの方々に心より感謝申し上げます。

平成28年3月

大田原市長 津久井 富雄



目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	1
第3節 計画の対象地域.....	1
第4節 計画の期間.....	2
第5節 計画に関わる主体とその役割.....	2
第6節 計画の対象範囲.....	3
第7節 計画の構成.....	4
第8節 地域の概況.....	5
1 地勢.....	5
2 気候.....	5
3 土地利用状況.....	5
4 人口.....	6
5 産業.....	6
第2章 市の環境への取り組みの現状と課題.....	7
第1節 地域の環境を愛する意識の涵養.....	8
第2節 緑地とのふれあいの推進.....	9
第3節 水辺の保全と再生による水・土壌環境の保全.....	12
第4節 動植物等の生態系の保全.....	14
第5節 里地里山の保全.....	15
第6節 ごみの減量化の徹底及びごみの散乱防止.....	16
第7節 きれいな空気の保全及び二酸化炭素等の温室効果ガスの削減.....	18
第8節 環境の課題.....	21
第3章 計画の方向性.....	25
第1節 望ましい環境像.....	25
第2節 望ましい環境像を実現するための目標.....	27
第3節 計画の体系.....	29
第4章 施策の展開.....	31
基本方針1 環境に学び、環境を大切にすることを育むまち.....	31
基本方針2 恵み豊かな美しい自然を守り育てるまち.....	35
基本方針3 ものを大切に、健康で安心して暮らせるまち.....	43
基本方針4 地球を思いやりやさしい暮らしができるまち.....	51

第5章 計画の推進.....	57
第1節 計画の推進体制.....	57
第2節 計画の進行管理.....	58
資料編.....	59
市民・事業者アンケート調査結果.....	59
計画策定の経緯.....	86
大田原市環境審議会.....	87
関係条例.....	92
用語解説.....	100

本文中の*印は用語解説があることを示します。

第1章 計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

本市は、平成19年3月に大田原市環境基本計画（以下、第一次環境基本計画という。）を策定し、望ましい将来像である“かけがえのない環境を未来に引き継ぐために”の実現を目指し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

平成27年度での計画の満了に伴い、第一次環境基本計画の目標の達成状況や市民、事業者の意識の変化を把握し、現状の課題を明確にするとともに、私たちを取り巻く環境にも社会情勢の変化や地球温暖化*問題の深刻化、生物多様性の衰退等様々な変化が見られることから、これらを踏まえ本市の豊かな環境を子どもたちに引き継ぐため、新たな『大田原市環境基本計画』を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

「大田原市環境基本計画（第二次）」（以下、本計画という。）は、大田原市総合計画を環境面から実現していくものとして、環境に関わる計画の中でも最も上位の計画と位置づけています。

大田原市総合計画は、平成29年度を初年度とする次期大田原市総合計画の策定が進められておりますが、本計画の位置づけは変わるものではありません。

本計画の新たな施策の基本方針を実現していくための個別計画については、国や県との整合性を図るとともに、効率的かつ効果的な推進を図っていきます。

また、市民、市民団体、事業者、市がそれぞれの立場に立って、豊かで美しい自然と人間との共生を目指し、環境を守り創造し後世に引き継ぐために積極的に行動するための指針となるものです。

第3節 計画の対象地域

本計画の対象地域は、大田原市全域とします。

第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間とします。ただし、計画期間中においても、計画の進捗状況、社会情勢や新たな環境問題の発生などの状況の変化に適切に対応するため、必要に応じ見直すものとします。

第5節 計画に関わる主体とその役割

本計画に掲げる将来像を実現していくためには、市民、市民団体、事業者、市が主体的に環境の保全、創造に向け、それぞれの役割を分担し、相互に連携し協力していくことが必要です。

各主体の役割と連携は次のようになります。

● 市民

市民は、日常生活に伴う環境への負荷を認識しその低減に努め、自然環境の保全と環境に優しいまちづくりのための活動を自ら積極的に行うものとします。

また、市が実施する環境施策に参画し、協力するものとします。

● 市民団体

市民団体は、美化活動やリサイクル活動、自然環境の保全活動等、多岐にわたる主体的な活動により大きな役割を果たしています。今後もその活動を推進するものとします。

また、市が実施する環境施策に参画し、協力するものとします。

● 事業者

全ての事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を認識し、自らの責任と負担において必要な措置を講じる責務を有するとともに、環境への負荷の低減に積極的に努めるものとします。

また、市が実施する環境施策に協力するものとします。

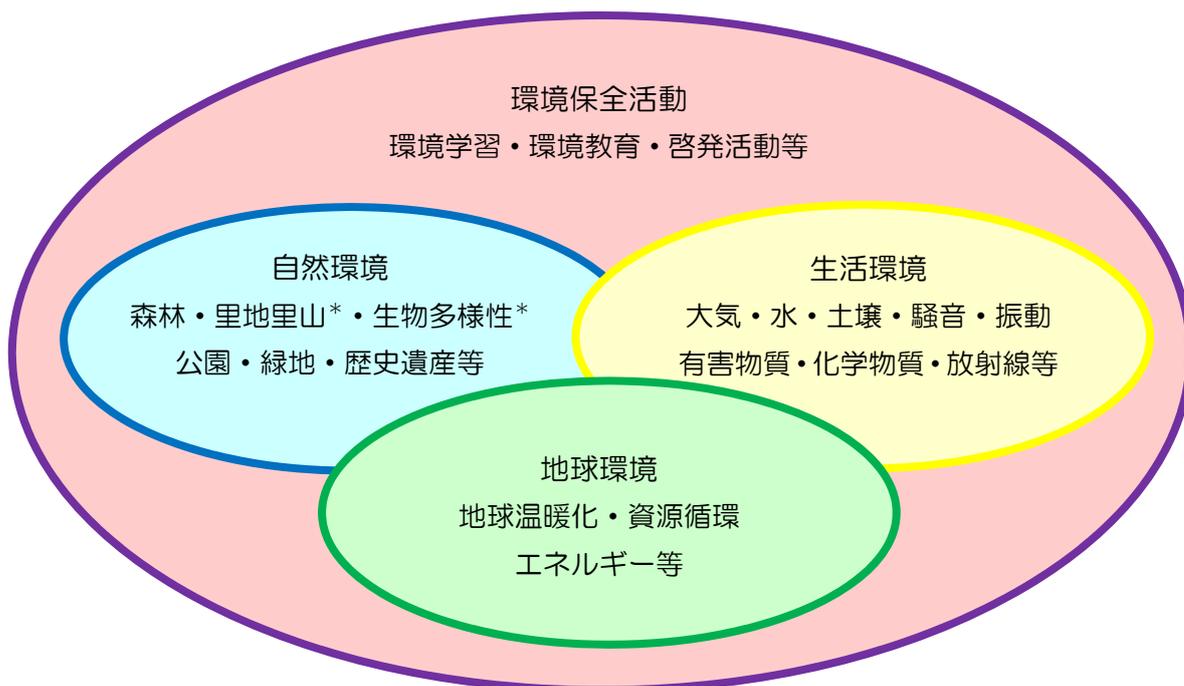
● 市

市は「環境保全都市大田原」の実現のための総合的、体系的な施策に、自ら取り組むとともに、市民、市民団体、事業者と連携し、環境保全活動を推進します。

また、国や県、近隣自治体との連携を図ります。

第6節 計画の対象範囲

本計画では、自然環境、生活環境、地球環境を対象とし、加えてそれらの保全のための諸活動も組み込みます。これらは、将来における環境のあり方や日常生活、事業活動のあり方を網羅的かつ総合的にとらえる必要がありますが、ここでは各対象の主要な範囲を次のとおり掲げます。



環境を保全していくためには、最初に私たちの意識を変えていかなければなりません。

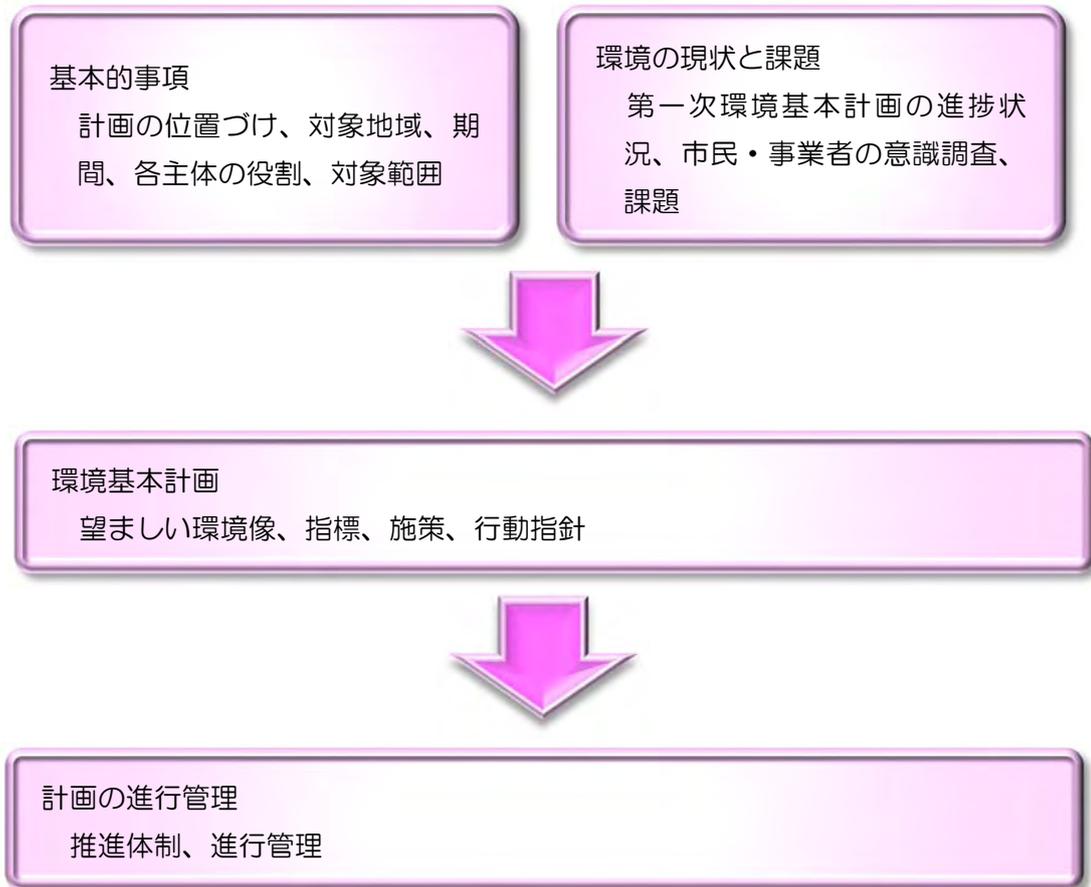
そして、身近なところから環境を保全する行動を起こしましょう。

自然環境・生活環境・地球環境は、それぞれ関わりあっています。どれか一つだけを保全していくのではなく、すべての環境を保全していきましょう。



第7節 計画の構成

本計画の構成は、以下のようになります



第8節 地域の概況

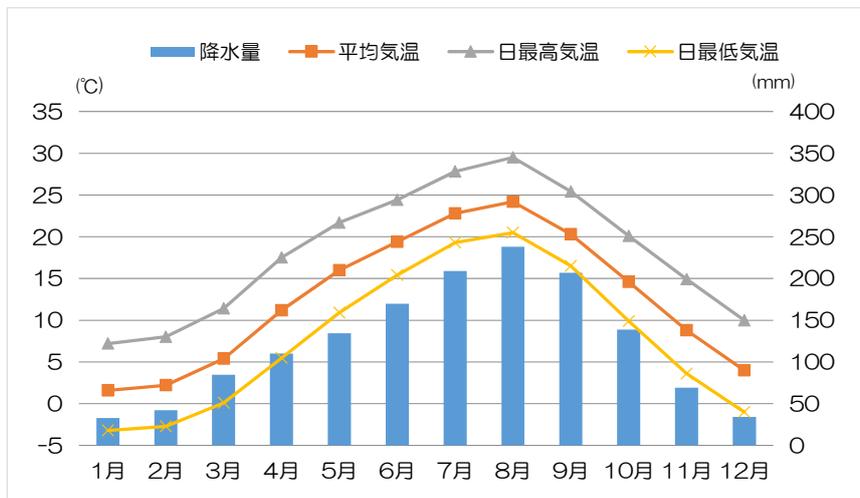
1 地勢

本市は、栃木県北東部に位置し、東は茨城県大子町、西は矢板市、南はさくら市及び那珂川町、北は那須塩原市及び那須町に接しています。面積は354.36km²※で、八溝山系の豊富な森林を有し、那珂川、常川、蛇尾川の清流が流れています。

※ 国土地理院（平成26年度全国都道府県市町村別面積調）

2 気候

本市の気候は、夏と冬、昼間と夜間の温度差が大きい内陸性となっています。特に、冬季の降水量が少ないという特徴があります。

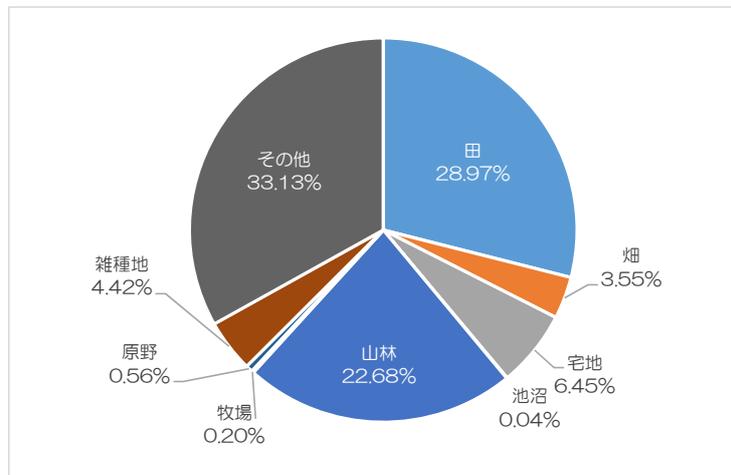


《1981年～2010年の平均気温・日最高気温・日最低気温・降水量の推移》

出典：気象庁（大田原地域気象観測所）

3 土地利用状況

本市の土地利用状況の割合は、田畑が約3割を占め、次いで山林となっています。

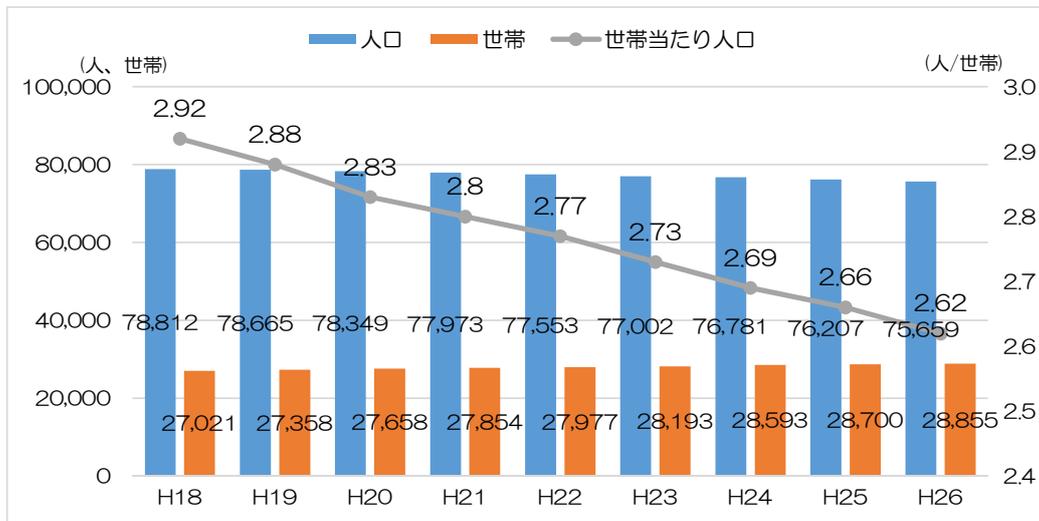


《土地利用面積の内訳》

出典：大田原市固定資産概要調書（平成27年1月1日現在）

4 人口

世帯数は増加していますが、本市の人口と1世帯当たりの人口は減少し、核家族化が進んでいます。

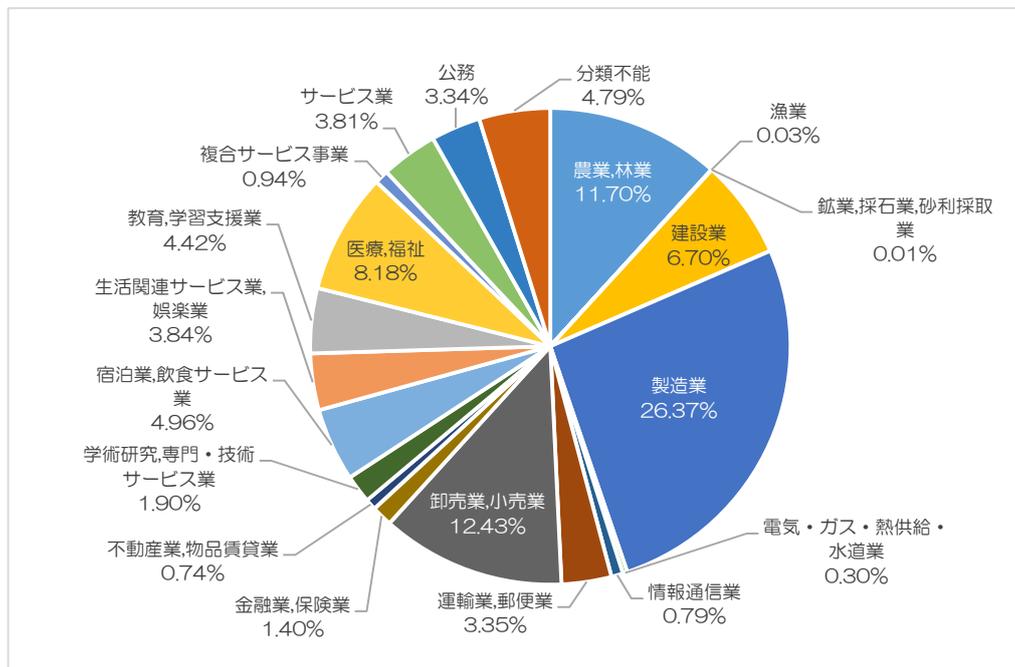


《人口・世帯数の推移》

出典：大田原市毎月人口（各年10月1日現在）

5 産業

本市の産業別就業者数の割合は、製造業が最も多く、次いで、卸売・小売業、農業・林業となっています。



《産業別就業者数》

出典：栃木県統計書（平成22年10月1日現在）

第2章

市の環境への取り組みの現状と課題

第2章 市の環境への取り組みの現状と課題

市では、第一次環境基本計画に定められた4つの環境保全目標のもと、次の7つの行動指針に基づき各種施策・事業に市民及び事業者とともに取り組んできました。

- 1 地域の環境を愛する意識の涵養
- 2 緑地とのふれあいの推進
- 3 水辺の保全と再生による水・土壌環境の保全
- 4 動植物等の生態系の保全
- 5 里地里山の保全
- 6 ごみの減量化の徹底及びごみの散乱防止
- 7 きれいな空気の保全及び二酸化炭素等の温室効果ガス*の削減

ここでは、第一次環境基本計画の施策の進捗状況と市民、事業者アンケート結果を基に評価を行い、課題を整理します。



市内で行われている田んぼの
生き物調査の様子



第1節 地域の環境を愛する意識の涵養

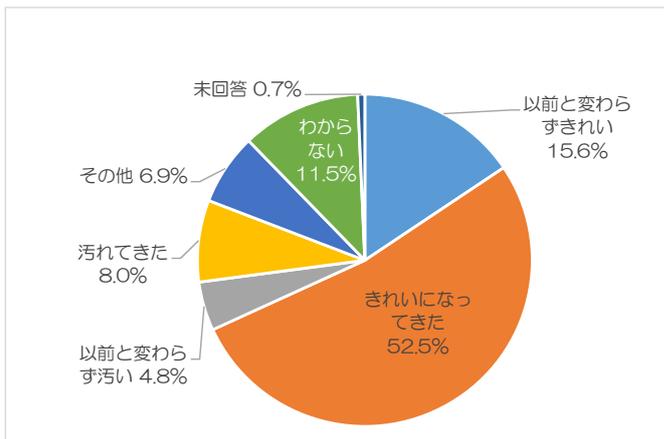
● 市行動指針の進捗

市では、年2回の市内一斉清掃を含め関係する団体による各種環境保全活動の支援を行っています。また、広報やホームページ等による情報提供を行い、環境マナーの向上に向けた啓発活動を実施しています。

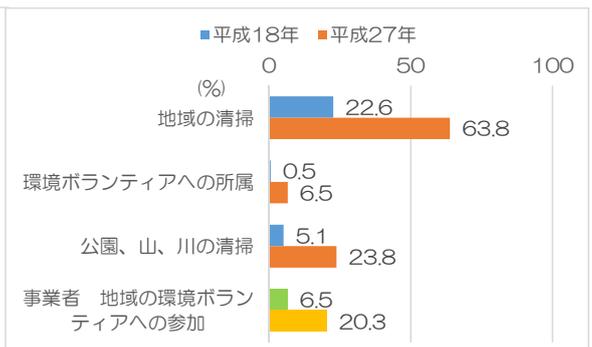
● 市民等の意識調査

市では各種の環境保全活動を実施してきましたが、市内の環境について、「きれい」「きれいになってきた」と感じている割合は68.1%となっており、多くの市民が満足していると回答しています。

「地域の清掃」「環境ボランティアへの所属」「公園、山、川の清掃」「事業者の地域の環境ボランティアへの参加」については、前回と比較し増えており、身近な環境保全活動への意識が向上している結果となりました。



《大田原市の環境について》



《環境保全の取り組みについて》

(市民・事業者アンケート調査結果より)

● 評価

啓発活動等により市民の環境に対する意識が向上し、自ら地域の清掃活動に参加する市民が増え、市内の環境に満足している市民の割合も増加しています。本市の豊かな自然環境の保全活動を行う環境ボランティアに協力する市民は増えていますが、自然や地域の環境を継続して保全していくためには、市の啓発が一層必要と思われます。

第2節 緑地とのふれあいの推進

● 環境保全目標

緑地に対する保全目標

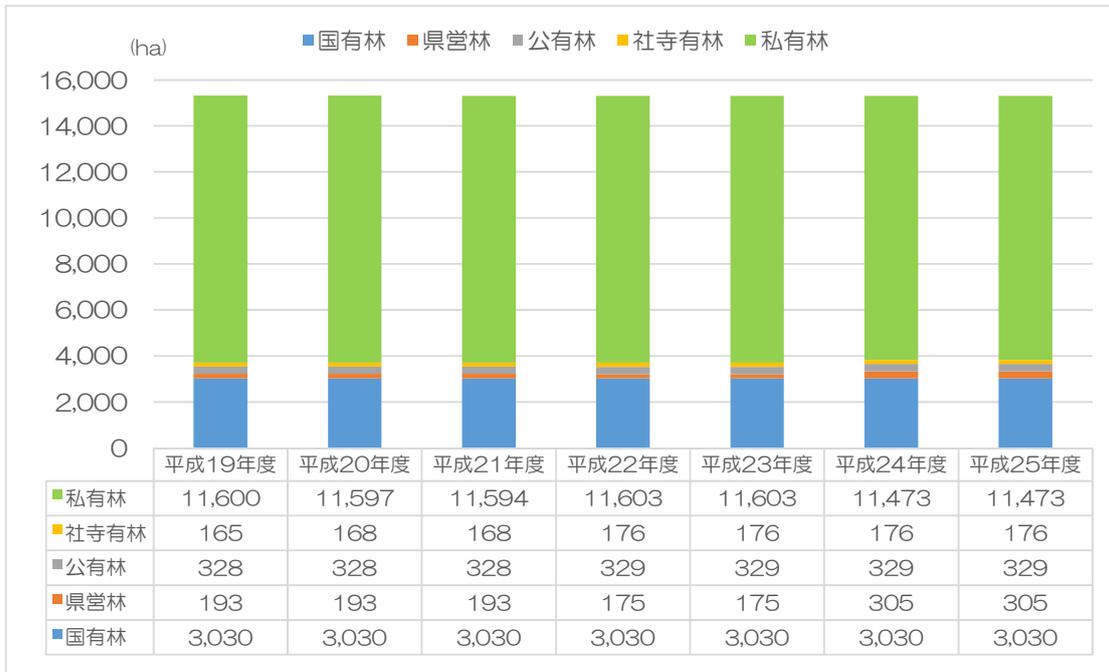
公共施設や民有地の植樹を推進し緑地の増加を図ります。

《環境保全目標の達成状況》

項目	基準	実績
森林面積 (ha)	15,318 (平成17年度)	15,313 (平成25年度)
植樹本数 (本)	植樹本数 21,822本 累積本数 523,440本 (平成17年度)	植樹本数 93,467本 累積本数 1,423,202本 (平成26年度)
農地面積 (ha)	10,476 (平成17年度)	10,634 (平成22年度)
公園面積 (m ²)	831,762 (平成17年度)	902,714 (平成26年度)

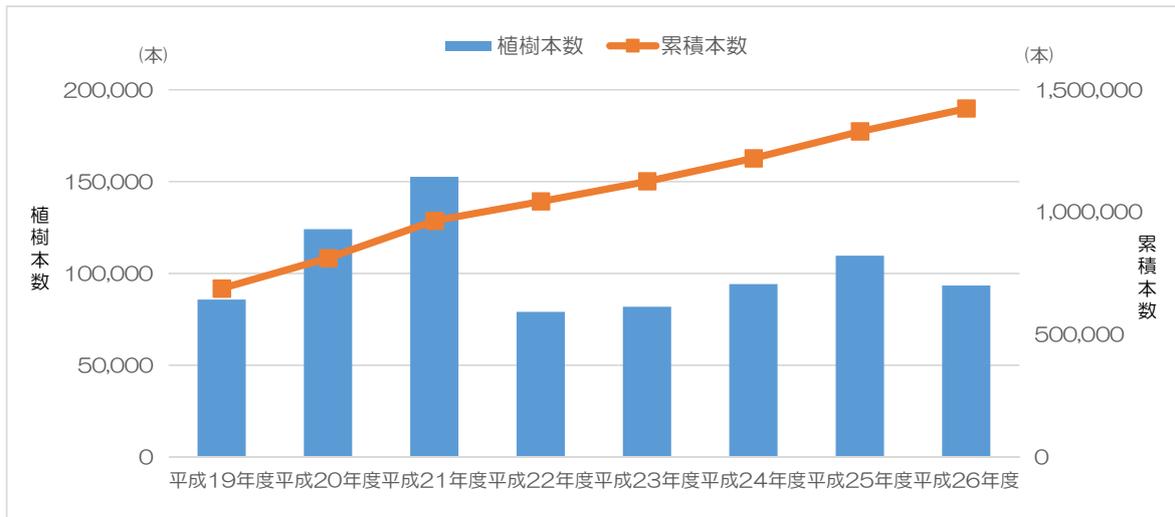
■は、目標を達成していない項目を示しています。

出典：栃木県森林・林業統計書
大田原市みどりの倍増プラン推進委員会
農林業センサス
都市計画課



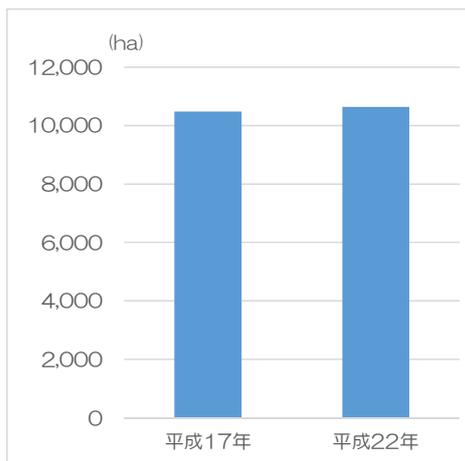
《林の種類別面積の推移》

出典：栃木県森林・林業統計書



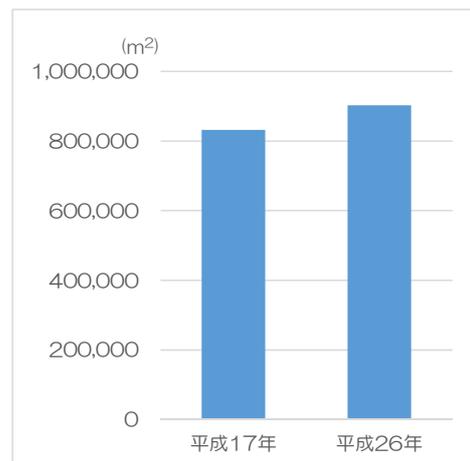
《植樹本数の推移》

出典：大田原市みどりの倍増プラン推進委員会



《農地面積の推移》

出典：農林業センサス



《公園面積の推移》

出典：都市計画課

森林面積は、県営林が増加していますが、私有林が減少し、森林面積としては僅かに減っています。

植樹は、本数にばらつきがあるものの、毎年行われています。

農地面積は僅かに増え、公園面積は計画的な整備により増加しています。

森林面積、農地面積、公園面積をあわせた緑地面積は増加しており、環境保全目標を達成する結果となっています。

● 市行動指針の進捗

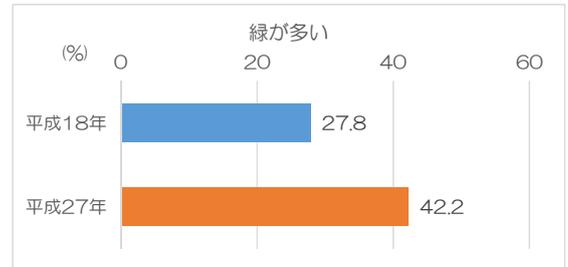
市では、名木 101 選を選定し保存活動を行い、緑化倍増プランの促進、公園や公共施設の緑地の維持管理を実施しています。

また、市民に向け花いっぱい運動や生垣づくりの支援を行っています。

● 市民等の意識調査

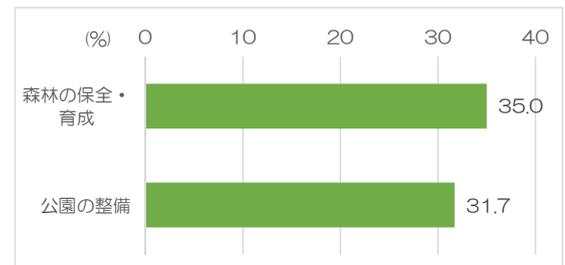
市では、緑化を推進し、その維持管理を行ってきました。市内の環境で「緑が多い」について、満足している割合は、前回よりも増え 42.2% となっています。

また、自由意見の中には、「身近な公園がない」「森林の荒廃や耕作放棄地が見られる」といったものがありました。



《大田原市の環境で満足している点》

市に力を入れて欲しい環境政策についての質問では、「森林の保全・育成」「公園の整備」が 30% を超えていました。



《力を入れて欲しい環境政策》

(市民アンケート調査結果より)

● 評価

第一次環境基本計画の環境保全目標を達成し、市民の緑への満足度は高くなっていることから、緑化に向けた啓発や各種支援の成果が見られます。しかし、森林の面積は僅かに減少し、市民の身近な緑地である公園の整備や耕作放棄地に対する要望も見られます。

森林は、温室効果ガスの吸収源であり、水源の涵養、生物多様性の維持等、多様な機能を有するとともに、豊かな緑が私たちに安らぎを与えています。

森林の保全と育成、公園の整備を望む声もあることから、身近な緑地の確保と森林の保全と育成を継続していくことが必要です。

第3節 水辺の保全と再生による水・土壌環境の保全

● 環境保全目標

水質環境の保全目標

各河川のBODの測定値を目標年次（10年後）までに過去10年間の平均値を上回らないように努力します。

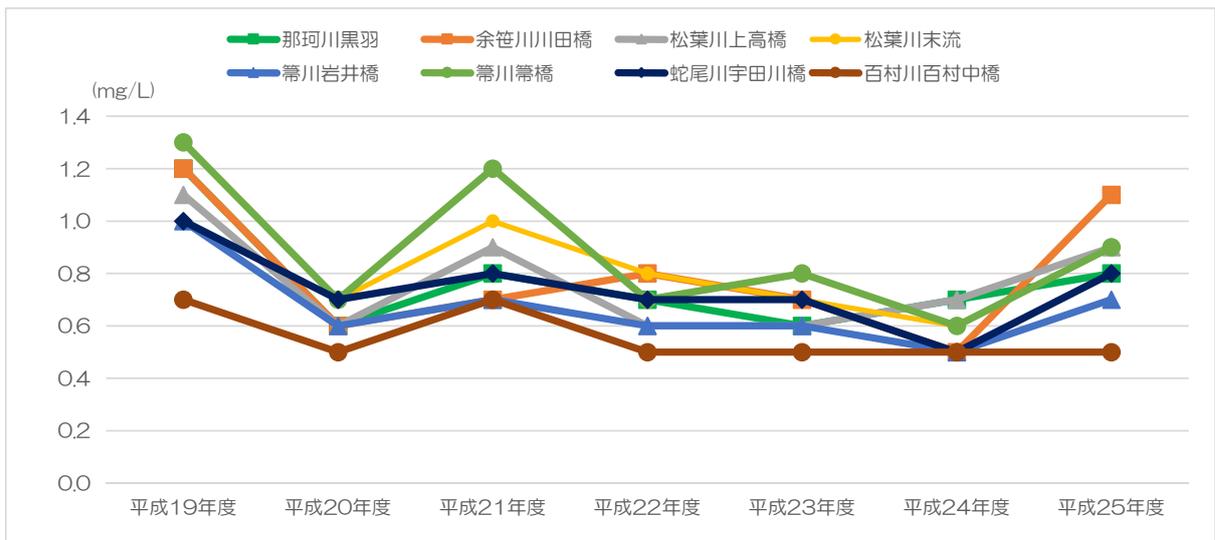
《環境保全目標の達成状況》

調査地点	目標のBOD ^{※1} (mg/L)	実績のBOD ^{※2} (mg/L)
那珂川 黒羽	1.3	0.8
余笹川 川田橋	1.3	0.8
松葉川 上高橋	1.4	0.8
松葉川 末流	1.6	0.9
箒川 岩井橋	1.2	0.7
箒川 箒橋	1.2	0.9
蛇尾川 宇田川橋	1.1	0.7
百村川 百村中橋	1.1	0.6

※1 過去10年間の平均値

※2 平成19年度～平成25年度の平均値

出典：栃木県水質年表



《BOD（生物化学的酸素要求量*）の推移》

出典：栃木県水質年表

環境保全目標に掲げた6河川8地点の平成19年度から平成25年度までのBOD（生物化学的酸素要求量）は、目標を下回る値となり環境保全目標を達成する結果となっています。

● 市行動指針の進捗

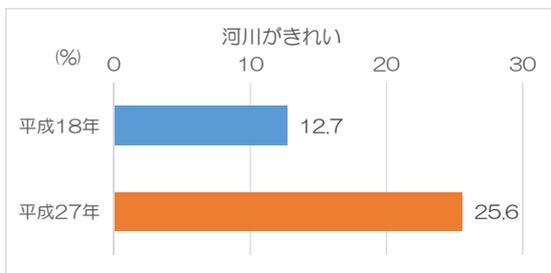
市では、河川愛護会等の関係する団体による河川の清掃の支援、農村地域では生物環境に配慮した水路の改良や市民団体と連携した生き物調査を実施しています。

また、河川の水質改善に向け、生活排水処理設備の普及を推進しています。

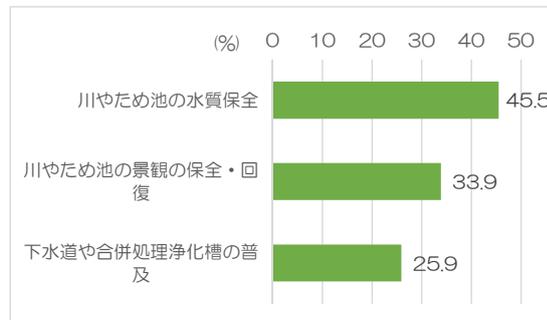
● 市民等の意識調査

市では、河川の清掃活動等を支援してきましたが、市内の「河川がきれい」について、満足している割合は、前回よりも増え25.6%となっています。

市に力を入れて欲しい環境政策の質問では、「川やため池の水質保全」を望む声が多くなっていました。



《大田原市の環境で満足している点》



《力を入れて欲しい環境政策》

（市民アンケート調査結果より）

● 評価

第一次環境基本計画の環境保全目標を達成し、市民の河川への満足度も高くなっていることから、河川の清掃や水質改善に向けた取り組みの成果が見られます。

しかし、川やため池の水質保全を望む声も多くなっています。これは、那珂川、箒川、蛇尾川等の水量が豊富な河川ではなく、それらに流れ込む支流や農業用水路など、市民に身近な河川や水路の水質保全を求めているものと考えられます。

本市は、栃木県内でも北部に位置し、多くの河川の上流域で清浄な水の確保が必要な地域であることから、今後も河川の清掃活動や水質改善に向けた取り組みを継続していくことが必要です。

第4節 動植物等の生態系の保全

● 市行動指針の進捗

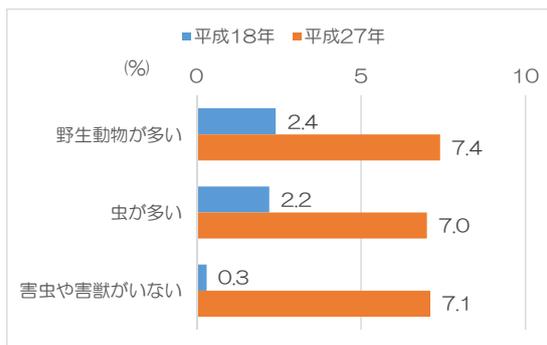
市では、希少動植物の生息生育する地区の保全や外来種*の駆除、保全団体の支援、鳥獣保護区の管理を行っています。農村環境では、環境保全効果の高い農業者への支援、ビオトープ作りを実施しています。

また、市内の自然環境を活用した勉強会や観察会を実施し、環境保全に向けた意識啓発を行っています。

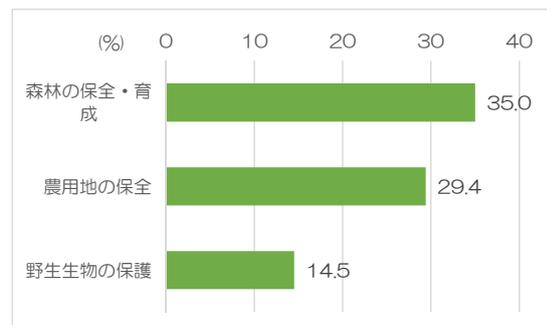
● 市民等の意識調査

市民団体等による希少動植物の生息生育域の保全が行われており、市内の動植物に関する満足度は、前回と比較して増え、環境の改善が見られる結果となりました。

市に力を入れて欲しい環境政策についての質問では、野生動植物の生息生育域である「森林の保全」を望む声が多くなっていますが、「野生生物の保護」については14.5%となっています。



《大田原市の環境で満足している点》



《力を入れて欲しい環境政策》

(市民アンケート調査結果より)

● 評価

市民の動植物に関する満足度は前回よりも増えていますが、10%未満と低く、野生生物の保護を望む声も低くなっています。この結果から、市民の動植物への関心がまだ低いと推測されます。

市では、本市を代表する希少な動植物であるミヤコタナゴやイトヨ、ザゼンソウ、白鳥等の生息生育域周辺を保護区として指定し、地域の団体等が保全活動を行っています。

八溝山系の豊かな森林、那珂川をはじめとする常川や蛇尾川等の河川、羽田沼や琵琶池などの自然資源を多く有する本市には、それぞれの環境で長年育まれてきた生物多様性が残されています。

動植物の生息生育環境と市内の豊かな自然資源を、今後も継続して保全していく必要があります。

第5節 里地里山の保全

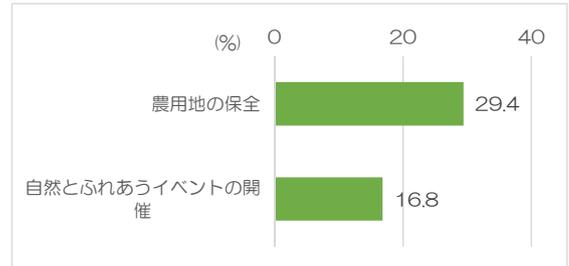
● 市行動指針の進捗

市では、農業者や保全団体への支援、森林の開発許可制度等の運用、森林組合との連携による森林の保護と育成を実施しています。

また、自然遊歩道の整備、勉強会や観察会を実施し、環境保全に向けた意識啓発を行っています。

● 市民等の意識調査

市に力を入れて欲しい環境政策についての質問では、「農用地の保全」が29.4%となりました。



《力を入れて欲しい環境政策》

(市民アンケート調査結果より)

● 評価

市では、里地里山の環境保全に向け、農業者の支援や遊歩道の整備等を実施してきましたが、農用地の保全を求める声が多くなっています。

里地里山は、都市地域と奥山地域との中間に位置し、集落とその周りの林、農地で構成される地域で、人が手を加えることにより維持されてきた身近な自然環境です。里地里山は、木材や農産物の供給源であるとともに、貴重な動植物の生息生育域として豊かな生物多様性を育んでいます。

今後も人が手を加えながら、里地里山の保全を継続していく必要があります。



農地周辺の整備活動

第6節 ごみの減量化の徹底及びごみの散乱防止

● 環境保全目標

廃棄物に対する保全目標

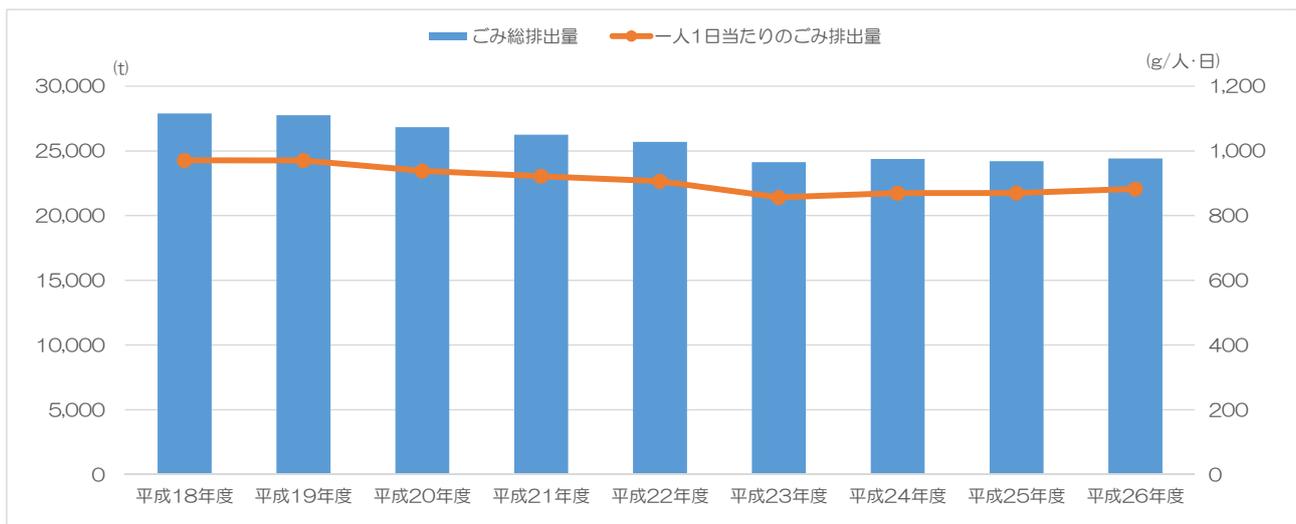
ごみを徹底的に減らし、資源を循環させるまちをめざします。

《環境保全目標の達成状況》

項目	基準 平成17年度	実績 平成26年度
ごみ排出量 (t)	28,152	24,417
一人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	976	883
資源化率 (%)	18.6%	16.2%

※ ■ は、目標を達成していない項目を示しています。

出典：第二次大田原市一般廃棄物処理基本計画



《ごみ排出量と一人1日当たりのごみ排出量の推移》

出典：第二次大田原市一般廃棄物処理基本計画

ごみの排出量、一人1日当たりのごみ排出量は減少し、資源化率は低くなっています。環境保全目標のごみを減らすは目標を達成していますが、資源の循環の目標は達成しない結果となっています。

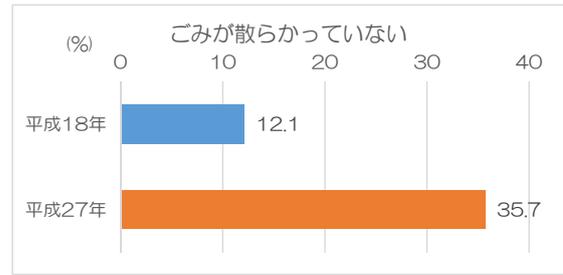
● 市行動指針の進捗

市では、資源ごみ回収団体の支援、廃棄物監視指導員等によるパトロール、ごみの分別の指導やごみ減量機器の購入支援、ごみの分別や減量化へ向けた普及啓発を行っています。

また、市自らもごみの減量化・資源化に取り組んでいます。

● 市民等の意識調査

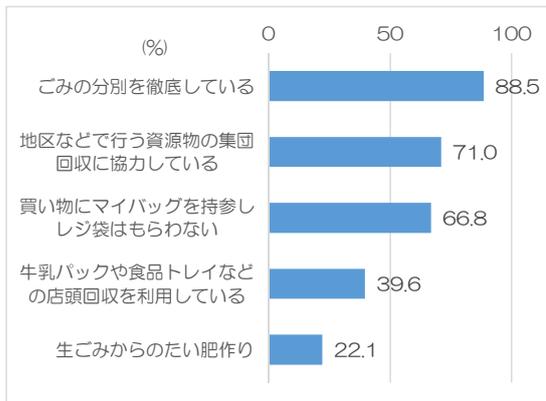
市内の環境で「ごみが散らかっていない」に満足している割合は、前回よりも増え35.7%となっています。



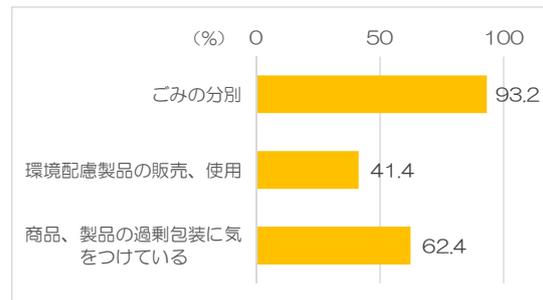
《大田原市の環境で満足している点》

市民が日常生活で行っている環境保全の取り組みは、「ごみの分別の徹底」「資源物の集団回収への協力」「マイバッグの利用」を、多くの市民が実行していました。

事業者では、「ごみの分別」が90%を超え、「商品、製品の過剰包装に気をつけている」も60%を超えていました。



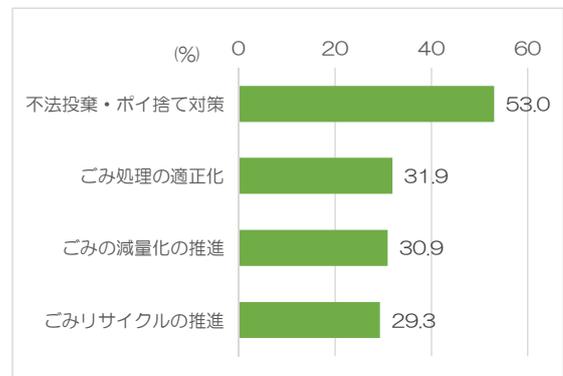
【市民】



【事業者】

《環境保全の取り組みについて》

市に力を入れて欲しい環境政策についての質問では、「不法投棄・ポイ捨て」が50%を超えていました。



《力を入れて欲しい環境政策》

(市民・事業者アンケート調査結果より)

● 評価

ごみの減量化・資源化への取り組みは、多くの市民が実践しています。第一次環境基本計画の環境保全目標であるごみを減らしについては目標を達成していますが、資源を循環させるについては、目標を達成しない結果となっています。

また、ごみが散らかっていないの満足度は増加していますが、不法投棄・ポイ捨てへの対策を望む声も多くあります。

ごみの減量化・資源化へ向けた啓発や不法投棄・ポイ捨て対策に向けた市の取り組みは、成果が見られたものの今後も継続していく必要があります。

第7節 きれいな空気の保全及び二酸化炭素等の温室効果ガスの削減

● 環境保全目標

大気環境の保全目標

二酸化窒素*、オキシダント、浮遊粒子状物質*の測定値を目標年次（10年後）までに過去10年間（浮遊粒子状物質は過去3年間）の平均値を上回らないように努力します。

《環境保全目標の達成状況》

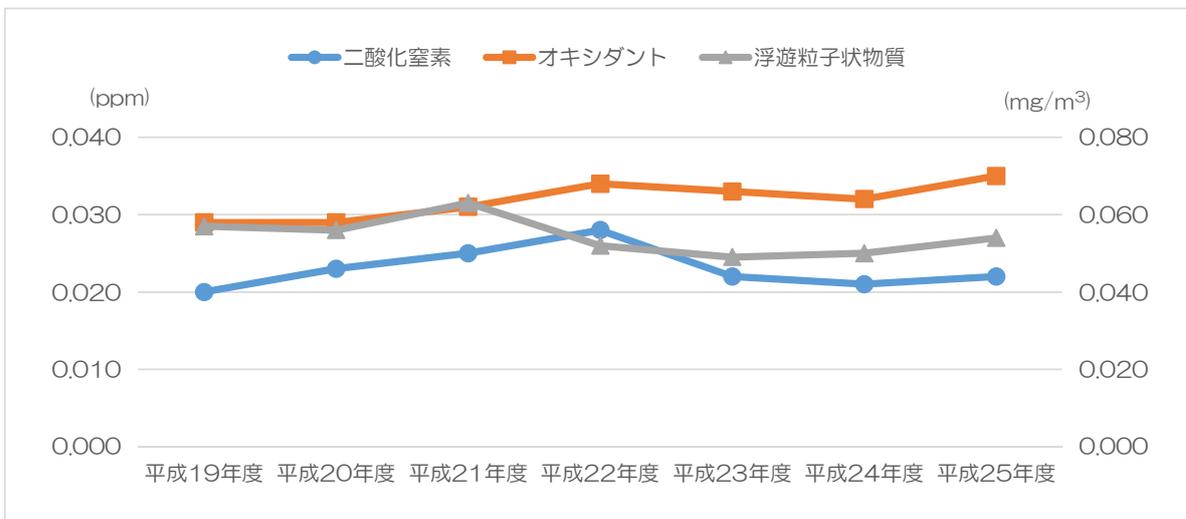
項目	目標 ^{※1}	実績 ^{※2}
二酸化窒素 (ppm)	0.030 以下	0.023
オキシダント (ppm)	0.027 以下	0.032
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.064 以下	0.054

※1 過去10年間の平均値

※2 平成19年度～平成25年度までの平均値

■は、目標を達成していない項目を示しています。

出典：栃木県大気汚染常時監視結果報告書



《二酸化窒素、オキシダント、浮遊粒子状物質の推移》

出典：栃木県大気汚染常時監視結果報告書

平成19年度から平成25年度までの各項目の平均値は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境保全目標を達成していますが、オキシダントでは環境保全目標を上回る値となっています。

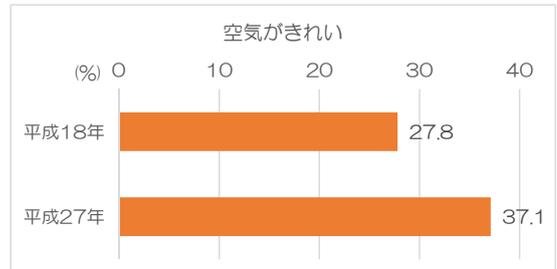
オキシダントは、窒素酸化物や揮発性有機化合物*等が太陽光の紫外線により光化学反応を起こし生成される物質です。市境を越えて汚染物質が移動する広域的な汚染であり、栃木県全域で環境基準*が未達成となっています。

● 市行動指針の進捗

市では、温室効果ガス削減方法の情報提供、家庭での太陽光発電システム導入や省エネルギー設備、クリーンエネルギー自動車*の購入支援を行っています。市自らも温室効果ガス削減に取り組むとともに、クリーンエネルギー自動車の購入や市営バスなどの公共交通機関の利用促進に取り組んでいます。

● 市民等の意識調査

市では、大気環境の保全に向け、工場等の指導を行ってきました。その結果、市内の環境で「空気がきれい」について満足している割合は、前回よりも増え37.1%となっています。



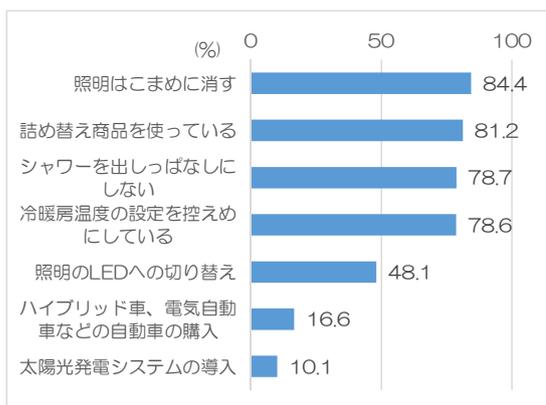
《大田原市の環境で満足している点》

市民の温室効果ガス削減に向けた取り組みは、日常生活ですぐに取り組みめるものは多くが実行されていました。初期投資が必要となる「ハイブリッド車や電気自動車などの購入」「太陽光発電システムの導入」は、低い割合となっています。

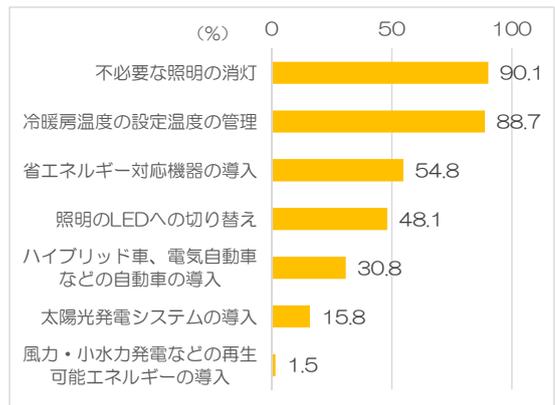
事業者の温室効果ガス削減に向けた取り組みは、事業活動ですぐに取り組みめるものは多くが実行されていました。初期投資が必要となる「ハイブリッド自動車や電気自動車などの購入」「太陽光発電システムの導入」「風力・小水力などの再生可能エネルギーの導入」は、低い割合となっています。

これは、市民、事業者とも同じ傾向となっています。

また、自由意見の中には、「近隣の野焼き」「家畜等のにおい」についての対応を求める意見がありました。



【市民】



【事業者】

《環境保全の取り組みについて》

市に力を入れて欲しい環境政策についての質問では、「省エネルギーの促進」「大気汚染対策」が多くなっています。



《力を入れて欲しい環境政策》

(市民・事業者アンケート調査結果より)

● 評価

第一次環境基本計画の環境保全目標は、工場や自動車の排ガスの規制により、光化学オキシダント*以外の項目では環境基準を達成しています。市民の空気への満足度も高くなっていますが、野焼きや家畜等の悪臭への対応や大気汚染対策を望む声も見られます。

温室効果ガスの削減に向けた取り組みは、すぐに実践できる節約は多くの市民、事業者が実行していますが、初期投資が必要なものは取り組みが低く、省エネルギーの促進を求める声も見られることから、市の支援事業について継続した普及啓発が必要であると考えられます。

大気環境の保全、温室効果ガスの削減に向けた市の取り組みには、成果が見られたものの今後も継続した取り組みが必要です。



両郷地区コミュニティーセンター



しんとみ保育園

太陽光発電システム設置施設

第8節 環境の課題

◆ 地域の環境を愛する意識の涵養

市民アンケート調査結果からみると自然環境の保全活動や環境ボランティアへの協力は、まだ少ない状況です。本市には、多くの自然環境があり、この環境を未来の子どもたちに引き継いでいかなければなりません。

環境の保全は、誰かに任せておけばいいというものではなく、すべての人々が認識し、協働し、積極的に取り組んでいかなければなりません。

今後、環境への関心を高めるため、市内の自然環境を活用した体験型環境学習の機会の増加、環境保全活動の活発化に向けた施策の検討が必要です。

◆ 緑地とのふれあいの推進

森林面積は、僅かに減少しています。近年、林業従事者の高齢化による担い手や後継者の不足などにより手入れが行き届かず、放置される森林も増えています。森林は、多くの動植物を育む場所でもあり、一度壊れてしまうと簡単には戻らないため、適切な時期に間伐などの維持管理が必要です。

また、身近な緑地で憩いの場である公園の整備も継続していく必要があります。

さらに、緑地環境への関心を深めるため、森林や農地、公園等の緑地とのふれあいの機会も増やしていかなければなりません。

◆ 水辺の保全と再生による水・土壌環境の保全

流量の豊富な河川だけではなく、小さい河川や水路の水質改善が必要です。

河川等の水質悪化の要因は、工場等からの排水と家庭からの生活排水があります。

工場等の排水では、規制による監視の継続、生活排水では、下水道施設の整備と接続率の向上、合併処理浄化槽*の設置等の生活排水処理施設の普及と維持管理に対する指導が重要な課題となっています。

また、市内の水環境への関心を深めるため、水辺の整備や保全活動、体験型の環境学習の機会を増やしていかなければなりません。

◆ 動植物等の生態系の保全

市内には多くの希少な動植物の存在が確認されており、保全活動が行われていますが、市民の関心は低い状況です。

本市には、八溝山系の豊かな森林、那珂川や箒川、蛇尾川をはじめとする河川、那須野が原扇状地の湧水、羽田沼や琵琶池などの自然資源を有する環境が残され、その中で長年育まれてきた地域固有の生物多様性を有しています。

近年、人間の活動や気候の変動により移動してくる外来種や移入種により、これらの生物多様性の衰退が大きな課題となっています。外来種や移入種は、本来その地域が持つ生態系を壊してしまうため、駆除や防除等の対策を行う必要があります。

また、市内の希少な動植物への関心を深めるため、保全活動や環境学習の機会を増やしていかなければなりません。

◆ 里地里山の保全

本市には、古くから生産を行ってきた田園風景があり、市民からは、農用地の保全を求める声が多く見られています。

里地里山は、木材の供給源、農業生産の拠点であるとともに、希少な動植物の生息生育域として豊かな生物多様性を育んでいます。近年、農林業従事者の高齢化による担い手や後継者不足により耕作放棄地の増加や里山の荒廃、イノシシ等の鳥獣による農作物の被害が課題となっています。

また、再生可能エネルギー*としての太陽光発電設備の設置や宅地等への開発により、林の伐採や農地の転換による里地里山の減少も課題となっています。

今後、里地里山への関心を深めるため、保全活動や環境学習の機会を増やしていかなければなりません。

市内の林の様子



◆ ごみの減量化の徹底及びごみの散乱防止

廃棄物を取り巻く環境は、限りある資源の有効活用、最終処分場の残余年数の逼迫等の多くの課題を抱えています。

また、不法投棄・ポイ捨て対策も継続していかねばならない課題です。

ごみの問題は、ごみを排出する全ての人々が協力し継続して取り組んでいかねばならず、意識の向上に向けた啓発やごみの減量化・資源化への新たな取り組みが必要です。

◆ きれいな空気の保全及び二酸化炭素等の温室効果ガスの削減

大気汚染物質である二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準を満足していますが、市域を越えて汚染物質が移動する広域的な汚染である光化学オキシダントが環境基準を超えています。広域的な汚染ですが、その原因となる窒素酸化物や揮発性有機化合物の排出抑制が必要です。

また、大気汚染物質として問題となっている微小粒子状物質（PM2.5）*への対応も課題となっています。

私たちの日常生活や事業活動から排出される温室効果ガスの増加による地球温暖化は世界でも大きな問題となっています。国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で新たな枠組みが採択され、地球規模での対応が求められています。日本でも東北地方太平洋沖地震以降、化石燃料*による発電により温室効果ガスの排出量は増加しており、再生可能エネルギーへの転換、省エネルギー機器の普及、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みが必要です。

また、これら第一次環境基本計画からの課題に加え、東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質*への対応も新たな課題となっています。

このように、これまでの第一次環境基本計画における各評価から得られた課題を踏まえ、第3章から新たな環境基本計画について示します。

広域クリーンセンター大田原





第3章 計画の方向性

第3章 計画の方向性

第1節 望ましい環境像

「大田原市の豊かで美しい環境を守り、創造し、後世に引き継ぐ条例」（平成8年4月1日条例第1号）の目的は、「豊かで美しい自然と人間との共生を願い、環境を守り、創造し、後世に引き継ぐため、市民参画による「環境保全都市大田原」の実現を目的とする。」です。

この「環境保全都市大田原」とは、平成6年12月21日に宣言された「環境保全都市宣言」です。

環境保全都市宣言

与一の里大田原は、「ミヤコタナゴ」が生息し、白鳥が飛来する、豊かで美しい自然に恵まれたまちである。

いま、このまちの澄んだ空、豊かな清流、緑茂る大地を汚染や破壊から守り育ててゆくことが、私たち市民一人ひとりに課せられた責務である。

また、私たちは自然と人間が調和し、永遠に共生することを強く念願するものである。

市制40周年を契機に、私たちは自然環境の保全と環境にやさしいまちづくりを決意し、豊かで美しい自然を永く後世に伝えるため「環境保全都市大田原」の実現を目指すことをここに宣言する。

本市の東部には、緑豊かで多くの動植物を育む八溝山系の森林が広がり、清流那珂川へと注ぐ多くの河川の源流域があります。これらの森林から続く、人と自然が共生し、長い時間をかけ維持してきた林や耕作地の里地里山は、本市の原風景です。

そこには、那須連山からの清らかな水が湧く湧水、自然のまま残された農業用水路が流れ、本市を代表する希少な動植物である、“ミヤコタナゴ” や “イトヨ”、緑豊かで清らかな水によって生まれ夏の夜空を飛び交う “ホタル” など多くの生物が生息しています。里山にある湿地には “ザゼンソウ” の群生も見られます。

また、冬場には、多くの白鳥が飛来する羽田沼や琵琶池もあります。

私たちはこのような自然が豊かな場所で長い間ともに暮らしてきました。本市が持つ自然は、人の手によって支えられ、守られてきました。その一方、市街地が形成され、人々の便利で豊かな生活が営まれています。

また、市内にある工業団地には多くの企業が進出し、県内でも有数な工業生産を誇る、自然と人間が共生するまちとなっています。

これらを踏まえ、また第一次環境基本計画の考えを継承し、豊かで美しい自然と人間との共生を願い、望ましい環境像を以下のように設定します。

かけがえのない環境を子どもたちに引き継ぐために



ミヤコタナゴ

国指定天然記念物で絶滅危惧ⅠA類

地元では「オシャラクブナ」と呼ばれ藻類を主とした雑食性で、1～2年で体長3～4センチとなります。

羽田ミヤコタナゴ生息地保護区と親園地区の滝岡ミヤコタナゴ保護地では、地元で保存会が結成され、巡視や清掃等の管理を行っています。

第2節 望ましい環境像を実現するための目標

環境の課題を解決し、望ましい環境像「かけがえのない環境を子どもたちに引き継ぐために」を実現するため、4つの基本方針、数値目標を設定します。

4つの基本方針については、環境の課題を踏まえ、計画的かつ効果的に進め目標を達成するため次のように設定します。

基本方針1は、環境への関心と理解を深めるための環境教育や環境学習と保全活動、環境に関する情報の発信を「環境保全活動」としてまとめます。

基本方針2は、関連が深い動植物を育む緑地や森林、水辺、里地里山と地域との関わりの深い歴史遺産や景観と緑化を「自然環境」としてまとめます。

基本方針3は、私たちの日常生活や事業活動から発生する大気汚染、水質汚濁、ごみなどの環境負荷を「生活環境」としてまとめます。

基本方針4は、地球規模で影響を及ぼす地球温暖化防止に向け、本市の特性を生かした太陽光発電やバイオマスエネルギー*等の再生可能エネルギーの活用や省エネルギー機器の採用、新たな技術革新を「地球環境」としてまとめます。

基本方針1

環境に学び、環境を大切にすることを育むまち

“かけがえのない環境を子どもたちに引き継ぐために”を実現するためには、市民、市民団体、事業者、市の全てが、自らの生活や活動が環境にどのような影響を与えているのかを認識し、共に考え連携して環境負荷の少ない暮らしへと転換していく必要があります。

そのため、環境に対する関心や理解を深め、積極的な環境保全活動を推進していく人々を増やしていかなければなりません。将来の本市を担う子どもの環境教育の推進を図るとともに、多くの方が本市の豊かな環境を活用した環境教育・環境学習や環境情報を共有し、

”環境に学び、環境を大切にすることを育むまち”を目指します。



環境フォーラムの様子

基本方針2

恵み豊かな美しい自然を守り育てるまち

本市には、ミヤコタナゴやイトヨ、ザゼンソウが生息生育する清らかな水、白鳥が飛来する沼や池、夏の夜空を飛び交うホタルなど希少な動植物、八溝山系の豊かな緑や田園風景が広がる里地里山が残っています。さらに、ここにおいて祖先の暮らしの営みによって数多くの歴史遺産や景観が形成されています。これらの環境を観光資源として活用しながら、保全していきます。

自然環境は、ひとたびバランスが崩れると、元の良好な状態に戻るまで、長い時間と労力が必要となります。本市の希少な動植物を守り、生物多様性を保全していくとともに自然との触れ合いを確保し、子どもたちに引き継ぐため、人と自然が共生した

“恵み豊かな美しい自然を守り育てるまち”を目指します。

基本方針3

ものを大切にし、健康で安心して暮らせるまち

私たちの便利で快適な生活は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムにより形成されてきました。こうした社会経済システムが、公害や廃棄物の増大、天然資源の浪費といった様々な環境問題の原因となっています。

私たちが健康で文化的な暮らしを継続して営むため、ライフスタイルを見直し安全で安心な日常生活を営み、持続可能な資源循環型の社会を確立した

“ものを大切にし、健康で安心して暮らせるまち”を目指します。

基本方針4

地球を思いやり、やさしい暮らしができるまち

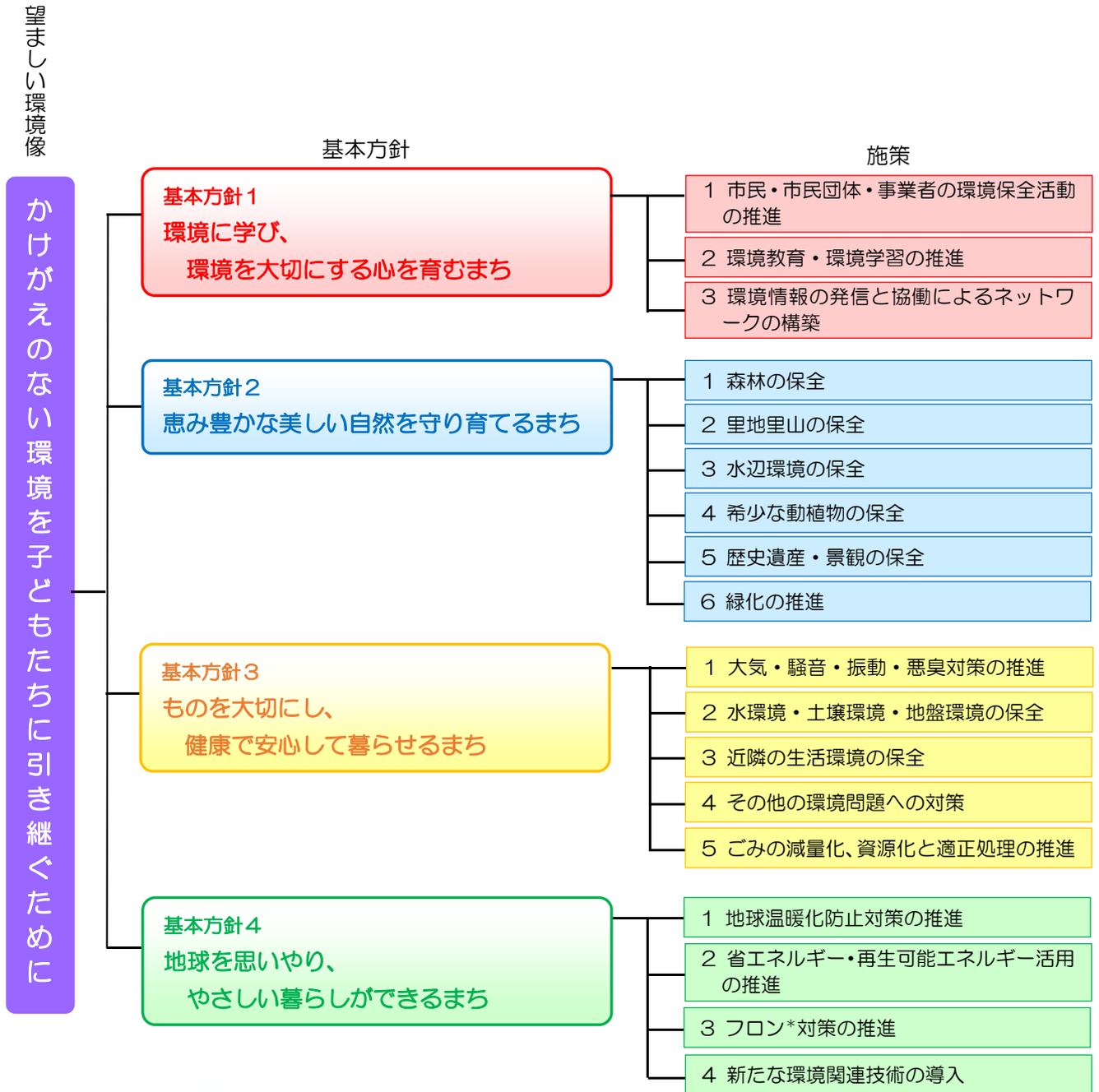
私たちの豊かで快適な生活を維持していくために、大量のエネルギーが消費されています。

エネルギーの消費に伴い多量に発生した温室効果ガスの影響により地球の温暖化が進み、その対策が世界全体で行われています。

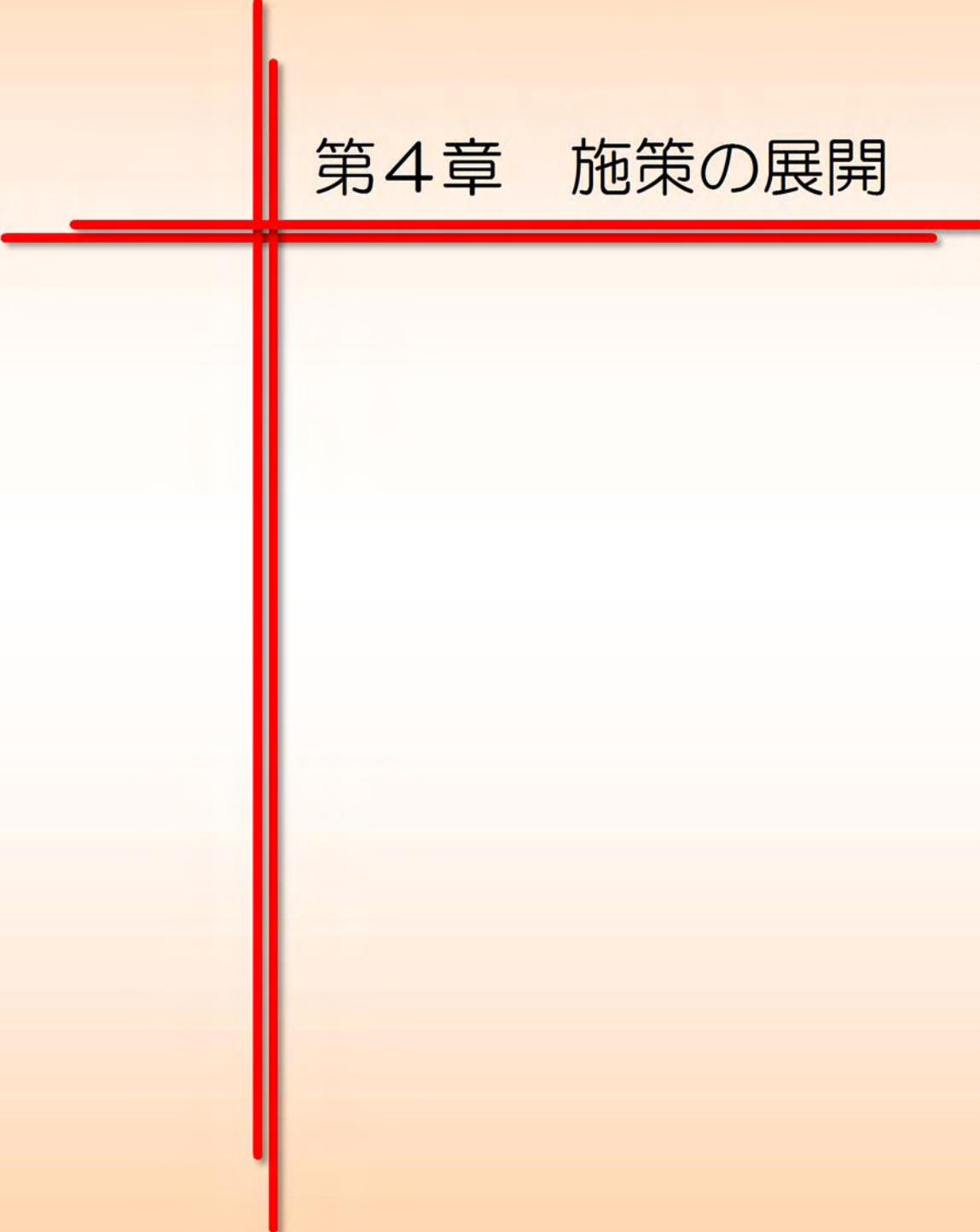
このため、エネルギーや資源を効率よく無駄なく利用していくとともに、太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの活用を進めていく必要があります。本市においてもLED*などの省エネルギー機器の利用によりエネルギーの消費を低減し、本市の特性を生かした再生可能エネルギーを活用し

“地球を思いやりやさしい暮らしができるまち”を目指します。

第3節 計画の体系



羽田沼と白鳥



第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本方針1 **環境に学び、環境を大切にすることを育むまち**

施策1 市民・市民団体・事業者の環境保全活動の推進

施策の方向

市内の環境を保全していくためには、市民、市民団体、事業者、市が連携して協働で取り組むことが重要です。市民、事業者のアンケート調査の結果からも、地域の清掃活動への協力に対する市民の意識は高く、多くの市民が参加しています。

地域の環境美化に取り組むことで、環境マナーの向上と市全域の環境への意識向上を目指し、今後も環境保全活動を継続して支援します。

また、既存の環境保全活動の情報を提供し、市民等の参加の場を増やします。

市の主な施策

- ◆ 自治会や道路里親会等の各種団体での美化活動を推進するため、各種団体の活動の情報を提供し支援します。
- ◆ 環境保全地域の環境保全活動を推進するため、各地域で構成している保全団体の活動の情報を提供し支援します。
- ◆ エコツーリズム*を活用した自然環境の保全活動を推進するため、情報の提供や関連団体の活動に協力します。

主な行動指針

市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各種団体での美化活動に積極的に参加しましょう。 ◆ 環境保全活動に協力しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各種団体での美化活動に積極的に参加するとともに、従業員に対し参加を促しましょう。 ◆ 環境保全活動に協力するとともに、従業員に対し参加を促しましょう。 ◆ 従業員の環境保全活動参加への理解と支援を行いましょ。

施策2 環境教育・環境学習の推進

施策の方向

市民一人ひとりの環境に対する理解と関心を深め、環境に配慮した生活の実践を目指し、環境教育や環境学習の推進を図ります。環境に関する座学だけではなく、本市の豊かな自然環境を活用した自然観察会や体験型環境教育、環境学習を推進します。

また、大人だけでなく学校や子ども会等と協力し、子どもへの環境教育の場を提供し、環境への理解と関心を高めます。

市の主な施策

- ◆ 日常生活に関連する環境について学ぶ環境講座を行います。
- ◆ こどもエコクラブ*の活動を推進するため、団体や活動の情報を提供し支援します。
- ◆ 体験型環境教育プログラムの提供や講師の派遣により、学校での環境教育を支援します。
- ◆ 自然観察会や生き物調査を、関連団体と協力して実施します。
- ◆ なかがわ水遊園と連携した子どもたちへの学習、体験講座の開催を推進します。
- ◆ 体験型環境学習、歴史文化資源、農業体験等を盛り込んだエコツーリズムを行う関連団体の活動に協力します。

主な行動指針

市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境講座に参加し、日常生活でできる環境保全を実践しましょう。 ◆ 自然観察会や生き物調査、体験型の環境学習に参加し、市内の自然環境への理解を深めましょう。 ◆ こどもエコクラブや子どもが参加できる環境学習に積極的に協力・参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業所内での環境教育に努めましょう。 ◆ ISO14001*やエコアクション21*等の環境マネジメントシステム*の取得により、環境に配慮した事業活動に積極的に取り組みましょう。 ◆ 環境学習に積極的に協力しましょう。 ◆ エコツーリズムの活動に協力しましょう。

施策3 環境情報の発信と協働によるネットワークの構築

施策の方向

市民、市民団体、事業者の環境に関する意識向上を図るため、市や県、国等で実施している各種調査結果や環境に関する情報を市の広報やホームページを活用し公開します。

また、環境保全活動の一層の推進を図るため、環境保全に取り組む各種団体の情報や意見の交換、連携を深めるための場の設置を検討します。

市の主な施策

- ◆ 広報やホームページを活用し環境に関する情報を発信します。
- ◆ 環境マネジメントシステム取得に向けた情報の提供を行います。
- ◆ 環境に関する調査結果や環境基本計画の進捗状況をとりまとめ公表します。
- ◆ 河川愛護会や公園愛護会等の環境保全団体の活動情報を市民、市民団体、事業者に提供します。
- ◆ 環境保全に取り組む各種団体の交流ができる場を提供します。

主な行動指針

市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市の環境情報を活用し、地域環境への理解を深めましょう。 ◆ 各種環境保全団体は、市の施策に協力しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境保全への取り組みや活動状況等の情報を発信しましょう。 ◆ 市の環境情報を活用し、地域環境への理解を深めましょう。



道路愛護作業の様子

基本方針1 **環境に学び、環境を大切に作る心を育むまち** の指標

指 標	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 37 年度)
環境基本計画の進捗等の公表	—	1 回/年
エコクラブ会員数	781 人	900 人
環境講座の開催回数	0 回/年	2 回/年
市主催や共催による自然観察会や体験型環境学習を盛り込んだエコツーリズムの開催回数	4 回/年	6 回/年
公園愛護会数	53 団体	65 団体
農家民泊開業助成事業による農家戸数	78 戸	200 戸
各部門（分野）での施策や結果の周知等	—	1 回/年（下限値）



ホテルの生息地の保全



水路の泥あげ作業

地域住民による農地の保全活動

基本方針2

恵み豊かな美しい自然を守り育てるまち

施策1 森林の保全

施策の方向

本市の面積の4割は森林が占めており、東部には八溝山系の豊かな緑をもつ森林が広がっています。森林は、木材等の供給、温室効果ガスの吸収源であり、水源の涵養、土砂の崩落の防止、多様な動植物の生態系を維持するなど様々な機能を有しています。

森林が持つ多面的な機能を維持していくため、国や県等の関係機関と協力し、間伐などの適切な維持管理を促進します。

また、林業従事者の確保に繋がるよう施策を継続して展開します。

市の主な施策

- ◆ 県や森林組合等と協力し所有者に森林の整備を促します。
- ◆ 病虫害防除、野生鳥獣による被害防止対策を行います。
- ◆ 森林の適切な管理を支援するため、林道の整備を行います。
- ◆ 森林とのふれあいに向け、遊歩道を整備します。
- ◆ 森林を活用した体験の場を提供します。
- ◆ 国土利用計画大田原市計画に基づく、計画的な土地利用の推進を図ります。
- ◆ 森林の開発に際しては、必要な手続きを指導し、自然環境への配慮を促します。

主な行動指針

市民・市民団体	事業者
◆ 森林が果たす役割の理解に努めましょう。	◆ 森林が果たす役割を理解し、開発等を行う場合には環境に配慮しましょう。
◆ ハイキングや森林浴のようなレクリエーションで市内の環境を活用しましょう。	◆ レクリエーションなどで市内の環境を活用しましょう。
◆ 森林に入る場合には、環境を乱さないようマナーを守りましょう。	◆ 森林の整備等に協力しましょう。
◆ 森林の整備等に協力しましょう。	◆ 森林の開発に際しては、必要な手続きを行い、自然環境に配慮しましょう。

施策2 里地里山の保全

施策の方向

集落とその周りの森林と農地によって形成される里地里山は、長い歴史の中で人と自然の関わりから維持されてきました。里地里山は、ミヤコタナゴやイトヨ、ザゼンソウなどの希少動植物や豊かな環境を象徴するホタルの生息生育域であり、本市にとって重要な場所です。

また、里地里山は生産基盤として活用されるほか、その風景が私たちに安らぎを与えていますが、近年は、農林業従事者の減少により、人の手が行き届かず荒廃が見られます。

本市の原風景であり、身近な自然環境でもある里地里山と農業用水路を、維持、保全しながら、観光資源として活用するとともに、就農の機会の場を創出します。

市の主な施策

- ◆ 屋敷林や社寺林等の里山を保全します。
- ◆ 県や森林組合等と協力し林の間伐や造林の適切な管理を支援します。
- ◆ 地元産出の木材の利用を促進します。
- ◆ 優良農地の保全、市民農園や観光農園等の整備など総合的な整備を推進します。
- ◆ 農産物の地産地消*を推進します。
- ◆ 野生鳥獣による農産物被害の防止対策を図ります。
- ◆ 関係機関と協力し環境保全型農業を推進します。
- ◆ エコファーマー*への転換を推進します。
- ◆ 関係機関と協力し生物環境に配慮した農業用水路の整備を推進します。
- ◆ 里地里山の開発に際しては、必要な手続きを指導し、自然環境への配慮を促します。



棚田の風景

主な行動指針

市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 屋敷林や社寺林等の里山を保全しましょう。 ◆ 森林の適切な管理に協力しましょう。 ◆ 所有する林や農地を適切に管理しましょう。 ◆ 地元産出の木材を積極的に利用しましょう。 ◆ 市民農園や観光農園を積極的に利用しましょう。 ◆ 農地を有効に活用しましょう。 ◆ 地元産の農産物を積極的に利用しましょう。 ◆ 生物環境に配慮した農業用水路の整備に協力しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 開発等を行う場合には周囲の環境に配慮しましょう。 ◆ 屋敷林や社寺林等の里山を保全しましょう。 ◆ 森林の適切な管理に協力しましょう。 ◆ 地元産出の木材を積極的に利用しましょう。 ◆ 農地の有効活用に向け、積極的に協力しましょう。 ◆ 地元産の農産物を積極的に利用しましょう。 ◆ 市民農園や観光農園等の総合的な取り組みに協力しましょう。 ◆ 森林の開発に際しては、必要な手続きを行い、自然環境に配慮しましょう。



ガゼンソウ

山中の湿地に生える水芭蕉に似た多年草で、仏炎苞につつまれた花の形が座禅を組む僧に似ていることから、この名前がついたと言われています。

北金丸のガゼンソウ群生地は、那須野が原扇状地の地下水が湧き出る湿地帯になっています。

施策3 水辺環境の保全

施策の方向

市内には、那珂川、箒川、蛇尾川やそれらに流れ込む多くの河川、羽田沼、琵琶池があります。また、那須野が原扇状地の扇端に位置し多くの湧水があります。

これらの流域は、多くの動植物の生息生育域であり、私たちに安らぎを与えています。水辺環境を保全していくとともに、子どもたちの遊びの場となるような親水空間としての活用を推進します。

市の主な施策

- ◆ 生物環境に配慮した多自然型川づくりを推進します。
- ◆ 湧水の保全に向け、湧水の調査を行い、その周辺環境を保全します。
- ◆ 河川や湧水地付近の開発に際しては、必要な手続きを指導し、自然環境への配慮を促します。
- ◆ 水とふれあえる親水空間の整備や保全を図ります。

主な行動指針

市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小河川の生物環境に配慮した多自然型川づくりに協力しましょう。 ◆ 魚釣りや水遊びなどで市内の環境を活用しましょう。 ◆ レクリエーションなどで市内の環境を活用しましょう。 ◆ 川や用水路、羽田沼や琵琶池を汚さないようにしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小河川の生物環境に配慮した多自然型川づくりに協力しましょう。 ◆ レクリエーションなどで市内の環境を活用しましょう。 ◆ 川や用水路を汚さないようにしましょう。 ◆ 河川や湧水地付近の開発に際しては、必要な手続きを行い、自然環境に配慮しましょう。



琵琶池

施策4 希少な動植物の保全

施策の方向

本市には、ミヤコタナゴやイトヨ、ザゼンソウ、白鳥、ホタルなどの希少な動植物の生息生育環境が残されています。本市を代表する希少な動植物は、人が手を入れて維持してきた、私たちの身近な環境に生息生育しています。希少な動植物の生息生育地では、地元を中心とした保全団体により保全活動が行われています。

近年、人の手が行き届かず生息生育域の荒廃や人為的な要因で持ち込まれた、あるいは持ち込まれたものが別な場所に移された外来種や移入種により、希少な動植物の生息生育地や地域固有の生態系に影響を及ぼしています。

本市の希少な動植物とその保全活動を市民に紹介するとともに、本市が持つ生物多様性を保全していくため、適切な維持管理を推進します。

市の主な施策

- ◆ 希少な動植物の生息生育環境を保全します。
- ◆ ミヤコタナゴやイトヨなど、希少な動植物を市の観光資源として活用するとともに、その保全活動を広く紹介し、多くの人に協力を求めます。
- ◆ 希少な動植物の生息生育域周辺の開発に際しては、必要な手続きを指導し、自然環境への配慮を促します。
- ◆ 農業用水路とその周辺を整備し、ホタルの生息環境を保全します。
- ◆ 動植物の調査を行い、環境保全の資料として活用します。
- ◆ 生物多様性の保全に向けた計画を策定します。
- ◆ 特定外来種*や有害鳥獣の対策を計画的に推進します。

主な行動指針

市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内の希少な動植物への理解を深めましょう。 ◆ 希少な動植物の生息生育域周辺では、農薬や化学肥料等の使用を控えましょう。 ◆ 希少な動植物の保全に協力しましょう。 ◆ 動植物の調査に協力しましょう。 ◆ むやみに野生動物を捕まえたり、植物を摘み取ったりしないようにしましょう。 ◆ 野生動物の餌付けは行わないようにしましょう。 ◆ 自然環境に影響を与えないよう外来種や移入種の動植物を、適切に飼育、管理しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 希少な動植物への理解を深め、環境の保全に協力しましょう。 ◆ 動植物の調査に協力しましょう。 ◆ 事業所の整備等を行う場合には、周囲の生態系に配慮しましょう。 ◆ 希少な動植物の生息生育域周辺の開発に際しては、必要な手続きを行い、自然環境に配慮しましょう。 ◆ 農業用水路の土砂撤去など適切な管理を心がけましょう。 ◆ 自然環境に影響を与えないよう外来種や移入種の動植物を、適切に飼育、管理しましょう。

施策5 歴史遺産・景観の保全

施策の方向

歴史遺産とその周辺の自然は、地域の優れた景観を形成しています。これらは、遙か昔から人々の手により守り継がれた大切なもので、未来に引き継いでいかなければなりません。

そのため、一人ひとりの理解と協力により市内にある歴史遺産を保全していきます。

また、地域の歴史文化資源を観光資源として活用していくとともに、その周辺に残されている景観を保全していきます。

市の主な施策

- ◆ 地域の歴史遺産を保全し、その周知を図ります。
- ◆ 歴史遺産やその周辺の環境を観光資源として積極的に活用します。
- ◆ 市民等によるボランティアガイドを育成します。
- ◆ 貴重な歴史遺産を文化財として指定し、保全を図ります。
- ◆ 景観に配慮した建築物や看板等の設置を推進します。

主な行動指針

市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域に残る歴史遺産を学び、保全しましょう。 ◆ 住宅等を建てる場合には、周囲の景観に配慮しましょう。 ◆ ボランティアガイドとして、市の施策に協力しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域に残る歴史遺産を学び、保全しましょう。 ◆ 事業所等を建設する場合には、周囲の景観に配慮しましょう。



那須神社楼門
国指定重要文化財

施策6 緑化の推進

施策の方向

市街地の緑は、ヒートアイランド現象*を防止し、市民の憩いの場であるとともに、身近な動植物の生息生育環境としても重要なものです。

また、市街地の公園はレクリエーション施設として活用するだけでなく、防災のためにも必要な場所となっています。

公共施設の緑化を推進するとともに、市民、市民団体、事業者へ緑化を促進します。

市の主な施策

- ◆ 自治公民館での花いっぱい運動を推進します。
- ◆ 市民の生垣づくりを支援します。
- ◆ 地域の環境に配慮した苗木を配布します。
- ◆ 公共施設の緑化を推進します。
- ◆ 都市公園や街路の整備を行い、市街地緑化を推進します。

主な行動指針

市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 花いっぱい運動に積極的に参加しましょう。 ◆ 家庭の庭や外壁を積極的に緑化しましょう。 ◆ 都市公園などの緑化や維持管理に協力しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業所敷地内の緑化を積極的に行いましょう。 ◆ 都市公園などの緑化や維持管理に協力しましょう。

基本方針2 **恵み豊かな美しい自然を守り育てるまち** の指標

指 標	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 37 年度)
森林面積	15,239ha	現状維持
農地面積	10,237ha	現状維持
農振農用地面積	9,702ha	現状維持
公園面積	902,714m ²	増加
新築住宅木材需要拡大事業補助件数	10 件/年	20 件/年
天然記念物・史跡の保全管理団体等の 運営補助・委託件数	20 件/年	現状維持
生垣づくり補助件数	6 件/年	20 件/年
イノシシ捕獲頭数	77 頭/年	50 頭/年
各部門（分野）での施策や結果の周知等	—	1 回/年（下限値）



イトヨ

川で生まれ海に下る降海型と一生を淡水域で過ごす陸封型とがいます。本市では陸封型のみがみられ、湧水を中心に生息しています。生息地である田谷川が県の天然記念物に、おかんじち川が市の天然記念物に指定されています。

基本方針3

ものを大切にし、健康で安心して暮らせるまち

施策1 大気・騒音・振動・悪臭対策の推進

施策の方向

大気、騒音、振動、悪臭の発生源である工場等へは、法令による規制基準の遵守を継続して指導します。

感覚公害*である騒音、振動、悪臭は、規制基準を遵守していても問題となる場合があるため、騒音、振動、悪臭の低減に向け、事業者へ発生源対策を促します。

車両からの排出ガス、騒音、振動の影響を低減していくため、スムーズな交通誘導を目指した道路の整備、公共交通機関の整備、利用促進を図ります。また、環境負荷を低減するクリーンエネルギー自動車の普及を推進します。

広域的に問題となっている光化学オキシダントと微小粒子状物質（PM2.5）は、県や国と連携しその汚染状況について継続して監視を行い、光化学スモッグ*注意報などの発令時や微小粒子状物質濃度が環境基準を超えた場合には、これまでと同様に関係機関への迅速な連絡を行うとともに、市民にもよいちメールにより配信します。



野崎工業団地

法令や協定により規制基準が遵守され、地元の公害対策連絡協議会へも測定結果等が周知され良好な環境が保たれています。

野崎工業団地

市の主な施策

- ◆ 法令による規制基準の遵守を指導します。
- ◆ 規制値を超えている事業者に対し、法令に基づき適切な指導を行います。
- ◆ 光化学スモッグ注意報などの発令時の迅速な連絡を、関係機関に行います。
- ◆ 悪臭を発生する事業者に対策を指導します。
- ◆ 騒音や振動、悪臭等の感覚公害の低減に向け普及啓発、周知指導を行います。
- ◆ 堆肥等の適切な保管、散布を啓発、指導します。
- ◆ 事業者の公害防止対策を支援します。
- ◆ 住工混在の解消のため、都市計画マスタープランに基づく都市計画を推進します。
- ◆ 現況の土地利用にあった用途地域の見直し等を行います。
- ◆ 市営バスなどの公共交通機関の利用促進を図ります。
- ◆ 渋滞の緩和に向けた道路整備を推進します。
- ◆ エコドライブ、アイドリングストップ*を推進します。
- ◆ よいちメールを活用し、緊急時等の連絡を行います。

主な行動指針

市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ◆ ごみの野焼きは行わないようにしましょう。 ◆ 光化学スモッグ注意報などの発令時には、屋外での活動は控えましょう。 ◆ 騒音、悪臭等近隣に配慮した日常生活を心がけましょう。 ◆ 公共交通機関を利用しましょう。 ◆ 自転車を利用しましょう。 ◆ エコドライブ、アイドリングストップを心がけましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 法令による規制基準を遵守し、環境負荷の低減に取り組みましょう。 ◆ 環境配慮機器の使用に努めましょう。 ◆ 所有する焼却施設は適切に管理しましょう。 ◆ 光化学スモッグ注意報などの発令時には、排出ガス低減等の適切な対策を行いましょう。 ◆ 堆肥等の適切な保管、散布に努めましょう。 ◆ 騒音、振動、悪臭等の感覚公害の低減に努めましょう。 ◆ ノーマイカーデーの設定や公共交通機関、自転車による通勤を奨励しましょう。 ◆ エコドライブ、アイドリングストップを心がけましょう。

施策2 水環境・土壌環境・地盤環境の保全

施策の方向

河川等の水質は改善傾向で推移し、環境基準を達成していますが、工場等からの排水は、法令による規制基準の遵守を継続して指導します。近年、公共用水域の水質汚濁の主な要因は、家庭から出る生活排水と言われており、水環境だけでなく土壌環境にも望ましいものではありません。そのため、生活排水対策を推進します。

現在、市内では工場等からの有害化学物質の地下浸透や土砂等の埋立てによる土壌の汚染はありませんが、今後も法令による監視を行います。

また、県と連携して地盤沈下を防止するため、地下水の適正な採取及び適正な利用を推進します。

市の主な施策

- ◆ 法令による規制基準の遵守を指導します。
- ◆ 規制値を超えている事業者に対し、法令に基づき適切な指導を行います。
- ◆ 農薬や肥料の適切な使用を推進します。
- ◆ 農家等で使用している燃料の適正管理と流出防止施設整備を指導します。
- ◆ 下水道整備事業を計画的に進めます。
- ◆ 下水道整備区域外の合併処理浄化槽の設置及び適切な管理を推進します。
- ◆ 河川水等の水質を調査し、監視を行います。
- ◆ 県と連携して地下水の水質を調査し、監視を行います。
- ◆ 県と連携して有害物質を使用する特定事業場等に対して施設の管理と構造に関する基準の遵守を指導します。
- ◆ 条例による土砂等の埋立て等を指導し、埋立てによる土壌汚染を防止します。
- ◆ 県と連携して地盤沈下の状況の監視を行います。

主な行動指針

市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ◆ ごみや汚れた水を流さないようにしましょう。 ◆ 合併処理浄化槽や公共下水道を利用し、適切な管理を行いましょう。 ◆ 家庭菜園や緑化で使った農薬や肥料は適切に処理しまししょう。 ◆ 雨水の利用に努めまししょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 法令による規制基準を遵守し、環境負荷の低減に取り組みまししょう。 ◆ 環境配慮機器の使用に努めまししょう。 ◆ 有害物質等の流出対策を行いまししょう。 ◆ 合併処理浄化槽や公共下水道を利用し、適切な管理を行いまししょう。 ◆ 水の適切な利用に努めまししょう。 ◆ 雨水の利用に努めまししょう。

施策3 近隣の生活環境の保全

施策の方向

市民の日常生活から発生する騒音やペット及び野焼きに関する苦情、法令の規制対象とならない住宅地にある店舗や小規模な事業者だけではなく、一般の市民や農家が発生源となる騒音、悪臭に対する苦情も多くなっています。

生活水準の向上により生活環境の質的向上に対する欲求が高まり、これまで許容範囲として容認されていたものが、問題として現れてくる傾向があります。

また、近年、空き地や空き家が増加し、その維持管理不足が問題となっています。

市民一人ひとりが、周辺に与える影響を理解し、配慮を促すための意識啓発を図ります。

市の主な施策

- ◆ 近隣騒音や悪臭等の日常生活から発生する公害について意識啓発を行います。
- ◆ 野焼きを行わないよう指導します。
- ◆ ペットのフンや鳴き声等、飼い方のマナーについて意識啓発を図ります。
- ◆ 営業による騒音、悪臭、夜間の看板や街灯による光害に対し適切な指導を行います。
- ◆ 空き地や空き家の適切な維持管理を所有者に指導します。
- ◆ 空き家バンク登録制度の普及による空き家の解消を図ります。

主な行動指針

市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 騒音、悪臭等、近隣に配慮した日常生活を心がけましょう。 ◆ ごみの野焼きは行わないようにしましょう。 ◆ ペットは適切に飼育しましょう。 ◆ 所有している空き地や空き家は適切に維持管理しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 騒音、悪臭等、近隣に配慮した事業活動を心がけましょう。 ◆ 所有している土地は、適切に維持管理しましょう。

施策 4 その他の環境問題への対策

施策の方向

ダイオキシン類*濃度は、発生源である焼却施設等の対策の推進により、環境基準を満足していますが、今後も継続した監視及び対策を推進します。

東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による影響で、市内でも除染が行われ、水道水や農作物等の測定が行われています。今後も継続した測定による監視を行います。

市の主な施策

- ◆ 県と連携し、ダイオキシン類の測定を行います。
- ◆ 継続的に放射線の測定を行います。
- ◆ ダイオキシン類や放射線の測定結果を公表します。

主な行動指針

市民・市民団体	事業者
◆ ごみの野焼きを行わないようにしましょう。	◆ ごみは適切に処理しましょう。 ◆ 所有する焼却施設は適切に管理しましょう。

施策5 ごみの減量化、資源化と適正処理の推進

施策の方向

ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進してきましたが、ごみの排出量は増加傾向で推移し、再生利用は減少しています。ごみの減量や再生利用は、市民一人ひとりがごみの発生を減らし、資源の分別を徹底していく必要があります。

循環型社会*の確立に向け大田原市一般廃棄物処理基本計画を策定し、今後も継続的かつ効果的にごみの発生を抑制し、減量化を推進するとともに、資源の再生利用を図ります。

ごみのポイ捨てや不法投棄は、廃棄物監視指導員・監視員によるパトロールや意識啓発、清掃活動の推進により改善していますが、市民、市民団体、事業者の理解と協力が必要不可欠であり、今後も継続した監視や意識啓発、清掃活動を行い、ごみが捨てにくい環境づくりを推進します。

また、本市のごみ処理を行っている那須地区広域行政事務組合の事業に協力します。

市の主な施策

- ◆ 厨芥ごみ処理機器の普及を推進します。
- ◆ 生ごみの再生利用を検討します。
- ◆ レジ袋の削減に向け、マイバッグ運動を推進します。
- ◆ 資源ごみの集団回収を支援します。
- ◆ ごみの分別の徹底を推進します。
- ◆ 古着の回収方法を検討します。
- ◆ 各種リサイクル法に対応した適正排出を推進します。
- ◆ 未確立リサイクルルートの整備について検討します。
- ◆ ごみ減量化、再使用、再生利用の普及啓発を推進します。
- ◆ 廃棄物監視指導員等のパトロールによる監視を行います。
- ◆ ポイ捨てや不法投棄の防止に向けた啓発活動を推進します。
- ◆ 各種団体で実施する美化活動を支援し、ごみが捨てにくい環境づくりを推進します。
- ◆ 那須地区広域行政事務組合の事業に協力します。
- ◆ 一般廃棄物*の適正処理ルートを確保し、その情報を周知します。

主な行動指針

市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生ごみを減らすために厨芥ごみ処理機器を利用しましょう。 ◆ 買い物にはマイバッグを持参しましょう。 ◆ ごみを減らすために日常生活を見直しましょう。 ◆ ごみの分別を徹底しましょう。 ◆ 資源物の集団回収や店頭回収に協力しましょう。 ◆ グリーン購入*を心がけましょう。 ◆ ごみのポイ捨てや不法投棄を行わないようにしましょう。 ◆ 各種団体で実施する美化活動に積極的に参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ごみを減らすために事業活動を見直しましょう。 ◆ ごみの分別を徹底しましょう。 ◆ ごみの減量化や資源化に向けた市の施策に協力しましょう。 ◆ グリーン購入を心がけましょう。 ◆ ごみのポイ捨てや不法投棄を行わないようにしましょう。 ◆ 各種団体で実施する美化活動に積極的に参加しましょう。



不法投棄の様子

基本方針3 **ものを大切にし、健康で安心して暮らせるまち** の指標

指 標	基準値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 37 年度)
大気環境※ ¹ 二酸化窒素 浮遊粒子状物質	環境基準達成	(年間平均値) 0.03ppm 以下 0.06mg/m ³ 以下
光化学スモッグによる被害発生件数	0 件/年	0 件/年
水環境※ ² 河川の生物化学的酸素要求量	環境基準達成	(年間平均値) 1.0mg/L 以下
一人 1 日当たりのごみ排出量	883g/人・日	833g/人・日
ごみの資源化率	16.2%	18.5%
厨芥ごみ処理機器補助件数	22 件/年	30 件/年
資源ごみ回収団体数	192 団体	220 団体
生活排水処理人口普及率	80.3%	100%
道路の里親団体数	21 団体	31 団体
空き家バンク登録戸数	3 戸	70 戸
各部門(分野)での施策や結果の周知等	—	1 回/年(下限値)

※1 大田原市役所測定局の 1 年間平均値とする。

※2 栃木県で実施している公共用水域の調査河川の 1 年間平均値とする。



那珂川

基本方針4

地球を思いやり、やさしい暮らしができるまち

施策1 地球温暖化防止対策の推進

施策の方向

私たちの便利で快適な生活は、多くのエネルギーを消費し、多量の温室効果ガスを排出しています。それにより地球温暖化が進行しています。

地球温暖化による影響は、人類の生存基盤に関わる地球規模での大きな環境問題になっています。

地球の生態系と人類の生活を未来に引き継ぐため、一人ひとりが、日常生活や事業活動などの身近なところから環境負荷を低減し、温室効果ガス排出量の削減を進めます。

市の主な施策

- ◆ 日常生活や事業活動での温室効果ガス削減に向けた取り組みの情報を、広報やホームページ等により提供します。
- ◆ 大田原市地球温暖化防止実行計画【事務事業編】の取り組みを推進します。
- ◆ 事業所の ISO14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの取得に向け、情報の提供を行います。
- ◆ 森林の保全や緑化を推進します。
- ◆ ハイブリッド自動車や電気自動車等の次世代自動車*の普及を推進します。
- ◆ プラグインハイブリッド車や電気自動車等の購入を支援します。
- ◆ 市営バスなどの公共交通機関の利用促進を図ります。
- ◆ 公用車にハイブリッド自動車や電気自動車等の次世代自動車を導入します。



デマンド交通
らくらく与一号

主な行動指針

市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 使用していない家電のコンセントを抜いたり、冷暖房の設定を適切に管理し、日常生活での電気やガスの使用量を減らしましょう。 ◆ ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド車や電気自動車等の次世代自動車の購入に努めましょう。 ◆ エコドライブやアイドリングストップに努めましょう。 ◆ 市営バスなどの公共交通機関や自転車の利用を心がけましょう。 ◆ 買い物にはマイバッグを持参しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ISO14001 やエコアクション21等の環境マネジメントシステムを取得しましょう。 ◆ ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド車や電気自動車等の次世代自動車の購入に努めましょう。 ◆ ノーマーカーデーの設定や公共交通機関、自転車による通勤を奨励しましょう。 ◆ エコドライブやアイドリングストップに努めましょう。



急速充電器



市営バス

施策2 省エネルギー・再生可能エネルギー活用の推進

施策の方向

私たちの便利で快適な生活は、多くのエネルギーを消費しており、その多くは化石燃料により得られています。エネルギーの大量消費は、温室効果ガスの排出量の増加とともに、限りある資源の枯渇に繋がります。

近年、省エネルギー型商品や太陽光発電システムの普及が進み、市民、事業者のエネルギーに対する意識は高くなっていますが、今後も継続して省エネルギー対策、太陽光等の再生可能エネルギーの活用を推進します。

市の主な施策

- ◆ LEDなどの省エネルギー機器、住宅の屋根や屋上を活用した太陽光発電システムの普及を促進します。
- ◆ 日常生活や事業活動での省エネルギーに向けた取り組み等の情報を広報やホームページ等により提供します。
- ◆ 公共施設での省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの利用を推進します。

主な行動指針

市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 電気機器を買い替えるときは、LEDなど省エネルギー機器の買い替えに努めましょう。 ◆ 太陽光発電システムや蓄電池等の利用に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業活動での省エネルギーに取り組みましょう。 ◆ 設備の購入時には、省エネルギー型機器を選びましょう。 ◆ 太陽光発電システムや蓄電池等の利用に努めましょう。 ◆ 電気機器を買い替えるときは、LEDなど省エネルギー機器の買い替えに努めましょう。

LED 防犯灯



施策3 フロン対策の推進

施策の方向

フロンの大気中への放出が原因となるオゾン層*の破壊により、人の健康や生態系に大きな影響を与えることが懸念されています。

近年、オゾン層を破壊する特定フロンに替わり使用されている温室効果の高い代替フロンの排出が問題となっています。

適正なフロンの管理、回収のため、「特定家庭用機器再商品化法」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」、新たに制定された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の普及啓発を推進します。

市の主な施策

- ◆ 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の普及啓発に取り組みます。
- ◆ フロン類を使用した家電、自動車等の適切な処理を推進します。

主な行動指針

市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ◆ フロン類を使用した家電や自動車等は適切に管理しましょう。 ◆ フロン類を適切に処理するよう業者に依頼しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」を理解しましょう。 ◆ フロン類を使用した冷凍空調機器類や自動車等の管理を適切に行いましょう。 ◆ フロン類を適切に処理するよう業者に依頼しましょう。

施策4 新たな環境関連技術の導入

施策の方向

近年、環境関連技術の発展により効果的な技術が開発されています。本市には、多くの事業者が進出しており、地域の状況にあった技術の導入に向け、事業者と協働で取り組んでいきます。

市の主な施策

- ◆ 間伐材や畜産副産物等を利用したバイオマス発電等に取り組みます。
- ◆ バイオマスによる電気、熱を取り込んだ畜産クラスター*体制の構築に取り組みます。
- ◆ 農業用水路を利用した小規模発電によるエネルギーの活用について検討します。
- ◆ 環境関連の技術に関する情報を収集し導入について検討します。
- ◆ 事業者の新たな環境関連技術の導入や開発を促進します。
- ◆ 環境関連技術についての情報を発信し、導入を促進します。

主な行動指針

市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新たな環境関連技術について、理解を深めましょう。 ◆ 生ごみのバイオマス活用へ協力しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 間伐材や牛糞、豚糞等のバイオマス活用へ協力しましょう。 ◆ 生ごみのバイオマス活用へ協力しましょう。 ◆ 環境関連技術の開発や導入に努めましょう。

北那須浄化センター
消化ガス発電設備



基本方針 4 **地球を思いやり、やさしい暮らしができるまち** の指標

指標	基準値	目標値
市有施設の温室効果ガス排出量	5,804t-CO ₂ (平成 24 年度)	8%削減 (平成 30 年度)
市全域の温室効果ガス排出量	912 千 t-CO ₂ (平成 24 年度)	6%削減 (平成 37 年度)
住宅用太陽光発電システム補助件数	178 件/年 (平成 26 年度)	100 件/年 (平成 37 年度)
住宅用省エネ設備補助件数	15 件/年 (平成 26 年度)	36 件/年 (平成 37 年度)
クリーンエネルギー自動車購入補助件数	1 件/年 (平成 26 年度)	12 件/年 (平成 37 年度)
公用車の次世代自動車の導入	9 台 (平成 26 年度)	増加 (平成 37 年度)
エコアクション 21 認証登録数	1 社 (平成 26 年度)	5 社 (平成 37 年度)
エコキーパー*認定事業所数	8 社 (平成 26 年度)	20 社 (平成 37 年度)
各部門（分野）での施策や結果の周知等	—	年 1 回（下限値）



電気自動車
(公用車)



第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

本計画の望ましい環境像“かけがえのない環境を子どもたちに引き継ぐために”の実現に向け、効率的に計画を推進していくために、市民、市民団体、事業者、市のそれぞれが行動し、連携していくことが必要です。

そのため、本市の環境に関する施策の総合的な調整と適正な進行管理を効果的に実施する体制を構築します。

● 大田原市環境審議会

学識経験者、関係行政機関職員、関係団体代表者等からなる環境審議会において、市長の諮問に応じて、計画の進捗状況について報告を受け、評価を行い、必要に応じて計画の見直しや方針について提言を行います。

● 庁内会議

本計画を総合的、計画的に推進するため、施策の検討や調整、各課の進捗状況、新たな事業の実施状況の把握を行います。これら進捗状況をとりまとめ、その評価及び公表を毎年度行います。

また、必要に応じて中間年に見直しを行い、報告書を作成し、環境審議会への報告を行います。

● 市民・市民団体・事業者・市との連携

市民、市民団体、事業者、市で連携を図り、本計画の推進への協力、環境保全活動や環境学習の支援、情報の共有を行い、各主体間の連携を図ります。

第2節 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものにするためには、施策の進捗状況や指標の達成状況等を定期的にチェック及び評価し、施策の改善や指標の見直しを行うことが必要です。

そのため、本計画は、Plan（計画の策定）、Do（施策の実施）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより、継続的な改善を図ります。





資料編

資料編

● 市民・事業者アンケート調査結果

◆ アンケート調査の概要

市民、事業者の意向を把握し、大田原市環境基本計画（第二次）策定の基礎資料とするため、市民、事業者を対象としてアンケート調査を実施しました。

調査時期：平成27年7月

対 象：市 民 市内在住の18歳以上3,000人を無作為に抽出

事 業 者 市内の事業者300社を無作為に抽出

実施方法：郵送による発送と回収

◆ 市民アンケート結果

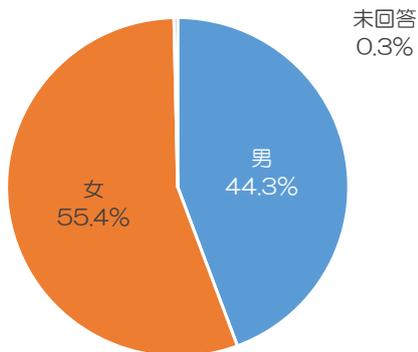
配布数：3,000人

回答数：1,155人

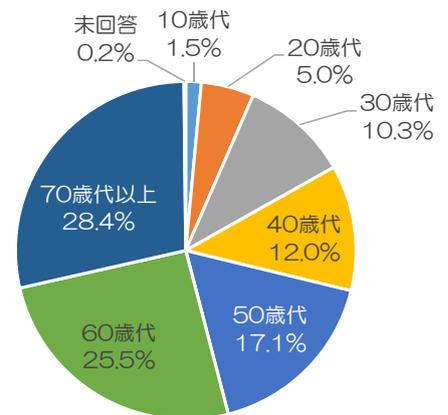
回収率：38.5%

質問1 回答者について

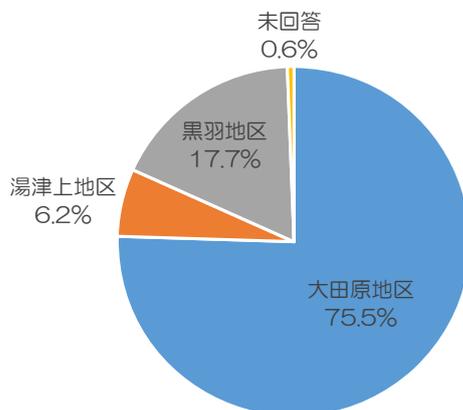
(1) 性別



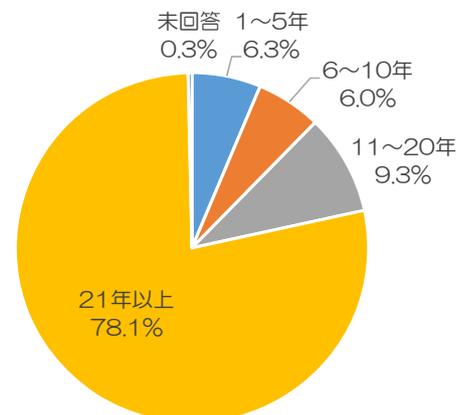
(2) 年齢



(3) 地区



(4) 居住年数

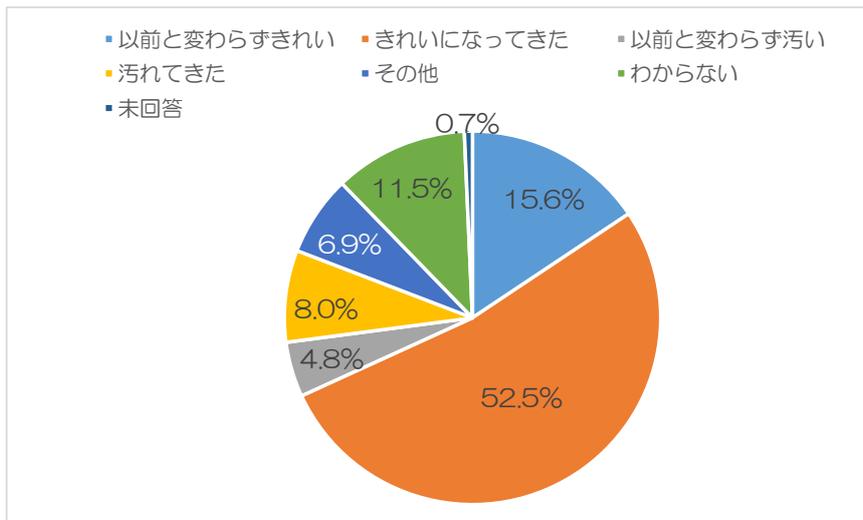


質問 2 大田原市の環境について。

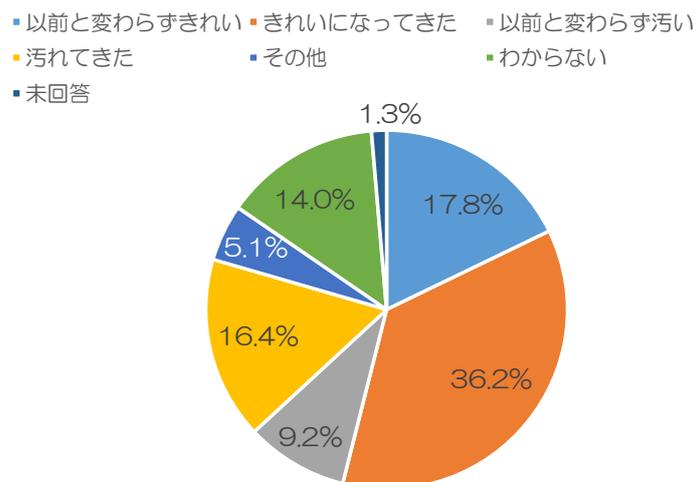
「以前と変わらずきれい」、「きれいになってきた」との回答が全体の68%を占め、「以前と変わらず汚い」、「汚れてきた」との回答の13%を大きく上回る結果となっています。

前回のアンケート調査結果と比較すると、「きれいになってきた」との回答が36%から53%に増え、「汚れてきた」との回答は16%から8%に減っており、環境の改善を感じている市民が増えていると考えられます。

	以前と変わらずきれい	きれいになってきた	以前と変わらず汚い	汚れてきた	その他	わからない	未回答
回答(人)	180	607	55	92	80	133	8
割合(%)	15.6	52.5	4.8	8.0	6.9	11.5	0.7

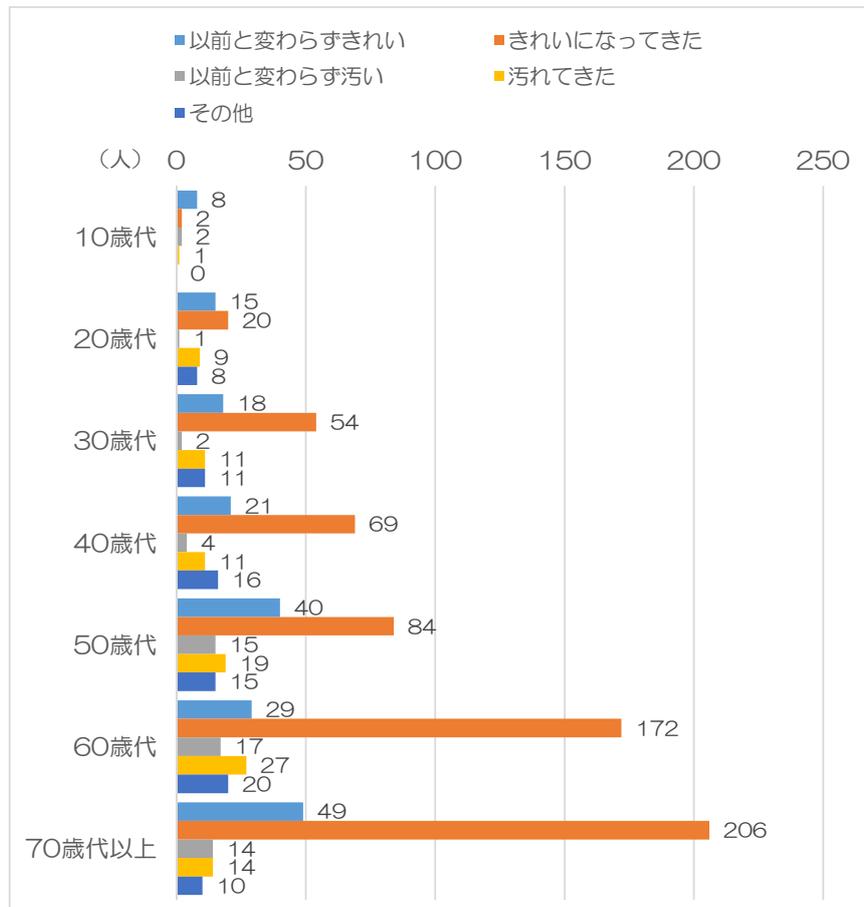


前回アンケート調査結果



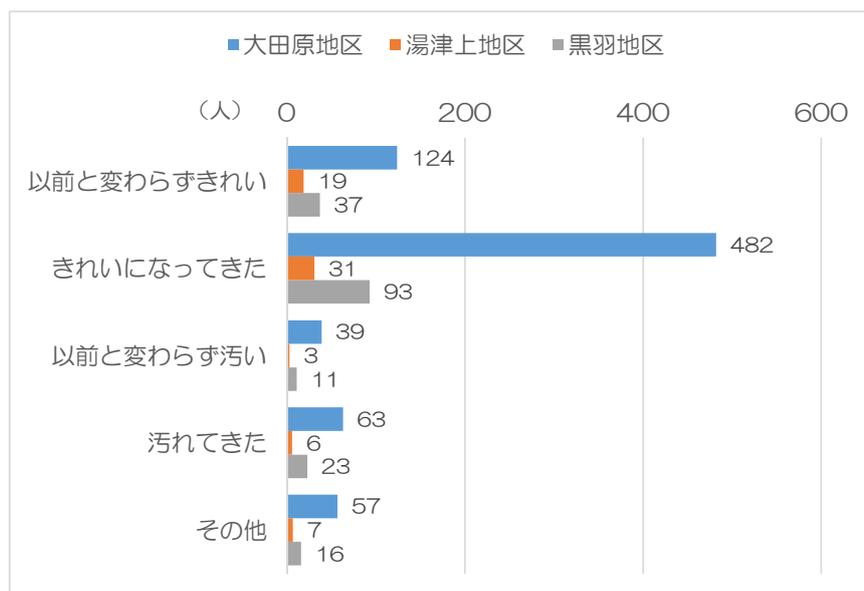
○年代別

年代別では、どの世代も「きれいになってきた」との回答が最も多くなっています。



○地区別

地区別では、大田原地区及び黒羽地区で「きれいになってきた」との回答が多くなっています。

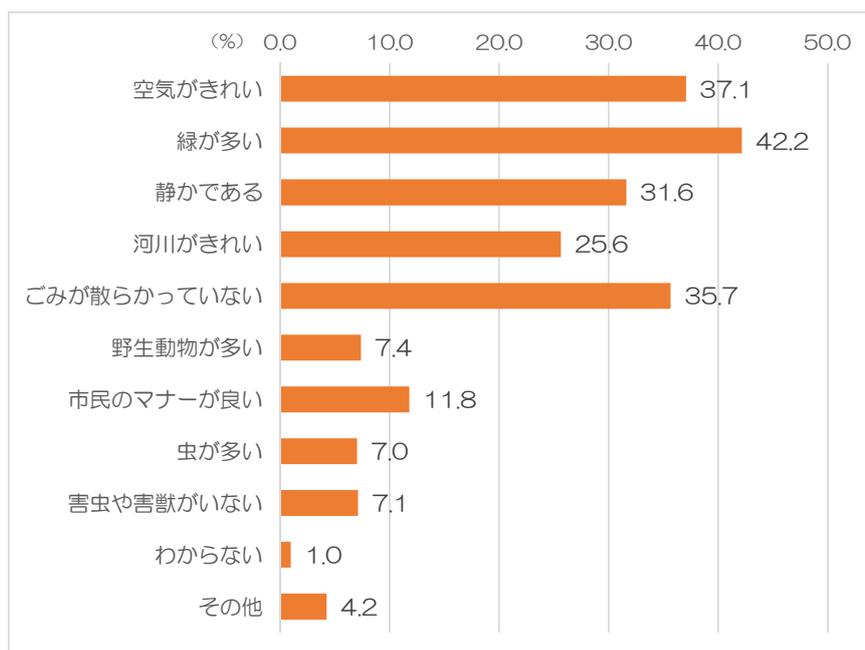


質問3 質問2できれいと感じた方がどのような点に満足していますか。(複数回答)

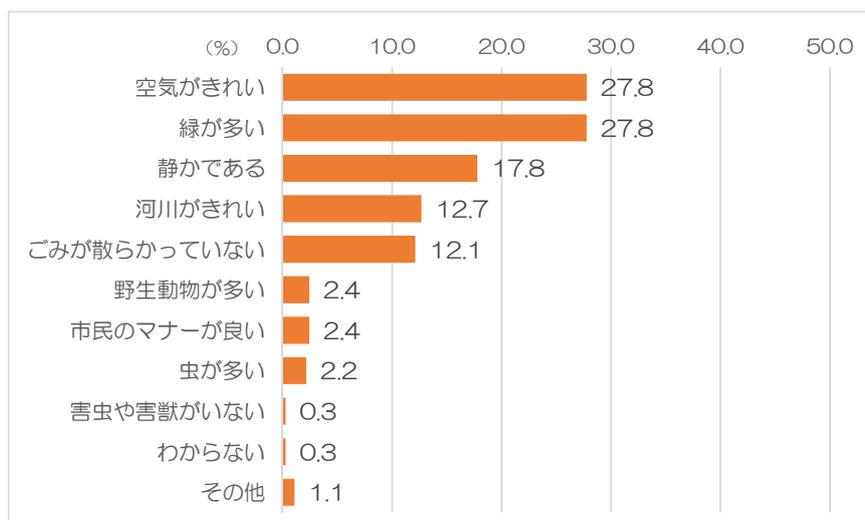
満足している点としては、「緑が多い」が最も多く、次いで「空気がきれい」、「ごみが散らかっていない」となっています。

前回アンケート調査結果では、「空気がきれい」、「緑が多い」が最も多く、次いで「静かである」となっています。「ごみが散らかっていない」は、前回よりも満足しているの回答が大きく増加しています。

	空気がきれい	緑が多い	静かである	河川がきれい	ごみが散らかっていない	野生動物が多い	市民のマナーが良い	虫が多い	害虫や害獣がいない	わからない	その他
回答(人)	428	487	365	296	412	85	136	81	82	11	49
割合(%)	37.1	42.2	31.6	25.6	35.7	7.4	11.8	7.0	7.1	1.0	4.2



前回アンケート調査結果

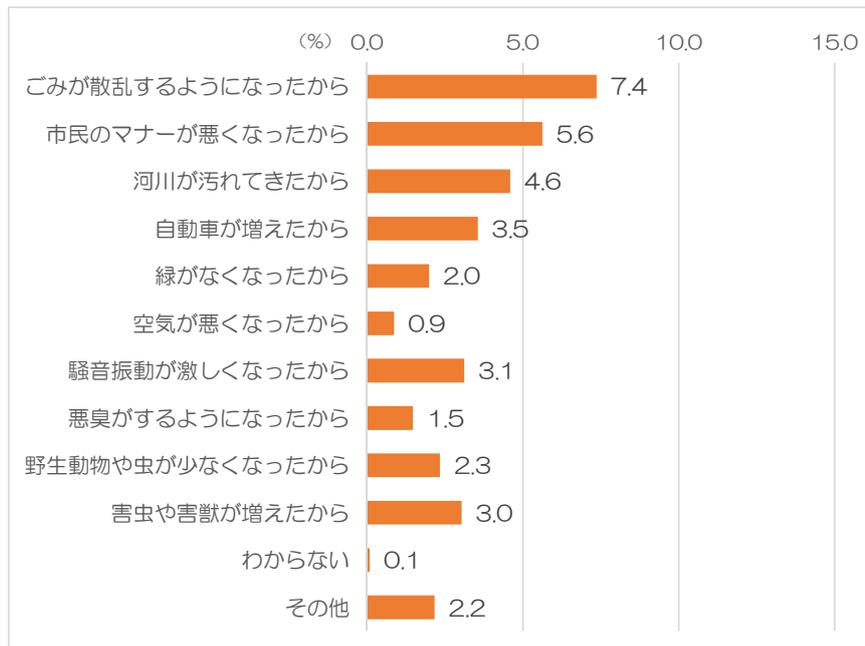


質問 4 質問 2 で汚いと回答した方がどのような点に不満がありますか。(複数回答)

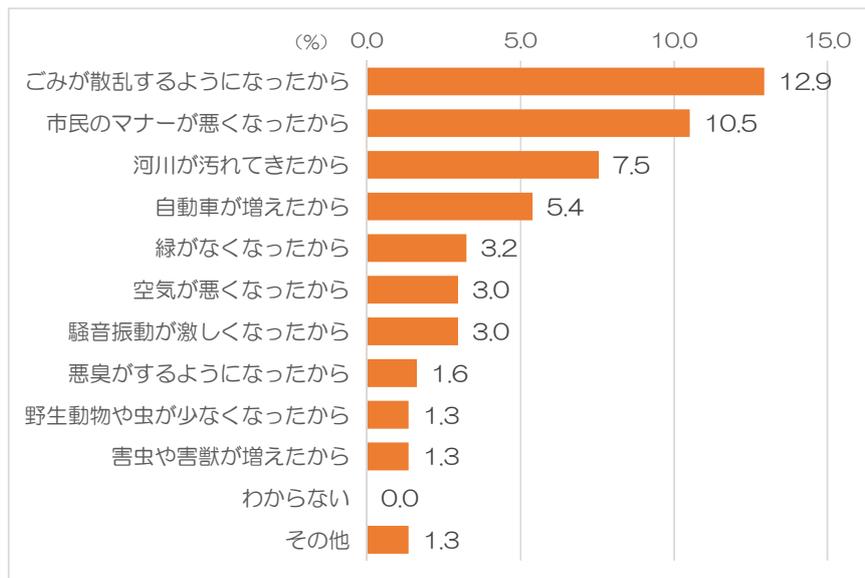
満足していない点としては、「ごみが散乱するようになったから」が最も多く、次いで「市民のマナーが悪くなったから」、「河川が汚れてきたから」となっています。

前回アンケート調査結果では、「ごみが散乱するようになったから」が最も多く、次いで「市民のマナーが悪くなったから」、「河川が汚れてきたから」となっており、満足していない点は、今回の調査結果と変わりませんが、不満全体の割合は少なくなっています。

	ごみが散乱するようになったから	市民のマナーが悪くなったから	河川が汚れてきたから	自動車が増えたから	緑がなくなったから	空気が悪くなったから	騒音振動が激しくなったから	悪臭がするようになったから	野生動物や虫が少なくなったから	害虫や害獣が増えたから	わからない	その他
回答(人)	85	65	53	41	23	10	36	17	27	35	1	25
割合(%)	7.4	5.6	4.6	3.5	2.0	0.9	3.1	1.5	2.3	3.0	0.1	2.2



前回アンケート調査結果

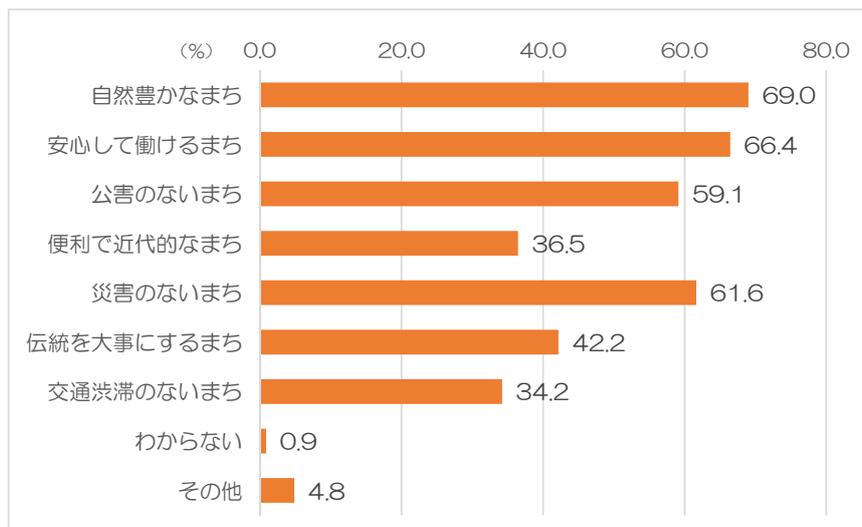


質問 5 大田原市の将来について。(複数回答)

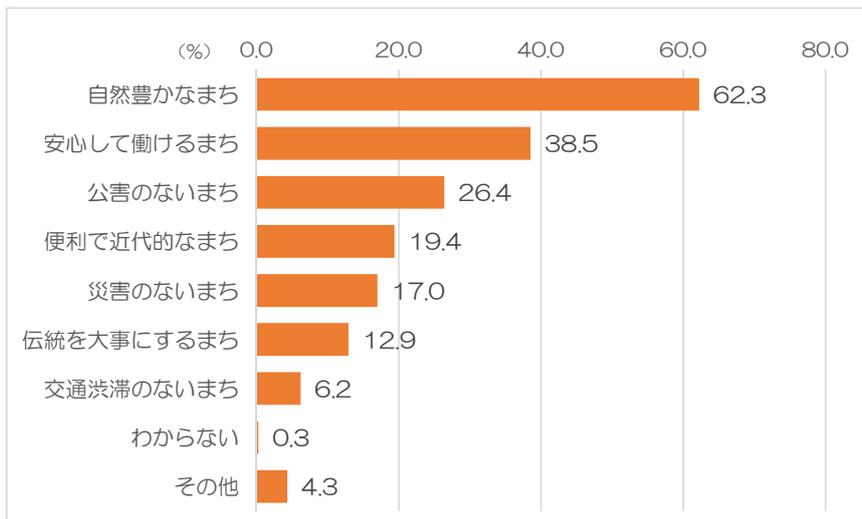
大田原市の将来としては、「自然豊かなまち」を望む声が多く、次いで「安心して働けるまち」、「災害のないまち」となっています。

前回アンケート調査結果では、「自然豊かなまち」が最も多く、次いで「安心して働けるまち」、「公害のないまち」となっていました。東日本大震災の発生を受け、「災害のないまち」を望む声が多くなっています。

	自然豊かなまち	安心して働けるまち	公害のないまち	便利で近代的なまち	災害のないまち	伝統を大事にするまち	交通渋滞のないまち	わからない	その他
回答(人)	797	767	683	421	712	487	395	10	56
割合(%)	69.0	66.4	59.1	36.5	61.6	42.2	34.2	0.9	4.8

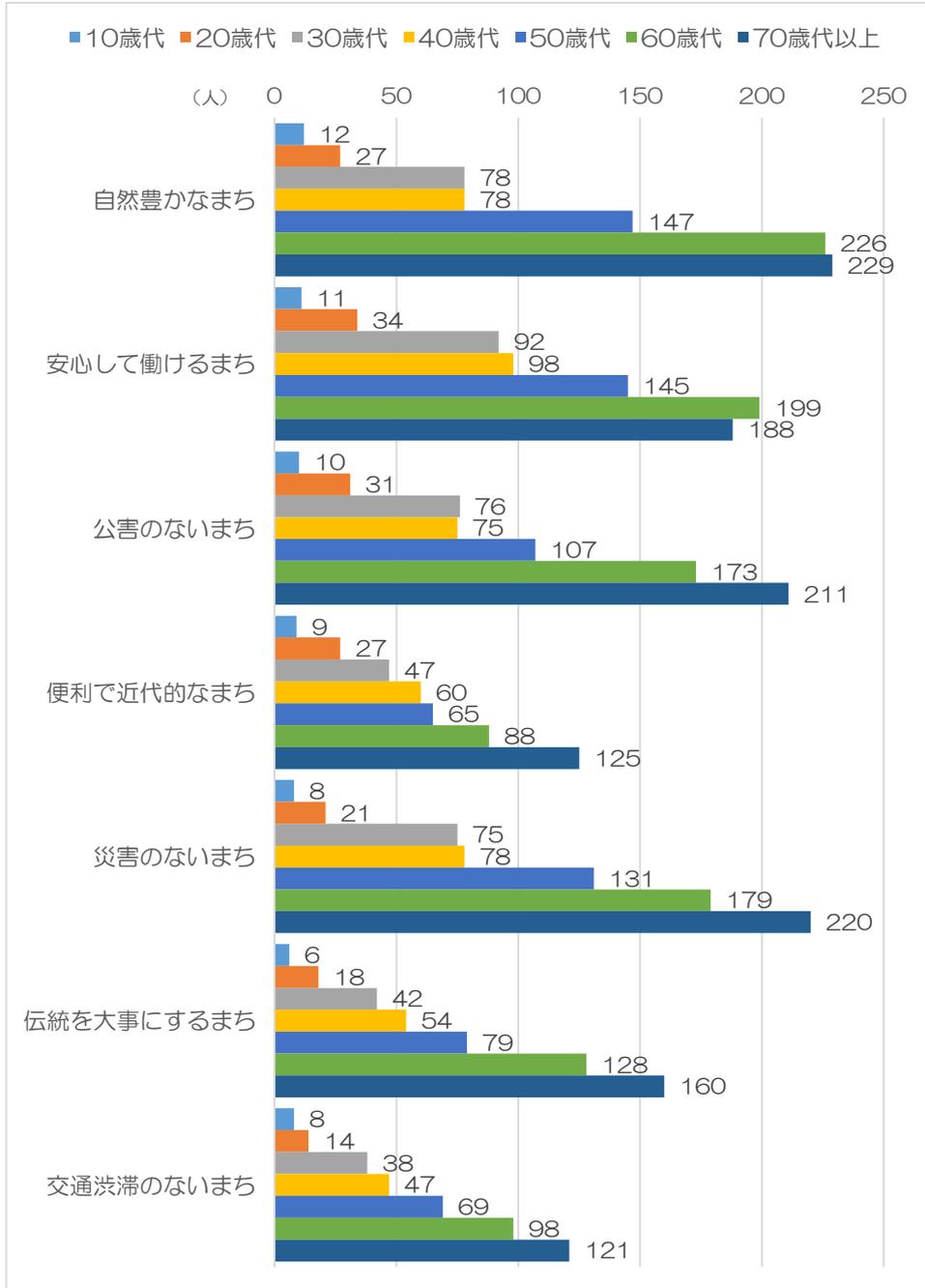


前回アンケート調査結果



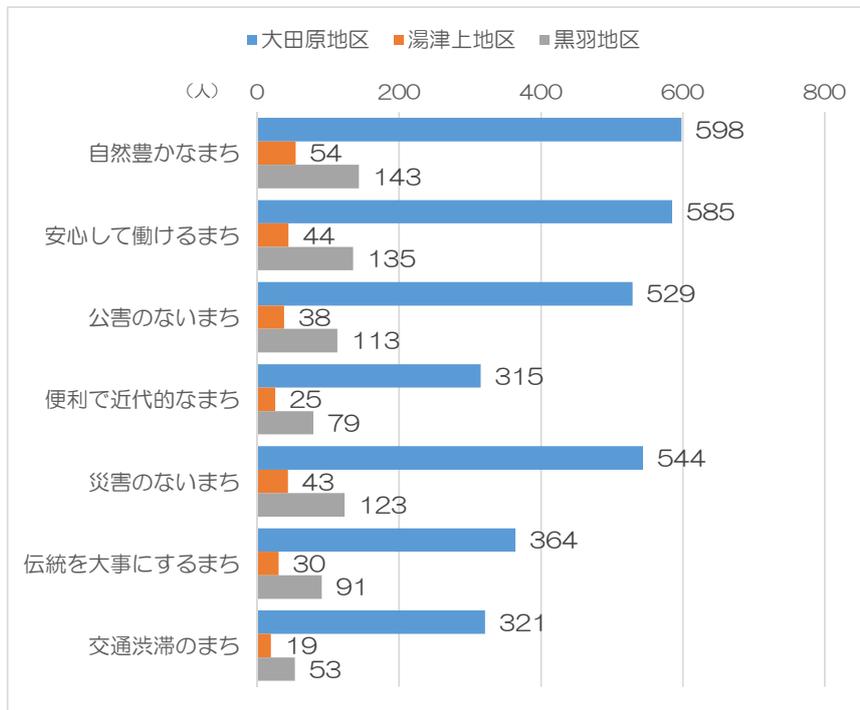
○年代別

年代別では、各世代とも「自然豊かなまち」、「安心して働けるまち」が多くなっています。10歳代、50歳代、60歳代、70歳代以上では、「自然豊かなまち」、20歳代、30歳代、40歳代では「安心して働けるまち」が最も多くなっています。



○地区別

地区別では、各地区とも「自然豊かなまち」、「安心して働けるまち」、「災害のないまち」の順番となっており、地区による違いは見られませんでした。



質問 6 日常生活の中での環境保全に向けた取り組み状況について。

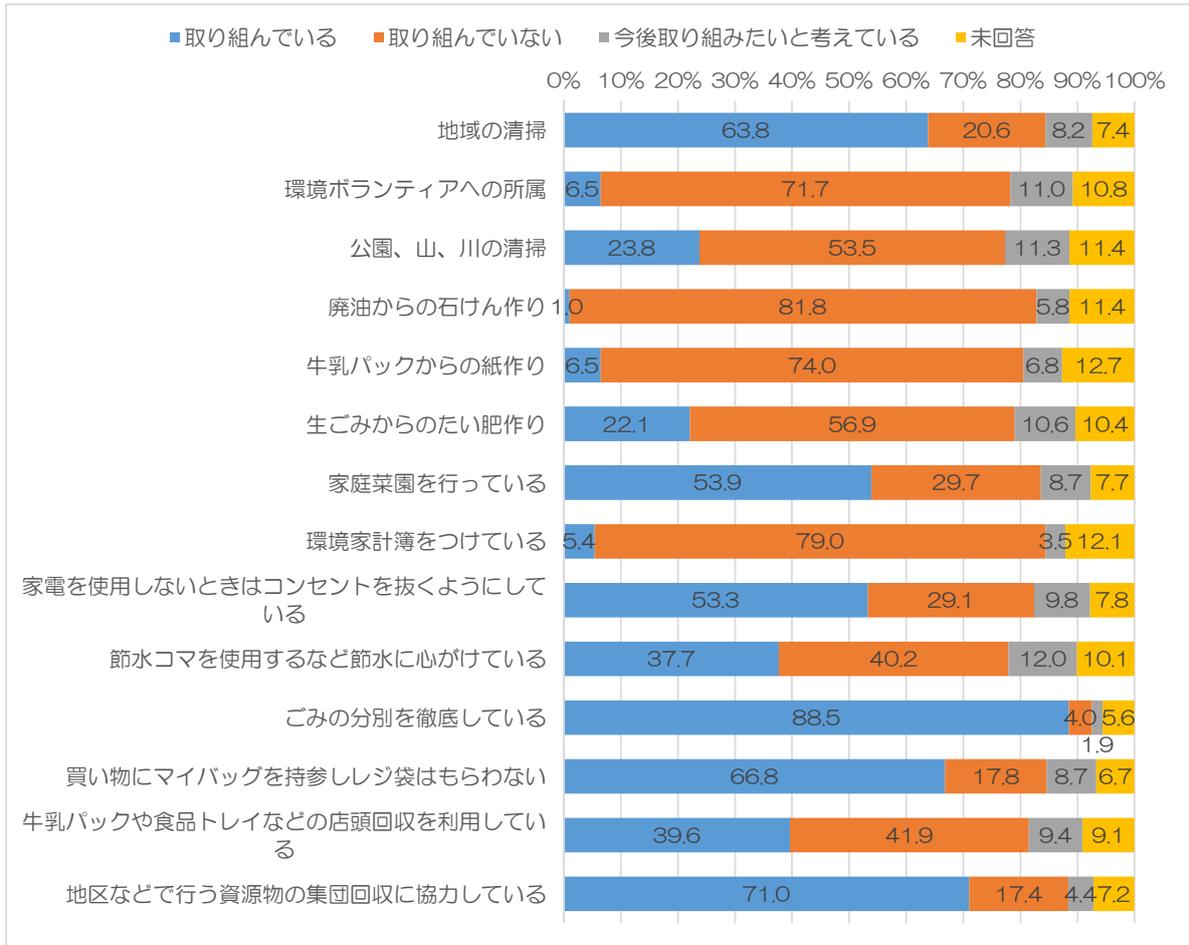
“取り組んでいる”との回答が最も多かったのは、「ごみの分別を徹底している」で、「地区などで行う資源物の集団回収に協力している」、「買い物にマイバッグを持参しレジ袋はもらわない」、「家庭菜園を行っている」、「家電を使用しないときはコンセントを抜くようにしている」が50%を超えています。“取り組んでいない”の回答は、「廃油からの石けん作り」や「環境家計簿をつけている」が多くなっています。

日常生活の中で取り組め節約につながる項目は、多くの市民が取り組んでいますが、それ以外の項目については、低い傾向となっています。

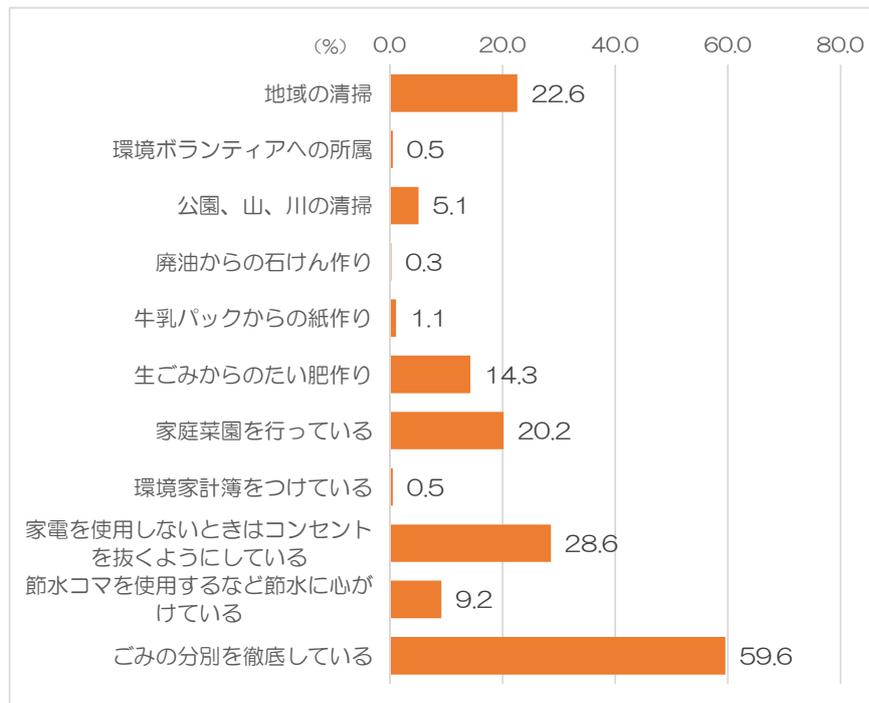
どの項目にも“今後取り組みたいと考えている”の回答をしている市民が見られることから、啓発活動により環境保全へ向けた取り組みが推進されると考えられます。

前回のアンケート調査結果では、「ごみの分別を徹底している」が最も多く、次いで「家電を使用しないときはコンセントを抜くようにしている」、「地域の清掃」となっています。調査したすべての項目で、“取り組んでいる”との回答が前回よりも増えており、環境保全へ向けた取り組みが市民の日常生活に広く浸透していると考えられます。

	地域の清掃	環境ボランティアへの所属	公園、山、川の清掃	廃油からの石けん作り	牛乳パックからの紙作り	生ごみからのたい肥作り	家庭菜園を行っている	環境家計簿をつけている	家電を使用しないときはコンセントを抜くようにしている	節水コマを使用するなど節水に心がけている	ごみの分別を徹底している	買い物にマイバッグを持参しレジ袋はもらわない	牛乳パックや食品トレイなどの店頭回収を利用している	地区などで行う資源物の集団回収に協力している
取り組んでいる	63.8	6.5	23.8	1.0	6.5	22.1	53.9	5.4	53.3	37.7	88.5	66.8	39.6	71.0
取り組んでいない	20.6	71.7	53.5	81.8	74.0	56.9	29.7	79.0	29.1	40.2	4.0	17.8	41.9	17.4
今後取り組みたいと考えている	8.2	11.0	11.3	5.8	6.8	10.6	8.7	3.5	9.8	12.0	1.9	8.7	9.4	4.4
未回答	7.4	10.8	11.4	11.4	12.7	10.4	7.7	12.1	7.8	10.1	5.6	6.7	9.1	7.2



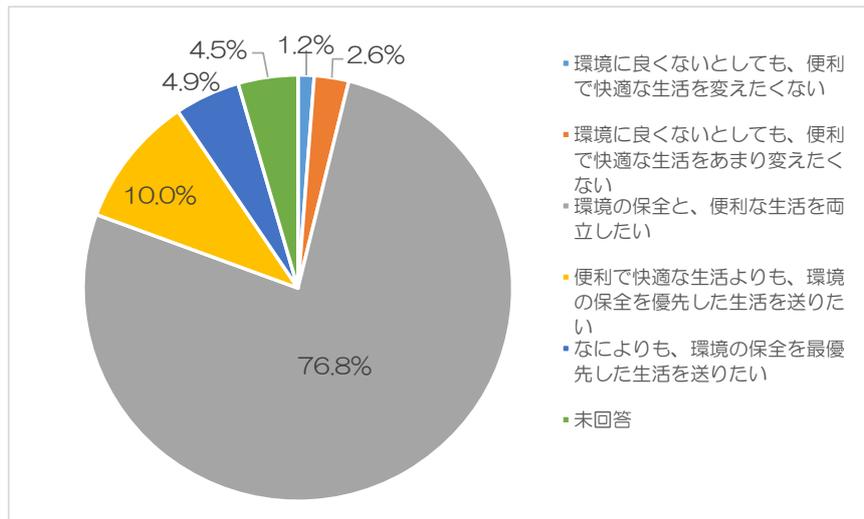
前回アンケート調査結果



質問 7 環境保全と生活の便利さの考え方について。

「環境の保全と、便利な生活を両立したい」との回答が 75%を超えており、市民の環境保全へ向けた生活への関心は高くなっています。

	環境に良くないとしても、便利で快適な生活を変えたくない	環境に良くないとしても、便利で快適な生活をあまり変えたくない	環境の保全と、便利な生活を両立したい	便利で快適な生活よりも、環境の保全を優先した生活を送りたい	なによりも、環境の保全を最優先した生活を送りたい	未回答
回答(人)	14	30	887	115	57	52
割合(%)	1.2	2.6	76.8	10.0	4.9	4.5



質問 8 地球温暖化防止に向けた取り組み状況について。

“取り組んでいる”との回答が最も多かったのは、「照明はこまめに消す」で、次いで「詰め替え商品を使っている」、「シャワーを出しっぱなしにしない」となっています。取り組んでいるとの回答が 50%を超えた項目は 10 項目となりました。

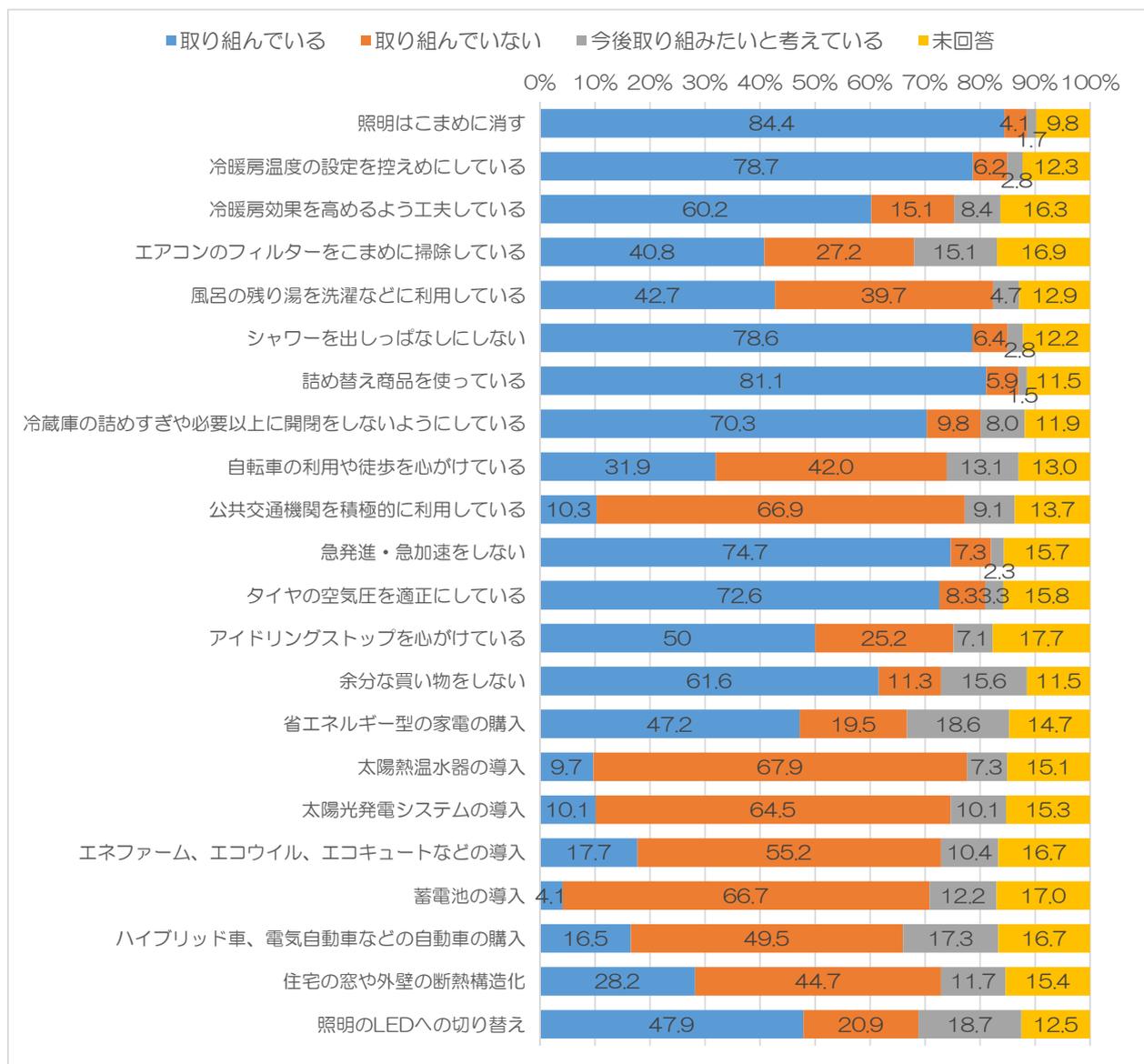
“取り組んでいない”との回答が多かったのは、「太陽熱温水器の導入」、「公共交通機関を積極的に利用している」、「蓄電池の導入」、「太陽光発電システムの導入」で 60%を超えています。

日常生活の中で取り組み、節約につながる項目は、多くの市民が取り組んでいます。初期投資が必要な項目については、取り組みが進んでいません。また「公共交通機関を積極的に利用している」については、今後の交通機関の整備が必要と思われます。

どの項目にも、“今後取り組みたいと考えている”の回答をしている市民が見られることから、啓発活動による意識向上や補助制度により地球温暖化防止へ向けた取り組みが推進されると考えられます。

	照明はこまめに消す	冷暖房温度の設定を控えている	冷暖房効果を高めるよう工夫している	エアコンのフィルターをこまめに掃除している	風呂の残り湯を洗濯などに利用している	シャワーを出しっぱなしにしない	詰め替え商品を使っている	冷蔵庫の詰めすぎや必要以上に開閉をしないようにしている	自転車の利用や徒歩を心がけている	公共交通機関を積極的に利用している	急発進・急加速をしない
取り組んでいる	84.4	78.7	60.2	40.8	42.7	78.6	81.1	70.3	31.9	10.3	74.7
取り組んでいない	4.1	6.2	15.1	27.2	39.7	6.4	5.9	9.8	42.0	66.9	7.3
今後取り組みたいと考えている	1.7	2.8	8.4	15.1	4.7	2.8	1.5	8.0	13.1	9.1	2.3
未回答	9.8	12.3	16.3	16.9	12.9	12.2	11.5	11.9	13.0	13.7	15.7

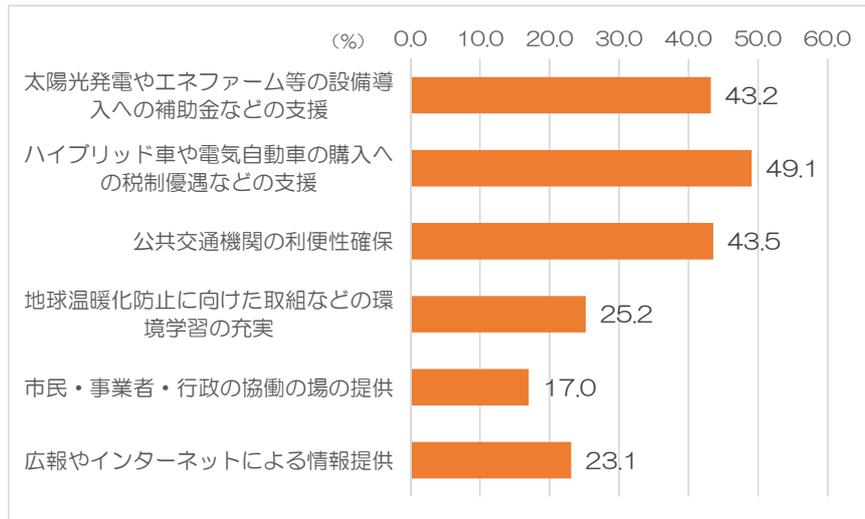
	タイヤの空気圧を適正にしている	アイドリングストップを心がけている	余分な買い物をしない	省エネルギー型家電の購入	太陽熱温水器の導入	太陽光発電システムの導入	エネファーム、エコウィル、エコキュートなどの導入	蓄電池の導入	ハイブリッド車、電気自動車などの自動車の購入	住宅の窓や外壁の断熱構造化	照明のLEDへの切り替え
取り組んでいる	72.6	50.0	61.6	47.2	9.7	10.1	17.7	4.1	16.5	28.2	47.9
取り組んでいない	8.3	25.2	11.3	19.5	67.9	64.5	55.2	66.7	49.5	44.7	20.9
今後取り組みたいと考えている	3.3	7.1	15.6	18.6	7.3	10.1	10.4	12.2	17.3	11.7	18.7
未回答	15.8	17.7	11.5	14.7	15.1	15.3	16.7	17.0	16.7	15.4	12.5



質問 9 地球温暖化対策で行政に望むことは何ですか。(複数回答)

行政に望むこととしては、税制の優遇や補助金などの支援と公共交通機関の利便性の確保が多くなっています。

	太陽光発電やエネファーム等の設備導入への補助金などの支援	ハイブリッド車や電気自動車の購入への税制優遇などの支援	公共交通機関の利便性確保	地球温暖化防止に向けた取組などの環境学習の充実	市民・事業者・行政の協働の場の提供	広報やインターネットによる情報提供
回答(人)	499	567	503	291	196	267
割合(%)	43.2	49.1	43.5	25.2	17.0	23.1



質問 10 大田原市が力を入れるべき環境政策について。(複数回答)

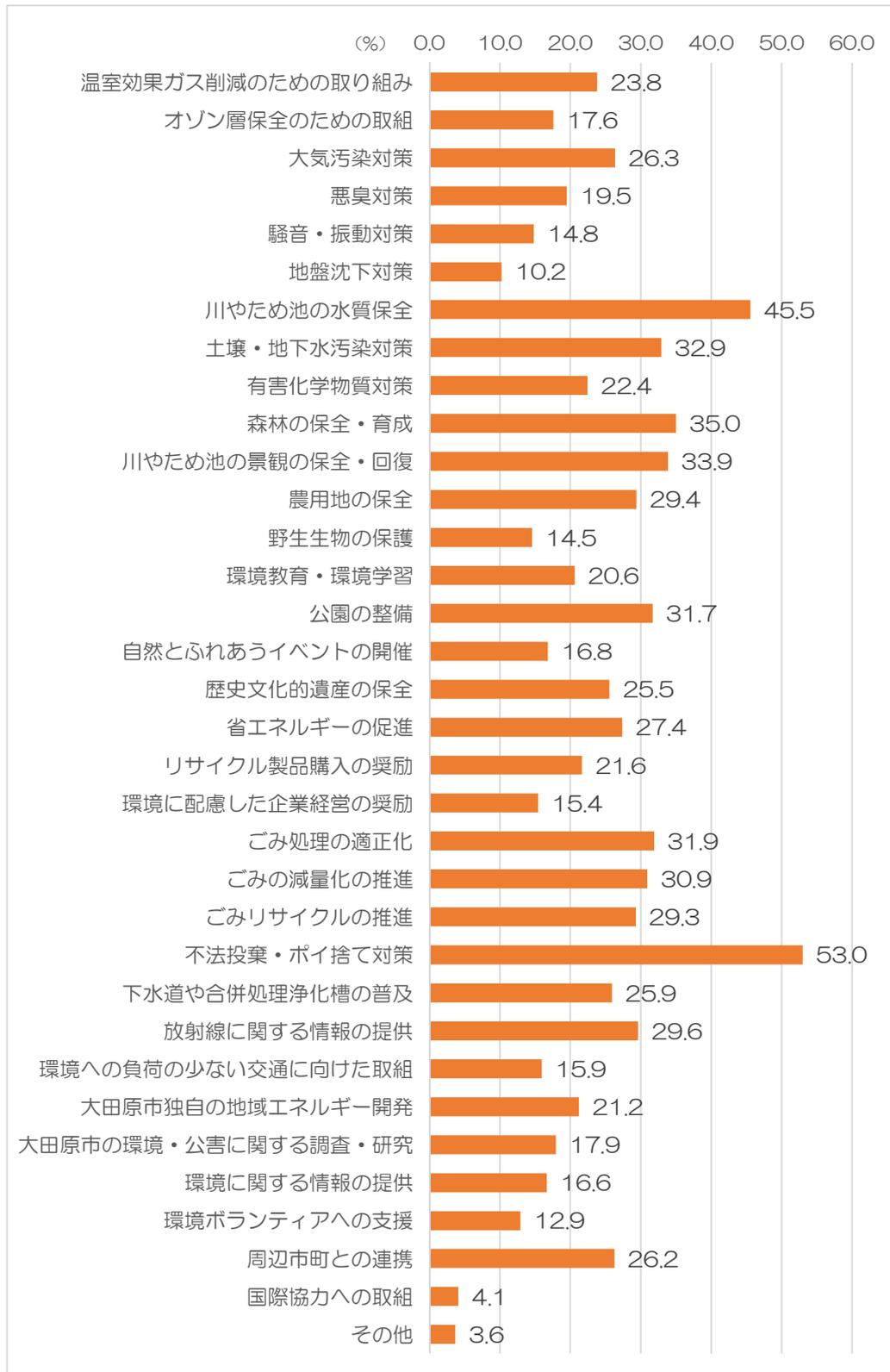
大田原市が力を入れる環境政策については、「不法投棄・ポイ捨て対策」が最も多く、次いで「川やため池の水質保全」、「森林の保全・育成」、「川やため池の景観の保全・回復」、「土壌・地下水汚染対策」となっています。分野別では、廃棄物に関すること、自然環境の保全に関するものが多くなっています。

	温室効果ガス削減のための取り組み	オゾン層保全のための取組	大気汚染対策	悪臭対策	騒音・振動対策	地盤沈下対策	川やため池の水質保全	土壌・地下水汚染対策	有害化学物質対策	森林の保全・育成
回答(人)	275	203	304	225	171	118	526	380	259	404
割合(%)	23.8	17.6	26.3	19.5	14.8	10.2	45.5	32.9	22.4	35.0

	川やため池の景観の保全・回復	農用地の保全	野生生物の保護	環境教育・環境学習	公園の整備	自然とふれあうイベントの開催	歴史文化的遺産の保全	省エネルギーの促進	リサイクル製品購入の奨励	環境に配慮した企業経営の奨励
回答(人)	391	339	168	238	366	194	295	316	250	178
割合(%)	33.9	29.4	14.5	20.6	31.7	16.8	25.5	27.4	21.6	15.4

	ごみ処理の適正化	ごみの減量化の推進	ごみリサイクルの推進	不法投棄・ポイ捨て対策	下水道や合併処理浄化槽の普及	放射線に関する情報の提供	環境への負荷の少ない交通に向けた取組	大田原市独自の地域エネルギー開発	大田原市の環境・公害に関する調査・研究	環境に関する情報の提供
回答(人)	368	357	338	612	299	342	184	245	207	192
割合(%)	31.9	30.9	29.3	53.0	25.9	29.6	15.9	21.2	17.9	16.6

	環境ボランティアへの支援	周辺市町との連携	国際協力への取組	その他
回答(人)	149	303	47	42
割合(%)	12.9	26.2	4.1	3.6



○自由意見

- 家庭ごみを自宅の庭先や田畑で燃やしている。煙がくさく、洗濯物に臭いがついてしまったり、のどの痛みなどもあり、健康被害や火事が心配。
- ごみの焼却について、市の広報で呼びかけるとともに、厳しい対応をして欲しい。
- 農繁期のトラクターや田植えあとの舗装道路の泥汚れによるほこりで困っています。環境保全の一環として、行政で指導の対応を考えて欲しい。
- 近くても車移動で排気ガスが多い。
- 大型トラックがエンジンかけたまま路上休憩し、弁当や灰皿のゴミを不法投棄しています。
- 畑や田んぼが多いため、春夏は肥料のにおいが強く、窓を開けることが出来ない。何か対策案はないものか。
- 牛堆肥や鶏糞のにおいがひどい。
- 焼肉店でモクモクと煙が店より出ているため、窓が開けられず、洗濯物も外に干せない。
- 大型トラックやトレーラーが自宅の交差点を猛スピードで通過していくので騒音がひどい。また道路状態も悪いので余計に騒音がひどくなる。
- 夏にかけて暴走族が現れ騒音となります。特別な条例等により撲滅していただくと安心して暮らしていけます。
- 夜間大きな声で話したり、騒いでいる人が大変迷惑です。
- 飲食店の換気扇の低周波音が気になります。
- 大田原市には帚川というすばらしい川があるのだから、水質をよくし、整備して観光の目玉にしてもらいたい。
- 下水道の整備、合併処理浄化槽の普及を進めて欲しい。
- 野菜や飲料水等の放射線の測定を継続して欲しい。
- 道路や川へのポイ捨てが多く見られる。以前よりも良くなっているところもある。
- 不法投棄を見つけた場合の対応方法を周知して欲しい。
- 不法投棄の巡回パトロール、監視カメラを用いた監視の強化。
- ごみ拾いイベントの継続や条例の強化による取り締まり。
- ペットのフンの持ち帰りの周知徹底。
- ごみの分別の徹底。拠点回収の周知。
- レジ袋無料配布の中止に向けた取り組みの強化。
- ごみ収集場所をきれいにして欲しい。
- ごみ袋の大きさや販売枚数単位を見直して欲しい。
- 緑を増やして少しでも二酸化炭素が少なくなるようにしてほしい。
- 公用車も電気自動車、ハイブリッド車にできるだけする。
- 太陽光、風力、水力発電の推進。
- 電気自動車が安く手に入る時代が早くきてほしい。
- 何故美原の池を駐車場にしまったのかがかなり疑問です。小さな子供たちが散歩したり、水鳥が飛来していたのにすごく残念です。

- 太陽光発電のパネル設置が最近見られるようになったが、木を伐採して林や森をなくして作るのは環境保全に反しているのではないかと思う。
- 畑や田んぼがどんどんなくなり、アパートがたち、緑も少なくなっているように感じます。
- 大田原市は自然に恵まれいい環境にある。この環境を維持できるよう無理な開発を導入しないで欲しい。自然を維持しつつ人口の流出を止める産業の導入を検討してほしい。
- 川の生き物を守ってほしい。
- ミヤコタナゴの楽園をアピールが不足していませんか。
- 季節によってカラスやシラサギが大量発生しています。
- 家庭菜園を荒らすタヌキ、キツネ、ハクビシン、キジ、ハト、カラスなど増えている。
- 空き家や耕作放棄地の対策
- 自転車や歩行者にもやさしい道路の整備。
- 渋滞する道路への右折車線や二車線化、信号の設置をして欲しい。
- 地震後のくぼみやひび割れの改修をして欲しい。
- 街路樹の剪定を行って欲しい。
- 道路脇の雑草が目立っている。
- 高齢化社会に向けての公共交通機関の充実が今後益々必要になると思います。
- もっとお城山公園を積極的に市が管理してたくさんの市民が入りやすいようにしてほしい。
- 歩いていても、運転していても、灯が少なすぎて危ない。
- 大田原市は城下町なので、もっと古い建物とか文化の資料を市民に知らせて欲しいです。
- 街路樹（常緑）がもっとあれば気分的に余裕のある街づくりが出来ると思う。
- 子供たちが小さいときから環境問題や資源、サイクルについて考える機会を授業などで得られるといいと思う。昔と今とで大田原の自然がどう変わってきたか研究して子供たちに教えてあげてほしい。
- もっと身近に活動できるように環境ボランティアの普及啓発、企業・学校の取り組み状況などまとめた環境広報誌の定期発行などして欲しい。
- 市民レベルで出来ることから始められるような簡単な事から参加できる取組をすすめてほしい。地域、学校、広報等を通して環境に関する関心を持てるようなアピールをしたらいいと思う。
- 環境に対するこれからの計画や取り組みはとても良いことだと思います。一人ひとりの意識の改革や行動により、時間はかかろうとも将来的には必ず良くなることと思います。

◆ 事業者アンケート結果

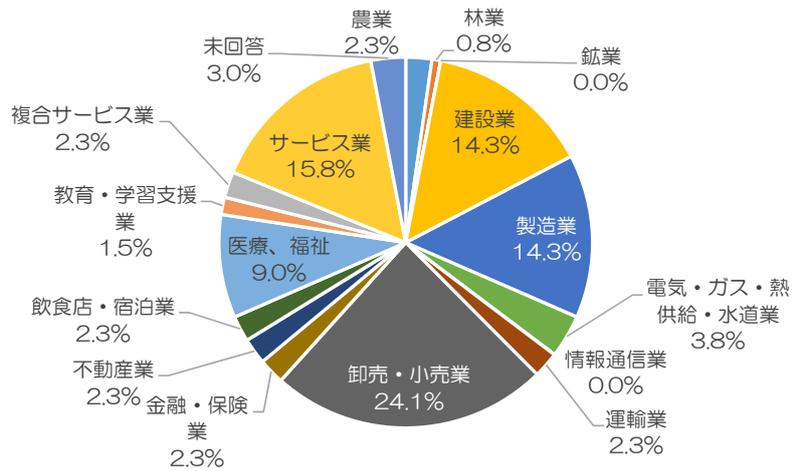
配布数：300社

回答数：133社

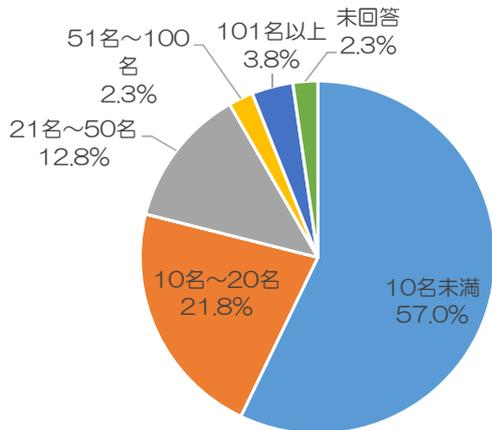
回収率：44.3%

質問 1 事業所について

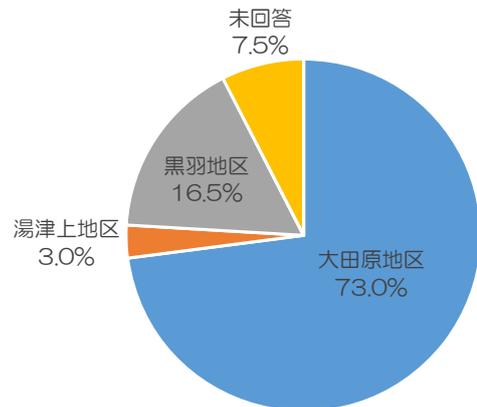
(1) 業種



(2) 規模（従業員数）



(3) 所在地

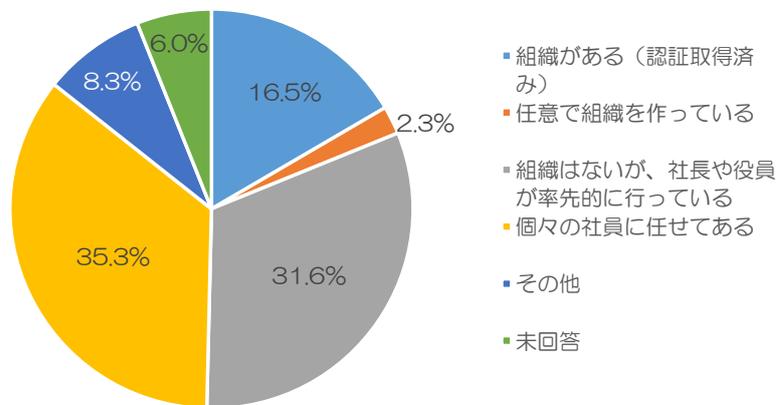


質問2 環境に関する組織について。

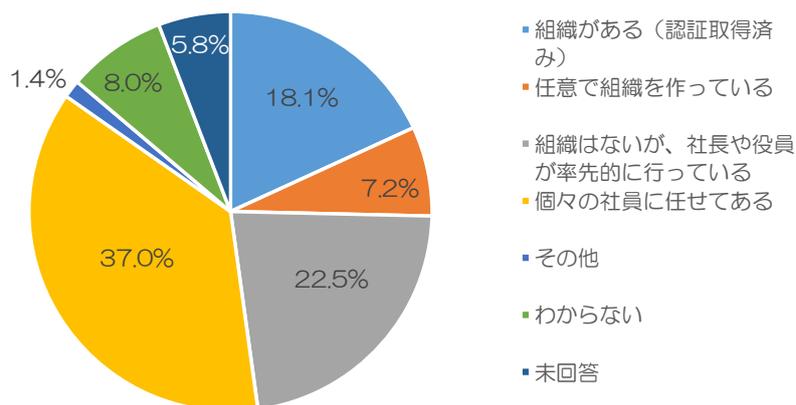
環境に関する取り組みを組織的に実施している事業者は、「組織がある」19%と「社長や役員が率先的に行っている」32%をあわせて50.%となっています。

前回アンケート調査結果では、「組織がある」25%と「社長や役員が率先的に行っている」23%をあわせて48%となっており、環境に関する「組織がある」は、前回アンケート調査よりも低くなっています。

	組織がある（認証取得済み）	任意で組織を作っている	組織はないが、社長や役員が率先的に行っている	個々の社員に任せてある	その他	未回答
回答（社）	22	3	42	47	11	8
割合（%）	16.5	2.3	31.6	35.3	8.3	6.0



前回アンケート調査結果

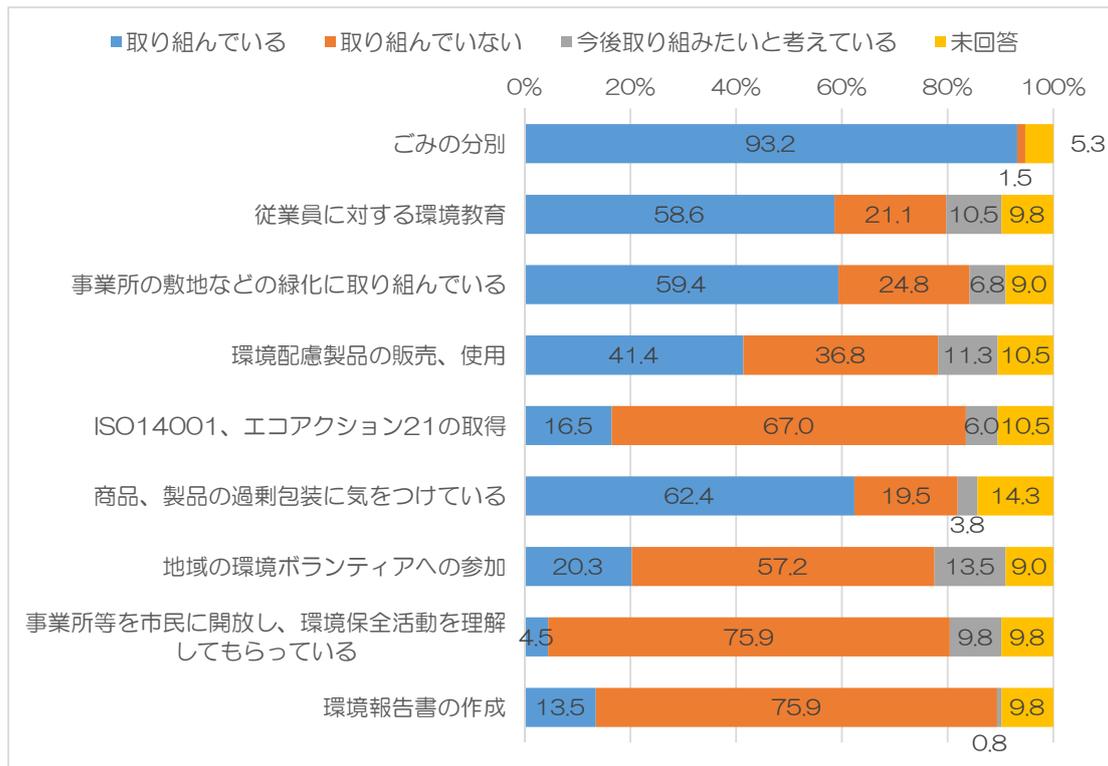


質問 3 環境に関する取り組みの内容について。

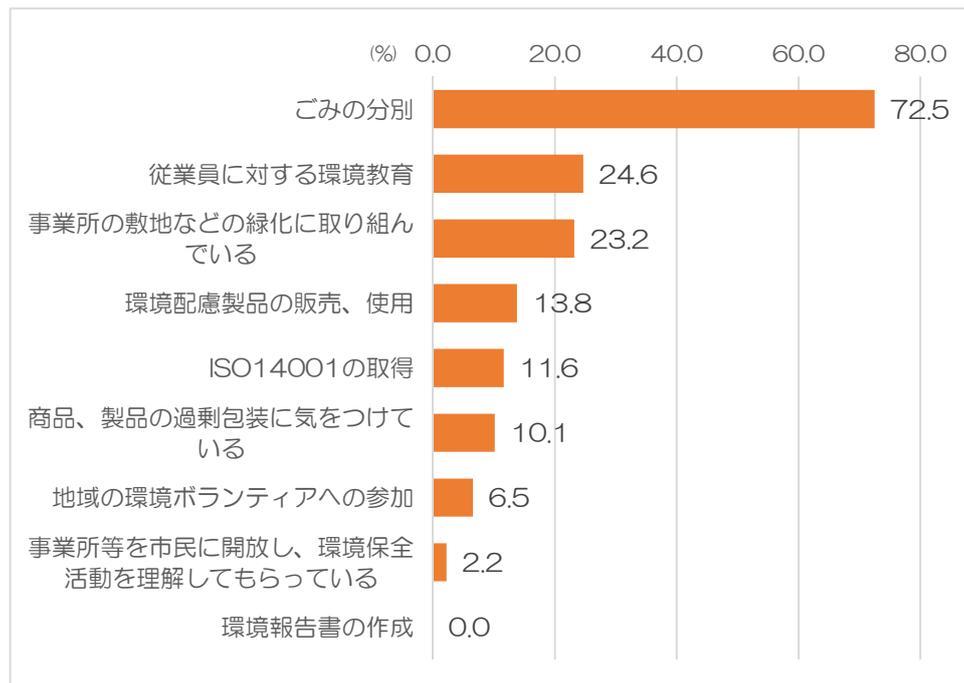
“取り組んでいる”との回答が最も多かったのは、「ごみの分別」で「商品、製品の過剰包装に気をつけている」、「事業所の敷地などの緑化に取り組んでいる」、「従業員に対する環境教育」が50%を超えています。“取り組んでいない”の回答は、「事業所等を市民に開放し、環境保全活動を理解してもらっている」、「環境報告書の作成」が70%を超えています。事業活動の中ですぐに取り組める項目については、多くの事業者が取り組んでいます。

前回のアンケート調査結果では、「ごみの分別」が最も多く、次いで「従業員に対する環境教育」、「事業所の敷地などの緑化に取り組んでいる」となっています。調査したすべての項目で、“取り組んでいる”との回答が前回よりも増えており、事業者の環境に対する意識が向上していると考えられます。

	ごみの分別	従業員に対する環境教育	事業所の敷地などの緑化に取り組んでいる	環境配慮製品の販売、使用	ISO14001、エコアクション21の取得	商品、製品の過剰包装に気をつけている	地域の環境ボランティアへの参加	事業所等を市民に開放し、環境保全活動を理解してもらっている	環境報告書の作成
取り組んでいる	93.2	58.6	59.4	41.4	16.5	62.4	20.3	4.5	13.5
取り組んでいない	1.5	21.1	24.8	36.8	67.0	19.5	57.2	75.9	75.9
今後取り組みたいと考えている	0.0	10.5	6.8	11.3	6.0	3.8	13.5	9.8	0.8
未回答	5.3	9.8	9.0	10.5	10.5	14.3	9.0	9.8	9.8

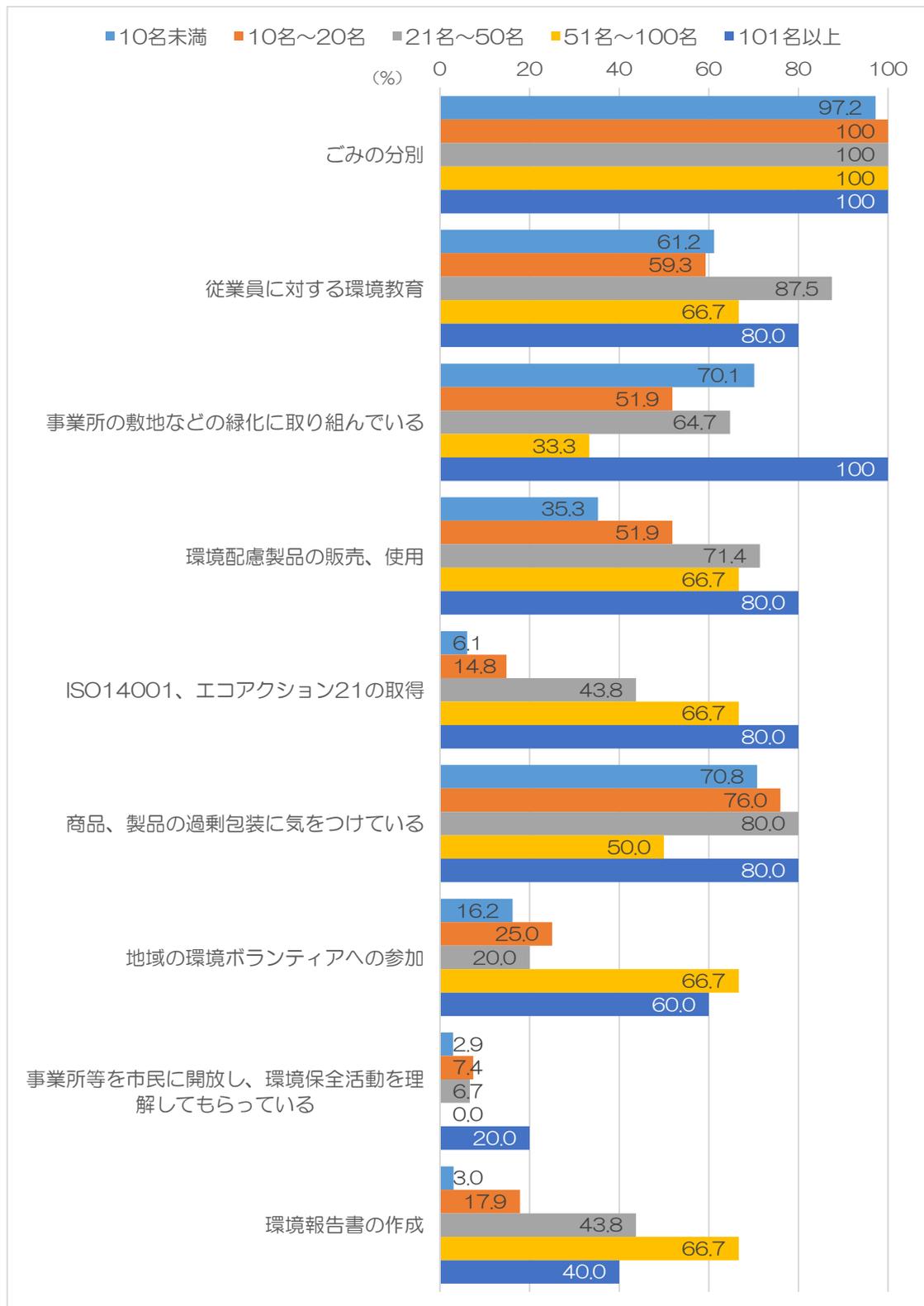


前回アンケート調査結果



○規模別（従業員数）

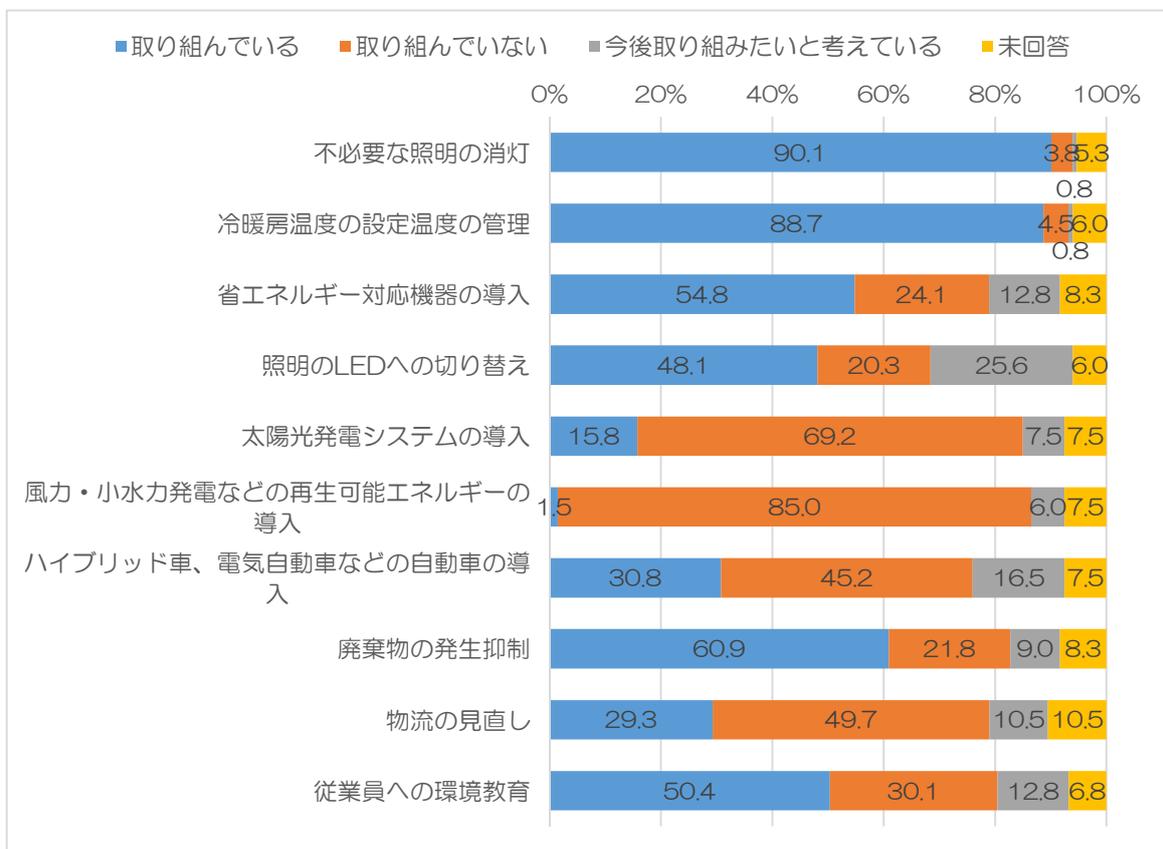
規模別では、規模が大きい事業者ほど環境保全への取り組みが実施されています。



質問 4 地球温暖化防止に向けた取り組みについて。

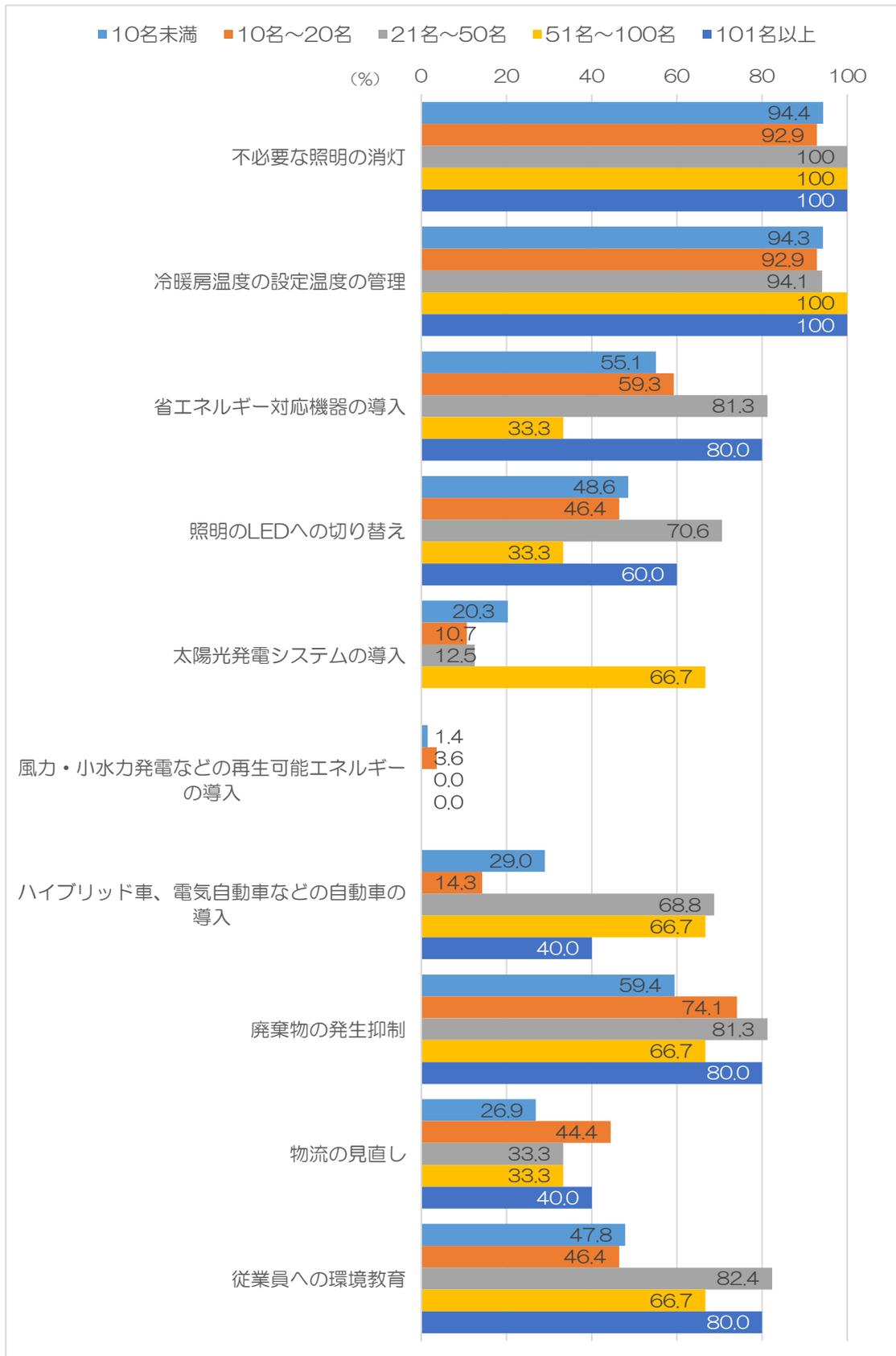
“取り組んでいる”との回答が最も多かったのは、「不必要な照明の消灯」で、「冷暖房温度の設定温度の管理」、「廃棄物の発生抑制」、「省エネルギー対応機器の導入」、「従業員への環境教育」が50%を超えています。“取り組んでいない”の回答は、「風力・小水力発電などの再生可能エネルギーの導入」、「太陽光発電システムの導入」が60%を超えています。事業活動の中ですぐに取り組める項目については、多くの事業者が取り組んでいますが、設備投資が必要な項目については取り組みが進んでいません。

	不必要な照明の消灯	冷暖房温度の設定温度の管理	省エネルギー対応機器の導入	照明のLEDへの切り替え	太陽光発電システムの導入	風力・小水力発電などの再生可能エネルギーの導入	ハイブリッド車、電気自動車などの自動車の導入	廃棄物の発生抑制	物流の見直し	従業員への環境教育	その他
取り組んでいる	90.1	88.7	54.8	48.1	15.8	1.5	30.8	60.9	29.3	50.4	0.8
取り組んでいない	3.8	4.5	24.1	20.3	69.2	85.0	45.2	21.8	49.7	30.1	0.0
今後取り組みたいと考えている	0.8	0.8	12.8	25.6	7.5	6.0	16.5	9.0	10.5	12.8	0.0
未回答	5.3	6.0	8.3	6.0	7.5	7.5	7.5	8.3	10.5	6.8	99.2



○規模別（従業員数）

規模別では、規模が大きい事業者ほど地球温暖化へ向けた取り組みが実施されています。

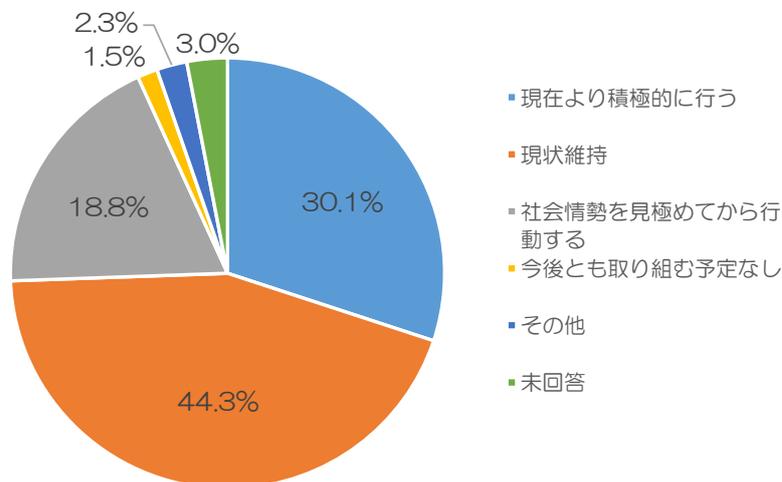


質問5 環境に関する今後の取り組み姿勢について。

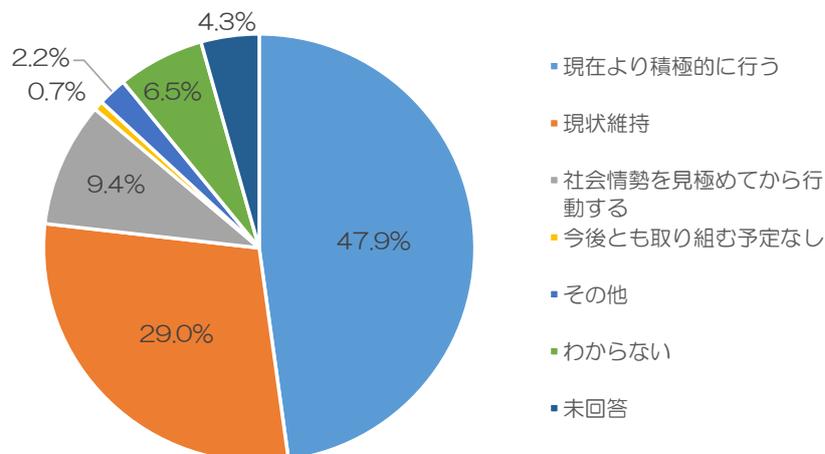
環境に関する今後の取り組み姿勢は、「現状維持」が最も多く、次いで「現在より積極的に行う」となっています。

前回アンケート調査結果では、「現在より積極的に行う」が最も多く、次いで「現状維持」となっています。事業者の環境に関する取り組み姿勢は、前回調査結果よりも「現状維持」が増え、「現在より積極的に行う」が低くなっています。環境保全に向けた取り組みは、以前よりも浸透し事業活動の中で通常に行われていると考えられます。

	現在より積極的に行う	現状維持	社会情勢を見極めてから行動する	今後とも取り組む予定なし	その他	未回答
回答(社)	40	59	25	2	3	4
割合(%)	30.1	44.3	18.8	1.5	2.3	3.0

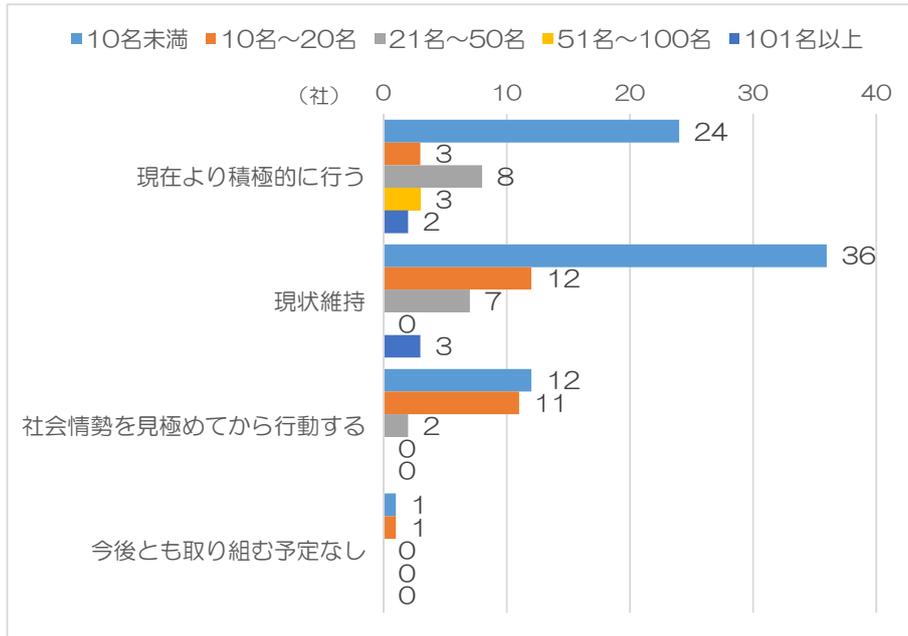


前回アンケート調査結果



○規模別（従業員数）

規模の違いによる大きな差は見られませんでした。



質問6 環境への取り組みの障壁は何ですか。（複数回答）

環境への取り組みの障壁として最も多い回答は、「資金不足」で、次いで「人材不足」、「時間不足」となっています。「特に問題はない」との回答も30%となっています。

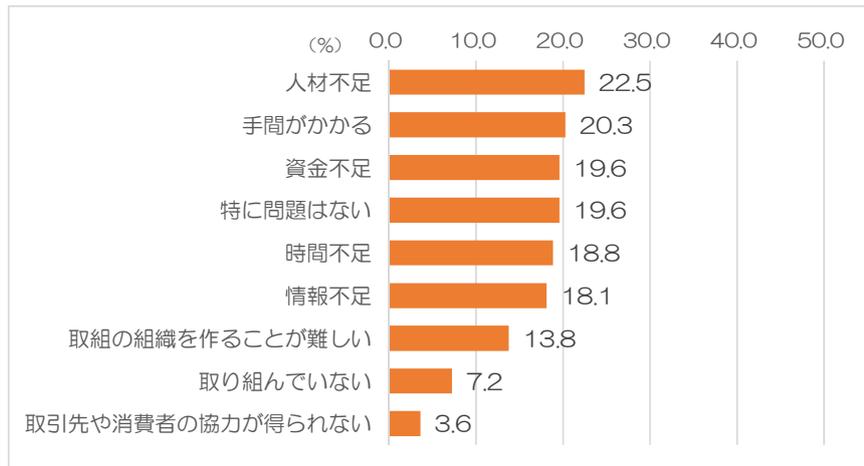
前回のアンケート調査結果では、「人材不足」が最も多く、次いで「手間がかかる」、「資金不足」となっており、「特に問題はない」との回答も20%となっています。

環境への取り組みの障壁は、前回調査結果よりも「資金不足」が増加しています。

	人材不足	手間がかかる	資金不足	特に問題はない	時間不足	情報不足	取組の組織を作ることが難しい	取り組んでいない	取引先や消費者の協力が得られない	その他
回答（社）	38	26	57	41	28	11	12	11	3	5
割合（%）	28.6	19.5	42.9	30.8	21.1	8.3	9.0	8.3	2.3	3.8

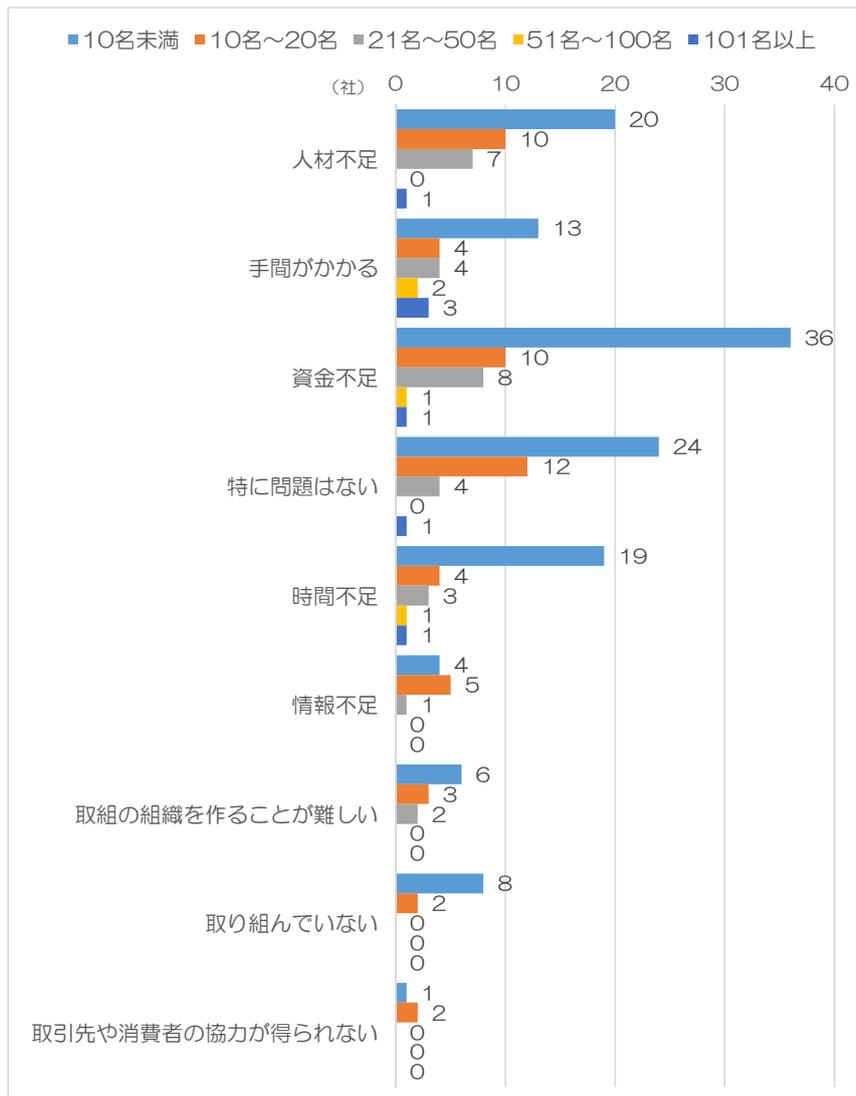


前回アンケート調査結果



○規模別（従業員数）

「資金不足」や「特に問題はない」、「人材不足」の回答が多くなっており、規模の違いによる大きな差は見られませんでした。

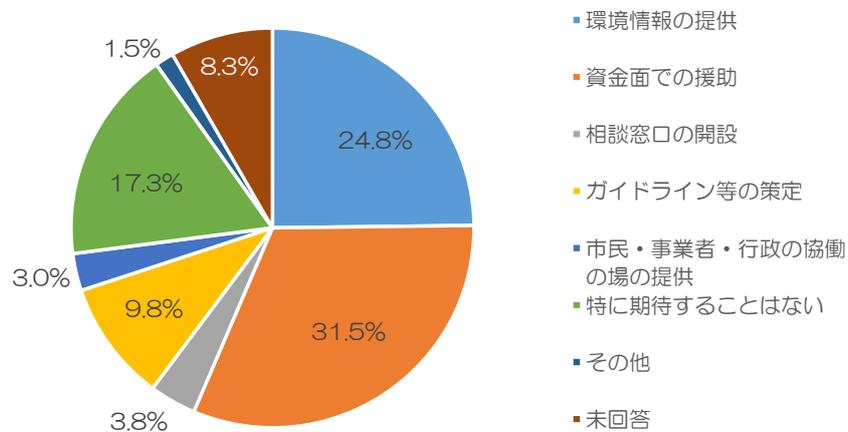


質問 7 環境保全を行っていく上で、大田原市に期待することは何ですか。

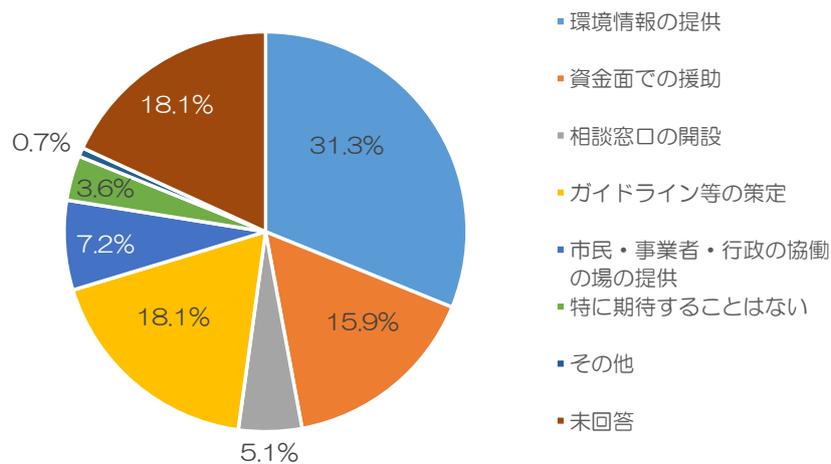
大田原市に望むこととして最も多い回答は、「資金面での援助」で、次いで「環境情報の提供」「ガイドライン等の策定」となっています。

前回のアンケート調査結果では、「環境情報の提供」が最も多く、次いで「資金面での援助」、「ガイドライン等の策定」となっています。

	環境情報の提供	資金面での援助	相談窓口の開設	ガイドライン等の策定	市民・事業者・行政の協働の場の提供	特に期待することはない	その他	未回答
回答(社)	33	42	5	13	4	23	2	11
割合(%)	24.8	31.5	3.8	9.8	3.0	17.3	1.5	8.3



前回アンケート調査結果



○自由意見

- 農村地域で廃ビニール等を自宅で焼却しているのが見られる。規制や監視の強化が必要。
- 畜産施設からの悪臭問題への対応。
- 下水道への接続等工事費用の補助金の支給による水質改善
- 子どもと参加するごみ拾い活動や緑化のイベントがあるといい。
- 森林や田畑の整備、川の土手や堤防の緑化により温暖化防止に寄与できるのではないか。
- 植樹等により大田原の緑豊かな自然を守って欲しい。
- コンパクトシティ化を推進して欲しい。
- 公共の乗り物を増やして欲しい。
- 環境への配慮や地域貢献は企業としての使命であると思えます。

● 計画策定の経緯

◆ 計画策定の経過

平成 27 年 6 月 25 日	第 1 回 庁内策定委員会 ○大田原市環境基本計画について ○計画の策定スケジュールについて ○第一次計画の実績及び課題の整理
平成 27 年 7 月	市民・事業者アンケート調査の実施 (市民 3,000 人 事業者 300 社)
平成 27 年 7 月 7 日	第 1 回 大田原市環境審議会 ○大田原市環境基本計画の見直しについて ○見直し作業のスケジュール及び進め方について
平成 27 年 10 月 21 日	第 2 回 庁内策定委員会 ○アンケート調査結果及び進捗状況調査結果の評価について ○大田原市環境基本計画(素案)について
平成 27 年 11 月 24 日	第 2 回 大田原市環境審議会 ○大田原市環境基本計画(素案)について
平成 27 年 12 月 28 日 ～平成 28 年 1 月 15 日	パブリックコメントの意見募集
平成 28 年 1 月 25 日	第 3 回 庁内策定委員会 ○パブリックコメントの結果について ○大田原市環境基本計画(最終素案)について
平成 28 年 2 月 17 日	第 3 回 大田原市環境審議会 ○大田原市環境基本計画(素案)について ○大田原市地球温暖化防止実行計画(素案)について ○大田原市一般廃棄物処理基本計画[ごみ編](素案)について

● 大田原市環境審議会

◆ 大田原市環境審議会条例

(昭和 47 年 4 月 1 日条例第 2 号)

改正	昭和 62 年 12 月 28 日条例第 28 号	平成 6 年 9 月 29 日条例第 28 号
	平成 17 年 9 月 28 日条例第 73 号	平成 19 年 12 月 27 日条例第 41 号
	平成 23 年 3 月 23 日条例第 3 号	

(設置)

第 1 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、大田原市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事務を調査審議する。

- (1) 環境保全対策の基本方針に関すること。
- (2) 環境保全に関する重要施策の実施に関すること。
- (3) その他環境保全対策に関し必要な事項。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、関係機関並びに関係団体の役職員、市議会の議員、市の職員及び識見を有する者のうちから市長が委嘱又は任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第 7 条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者のうちから、会長の同意を得て市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(関係人の出席)

第 8 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求めてその意見を聞くことができる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年12月28日条例第28号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成6年9月29日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月28日条例第73号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成19年12月27日条例第41号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月23日条例第3号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

◆ 大田原市環境審議会名簿

氏名	所属等	備考
伊藤 直次	宇都宮大学大学院工学研究科教授	会長
室井 祐之	大田原市区長連絡協議会会長	副会長
前野 良三	大田原市議会民生常任委員長	～平成27年12月
高瀬 重嗣	大田原市議会民生常任委員長	平成28年1月～
小池 静司	栃木県県北環境森林事務所 環境部長補佐（総括）兼環境対策課長	
大栗 英行	栃木県県北環境森林事務所 森林部長補佐兼林業経営課長	
永山 林	大田原市副市長	
渡邊 勝美	大田原市保健委員会会長	
渡辺 陽子	大田原市女性団体連絡協議会会長	
高田 裕	大田原市小中学校長会会長	
玉木 勇介	社団法人那須野ヶ原青年会議所	
上田 和久	野崎工業団地連絡協議会会長	
富沢 勝	野崎第2工業団地連絡協議会会長	
菊地 秀俊	那須野農業協同組合代表理事専務	
玉木 茂	大田原市商工団体連絡協議会会長	
高橋 啓一	なかがわ水遊園園長	



環境審議会

◆大田原市環境基本計画（案）の諮問、答申

大 生 第 1 0 9 号
平成 2 7 年 7 月 7 日

大田原市環境審議会長 様

大田原市長 津久井 富 雄

大田原市環境基本計画の見直しについて（諮問）

大田原市環境審議会条例第 2 条の規定に基づき、大田原市環境基本計画の見直しについて貴審議会の意見を求めます。

なお、答申は平成 2 8 年 2 月 1 5 日までをお願いいたします。

諮問趣旨

環境基本法第 7 条による地方公共団体の責務を果たすため定められた大田原市環境基本計画は、健康で快適な生活環境を確保し、豊かで美しい環境を後世に引き継いでいくことを目指し、10 年先を見据えた環境施策の指針としたものであります。

本市としましては、社会経済の進展に伴う課題や、市民、事業者、行政が果たすべき新たな役割などを捉え新時代に的確に応えるため、今後 10 年間に施策期間とした新たな大田原市環境基本計画が求められていると考えており、見直しにあたり貴審議会の意見を求めます。

諮問項目

1. 環境施策等に対し市民が果たすべき事項
2. 環境施策等に対し事業者が果たすべき事項
3. 環境施策等に対し行政が果たすべき事項
4. その他環境施策に対し調査研究等が必要と思われる事項

平成28年3月18日

大田原市長 津久井 富雄 様

大田原市環境審議会
会長 伊藤 直次

環境基本計画について（答申）

平成27年7月7日付け大生第109号で大田原市環境審議会に対してなされました「大田原市環境基本計画について（諮問）」につきましては、本審議会において別添（素案）のとおりとすることが適当であるとの結論を得ましたので、次の意見を付して答申します。

計画に掲げる望ましい環境像である「かけがえのない環境を子どもたちに引き継ぐために実現するため、指標の達成に向けた各施策の実施にあたっては、全庁的な取り組みがなされるよう期待します。

● 関係条例

◆ 大田原市の豊かで美しい環境を守り、創造し、後世に引き継ぐ条例

(平成8年4月1日条例第1号)

改正 平成26年6月30日条例第21号

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、豊かで美しい自然と人間との共生を願い、環境を守り、創造し、後世に引き継ぐため、市民参画による「環境保全都市大田原」の実現を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずることをいう。
- (3) 廃棄物 ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚でい、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいう。
- (4) 所有者等 所有者、占有者又は管理者をいう。
- (5) 市民等 市民及び市内に滞在する者（市内を通過する者を含む。）をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (7) 空き缶等 空き缶、空きびん、プラスチック容器その他の容器をいう。
- (8) 空き地 所有者等が利用していない土地をいう。

(環境の恵沢の享受と継承等)

第3条 健全で恵み豊かな環境の維持が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであり、生態系の微妙な均衡を保つことを含む環境こそ人類の存続の基盤である。現在及び将来の世代の市民が環境の恵沢を十分に享受することができるよう環境の保全と創造に関する施策は積極的に推進されなければならない。

第2節 市の基本的責務

(市の基本的責務)

第4条 市は、「環境保全都市大田原」の実現のため総合的、体系的な施策を策定し、実施する責務を有する。

第3節 事業者の基本的責務

(事業者の基本的責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するために、自らの責任と負担において必要な措置を講ずる責務を有するとともに、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、公害の生ずるおそれがあるものを厳重に管理監視し、公害、その他自然環境又は市民の生活環境に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、速やかに誠意をもってその解決に努めなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境施策に協力するものとする。

第4節 市民の基本的責務

(市民の基本的責務)

第6条 市民は、日常生活から生ずる環境への負荷の低減に努め、自然環境の保全と環境にやさしいまちづくりのための活動を自ら積極的に行うものとする。

2 市民は、市が実施する環境施策に参画し協力するものとする。

第2章 自然環境の保全

第1節 自然環境の保全

(自然環境の保全)

第7条 市、事業者及び市民は、それぞれの立場において自然環境や美しい景観の保全と生態系の多様性の確保に努めなければならない。

(自然とのふれあいの促進)

第8条 市は、人が自然と共生することの大切さについて理解を促し、市民が自然とふれあうための施設の整備及びそのための機会提供に努めなければならない。

第2節 緑化の推進

(緑化の推進)

第9条 市は、その管理する公園、道路その他の公共施設において、地域環境との融合を考慮して樹木及び花きの植栽を行うなど、緑化推進に努めなければならない。

(事業者の緑化推進)

第10条 事業者は、事業地内の自然緑地の確保に努め、又は樹木及び花きの植栽を行うなど緑化推進に積極的に努めなければならない。

(地域の緑化)

第11条 市民は、すすんで樹木及び花きの植栽を行うなど、緑豊かな地域環境の育成に努めなければならない。

第3章 生活環境の保全

第1節 不法投棄の禁止

(不法投棄の禁止及び清潔の保持)

第12条 何人も、みだりに道路、河川、水路、公園、広場その他の公共の場所（以下「道路等」という。）及び他人の所有、占有又は管理する場所（以下「他人の所有地等」という。）に廃棄物を投棄し、又は汚してはならない。

2 土地及び建物の所有者等は、当該土地及び建物を常に清潔に保ち、環境美化に努めなければならない。

3 市民等は、畜犬を飼養する場合は、当該畜犬のふんなどで道路等を汚すことのないよう適切な措置を講じなければならない。

(空き缶等の投げ捨て禁止)

第13条 何人も、空き缶等を道路等へ投棄してはならない。

2 市民等は、屋外において喫煙をする場合は、適切な措置を講じ、道路等へ吸い殻、空き箱等を投棄してはならない。

(空き缶等の散乱防止)

第14条 自動販売機設置者は、空き缶等の回収容器を当該自動販売機付近に設置するなど、適正に維持管理を行い、清潔を保持しなければならない。

(自転車の放置の禁止)

第15条 何人も、自転車を道路等及び他人の所有地等に放置してはならない。

第2節 空き地の適正管理

(適正管理)

第16条 空き地の所有者等は、当該土地について、廃棄物の投棄等により近隣の環境が損なわれないよう適正に管理しなければならない。

2 空き地の所有者等は、その住所、氏名及び電話番号を当該空き地の見やすい所に標示するよう努めなければならない。

第3節 生活排水の処理

(生活排水の処理)

第17条 市の公共下水道事業認可区域、特定環境保全公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業採択区域を除く区域に生活排水を排出しようとする者は、排水処理施設を設置し、地下水、河川等の水質の汚濁防止に努めなければならない。

第4節 住宅地近隣の騒音、振動、悪臭等防止

(住宅地近隣の騒音等の防止)

第18条 何人も、他人の迷惑となる騒音、振動、悪臭及びばい煙を発生させないように努めなければならない。

第5節 違反者に対する措置等

(助言、指導及び勧告)

第19条 市長は、第14条に違反し、又は空き地の所有者等が当該空き地の雑草の繁茂や枯れ草の密集等により、著しく環境を阻害し、又は廃棄物が不法に投棄される恐れがあると認めるときは、当該所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該土地等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該土地等の所有者等に対し、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第19条の2 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた所有者等が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該所有者等に対し、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第19条の3 市長は、前条の規定による命令を受けた当該所有者等が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令の対象である土地等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 公害の防止

第1節 公害防止対策

(公害防止対策)

第20条 市は、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、公害防止に関する総合的かつ計画的な施策を講じなければならない。

(体制の整備)

第21条 市は、公害の状況の把握及び公害の防止に必要な監視、測定及び検査のための体制の整備に努めなければならない。

2 市は、事業者が事業活動によって、公害を発生させることのないよう適切な指導を講じなければならない。

3 市は、公害に関する苦情の処理に関する体制を整備し、県及び他の行政機関と協力して適切な処理に努めなければならない。

第2節 環境保全協定の締結

(環境保全協定の締結)

第22条 市は、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要があると認めた場合は、事業者に対し環境保全協定の締結を求めることができる。

- 2 事業者は、前項の協定締結に応じなければならない。
- 3 環境保全協定の内容については、規則で定める。

第5章 環境教育の推進

第1節 環境教育の推進

(生涯にわたる環境教育の推進)

第23条 市は、市民の生涯にわたる環境に関する学習を支援するため、次の施策を計画的に実施するものとする。

- (1) 学校教育における環境教育の推進
- (2) 市民の環境に関する学習活動の支援
- (3) 環境の保全及び創造等に関する広報活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境教育のために必要な施策
(学習活動の推進)

第24条 市民は、自然環境の保全と生活環境の保全の重要性を認識し、自らすすんで環境に関する学習に取り組み、又は地域ぐるみで環境に関する学習活動に努め、市の実施する環境教育活動に積極的に参加するものとする。

- 2 事業者は、その雇用する従業員の環境に関する学習を積極的に実施し、又は市の実施する環境教育活動に当該従業員を参加させるよう努めなければならない。

第2節 情報の提供

(情報の提供)

第25条 市は、環境に関する情報を常に把握し、プライバシーの保護に配慮しつつ、適切な情報の提供に努めなければならない。

第3節 指導者及び団体の育成

(指導者及び団体の育成)

第26条 市は、市民の環境保全に関する活動が主体的行動に結びつくよう指導者及び団体の育成に努めなければならない。

第6章 地球環境保全への貢献

(地球環境保全への貢献)

第27条 市は、エネルギーの有効利用、資源の再利用、オゾン層の保護、地球温暖化の防止その他地球規模での環境保全について、国若しくは他の地方公共団体又は関係機関等との連携により積極的に貢献するよう努めなければならない。

第7章 補則

(環境保全活動に対する支援等)

第28条 市は、市民、事業者及び団体が自主的に行う緑豊かな潤いのある環境づくりのための緑化推進活動、資源の再利用促進のための回収活動、その他環境にやさしいまちづくりに関する活動を促進するため、技術的指導、財政的支援、顕彰等その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、特に必要があるときは、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るための施設の整備等について、財政的支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(立入調査等)

第29条 市は、この条例の施行について必要があると認めるときは、市長の指定する職員をして必要とする場所に立ち入らせ、調査をすることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係人の請求があったときは、これを掲示しなければならない。

(規則への委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第29条、第30条及び第31条の規定については、平成8年7月1日から施行する。

附 則(平成26年6月30日条例第21号)

この条例は、平成26年9月1日から施行する。

◆ 大田原市の豊かで美しい環境を守り、創造し、後世に引き継ぐ条例施行規則

(平成 26 年 6 月 30 日規則第 28 号)

大田原市の豊かで美しい環境を守り、創造し、後世に引き継ぐ条例施行規則（平成 8 年規則第 5 号）の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大田原市の豊かで美しい環境を守り、創造し、後世に引き継ぐ条例（平成 8 年条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(環境保全協定)

第 2 条 条例第 22 条第 3 項の規定による環境保全協定の内容については、次のとおりとする。

- (1) 協定の目的
- (2) 公害防止対策
- (3) 環境保全及び創造に関する事項
- (4) 被害補償
- (5) その他市長が必要と認める事項

(身分証明書)

第 3 条 条例第 29 条第 2 項の規定に基づく身分証明書は、様式第 1 号のとおりとする。

(助言、指導及び勧告)

第 4 条 条例第 19 条第 1 項の規定による助言は、原則として口頭により行うものとする。

2 条例第 19 条第 1 項の規定による指導は、大田原市空き地等の適正管理に関する指導書（様式第 2 号）により行うものとする。

3 条例第 19 条第 2 項による勧告は、大田原市空き地等の適正管理に関する勧告書（様式第 3 号）により行うものとする。

(命令)

第 5 条 条例第 19 条の 2 の規定による命令は、大田原市空き地等の適正管理に関する命令書（様式第 4 号）により行うものとする。

(公表)

第 6 条 条例第 19 条の 3 第 1 項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 大田原市公告式条例（昭和 29 年条例第 2 号）第 2 条に定める掲示場への掲示
- (2) 市のインターネット・ホームページへの掲載
- (3) その他市長が必要と認める方法

(公表に対する意見)

第 7 条 市長は、条例第 19 条の 3 第 2 項の規定により、所有者等に意見を述べる機会を与えるときは、大田原市空き地等の適正管理に関する意見陳述機会（公表）の付与通知書（様式第 5 号）により、条例第 19 条の 2 の規定により命令を受けた者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して 20 日以内に、大田原市空き地等の適正処理に関する公表に対する意見書（様式第 6 号）により意見を述べなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は平成26年9月1日から施行する。

用語解説

あ 行

ISO14001

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が運営する環境マネジメントシステムに関する国際規格、事業活動において環境保全対策を計画・実施し、その結果を評価・見直ししていくことで環境負荷の低減を継続的に推進する仕組みをいいます。

アイドリングストップ

信号まち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させることをいいます。

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第2条第2項において、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

エコアクション21

環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づき、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを行うための方法に取り組んでいる事業者等を認証し登録する制度です。特に、中小事業者に広がっています。

エコキーパー

栃木県では、事業所における自主的な地球温暖化対策を促進するため、事業活動において地球温暖化対策に優れた取り組みを実施している事業所を「エコキーパー事業所」として認定しています。

エコツーリズム

自然の生態系や歴史的文化的な遺産の保護と保全という活動に、観光という余暇活動が加わった生態系の維持と保護を意識した旅行のことをいいます。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産を計画し、知事の認定を受けた農業者をエコファーマーといいます。

LED

通常の電球や蛍光灯にかわり、省電力で長寿命な発光ダイオードを用いた照明のことで、省エネルギーの効果が高いことから、全国の公共機関等で採用されています。

オゾン層

地球の成層圏に存在する比較的オゾン濃度の高い層で、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を守る役割を果たしています。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。温室効果ガスとしては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素が主な7物質となります。

か 行

外来種

外国に分布していた生物のうち、なんらかの要因で日本にも分布するようになった種のことです。移入種と外来種には差異はないものとするものや、外来種は人為的要因が強く、移入種は自発的要因を含むとしているものもあります。本計画では、外来種は人為的要因が強く、移入種は自発的要因を含むものととらえ表記しました。

化石燃料

生物の死骸や枯れた植物などが地中で変質してできた燃料のことをいいます。石油や石炭、天然ガスなどがあり、エネルギーの約 85%は化石燃料から得ていますが、大気汚染や地球温暖化、酸性雨などの原因となるほか、再生産ができず有限であることから、使用量の削減や化石燃料に代わる新たなエネルギーの確保が課題となっています。

合併処理浄化槽

し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽のことです。生活排水は、河川などの水質汚濁の原因となっており、浄化槽法の改正により（平成 13 年度施行）、浄化槽の新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられています。

感覚公害

悪臭、騒音、振動など、人の感覚を刺激して、不快感として受け止められる公害のことをいいます。

環境基準

環境基本法の第 16 条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標で、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいいます。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めています。ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類特別措置法を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められています。

環境マネジメントシステム

企業などが環境保全のための行動を計画、実行、評価するために方針や目標、計画などを定め、これを実行、点検して見直すシステムのことをいいます。

揮発性有機化合物

常温、常圧で空気中に揮発しやすい有機化合物で、石油由来のベンゼン、トルエン、キシレンなどの炭化水素類や、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンなどの有機塩素系化合物があります。揮発すると大気汚染物質となり、水に溶けると土壌や地下水汚染の原因物質となります。いずれも発がん性があり、排出基準や環境基準が定められています。

グリーン購入

環境に与える負担ができるだけ小さい製品を優先的に購入することをいいます。

クリーンエネルギー自動車

従来のがソリン車やディーゼル車に比べ、排出ガス中の汚染物質の量や騒音、化石燃料の使用量が少ない自動車のことです。本市では、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車をクリーンエネルギー自動車として購入の補助を行っています。

光化学オキシダント

工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線に反応してつくられるオゾンやアルデヒドなどの酸化力の強い大気汚染物質のことをいいます。眼や気道の健康障害が起こる光化学スモッグなどの原因になります。

光化学スモッグ

工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線に反応してつくられるオゾンやアルデヒド、エアロゾルが空中に停留してスモッグ状になることをいいます。人の健康に悪影響を及ぼすため、大気汚染として問題視されています。

こどもエコクラブ

環境省では、平成7年から地域において環境保全に関する活動を行う数人～20人程度の小・中学校等のグループを「こどもエコクラブ」として登録し、様々な活動のための支援を行っています。

さ行

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、中小水力や風力、バイオマス、地熱など、再生可能な特徴を持った次世代のエネルギーをいいます。

里地里山

都市と自然との間に位置する山あいなどの集落（民家）とこれらを取り巻く林地や農地、川、池などを1つのまとまりとしてとらえた地域概念のことをいいます。一般的に、集落を取り巻く林地を里山、それに農地などを含めた地域を里地と呼んでいます。

次世代自動車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べ、排出ガス中の汚染物質の量や騒音、化石燃料の使用量が少ない自動車のことです。電気自動車、バイオ燃料自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車などをいいます。

循環型社会

有限である資源を効率よく使うとともに、可能な限り再生産し、資源が輪のように循環する社会の考え方です。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多いほど高い数値を示します。

生物多様性

地球上の生物は、約40億年に及ぶ進化の過程で多様に分化し、生息場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の生命体を形づくっています。このような多様な生物の世界を「生物多様性」といいます。生物多様性は、生態系のバランスを維持する上で重要であるばかりでなく、私たち人間の生活にも計り知れない恵みをもたらしています。

た行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称。ごく微量でも発がん性や胎児に奇形を生じさせるような性質を持つと言われています。塩素を含むプラスチック類の燃焼などに伴って発生するため、ごみ焼却施設などからの発生が問題となっています。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める効果があります。近年、化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の温室効果ガスが増加しており、将来地球の気温が上昇し、生活環境や生態系へ大きな影響を及ぼすことが懸念されています。1990年から2100年までの間に、地球の平均地上気温は1.4～5.8℃上昇し、海面水位は9～88cm上昇すると予測されています。

畜産クラスター

畜産農家と地域の畜産関係者（流通加工業者、農業団体、行政等）がぶどうの房（クラスター）のように、一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取り組みです。農林水産省が全国的に推進しています。

地産地消

地元生産、地元消費の略語で、地元で生産されたものを地元で消費するということです。地域の農業と関連産業の活性化により、農地及び森林の保全が期待されます。また、輸送による二酸化炭素の排出も減らすことができます。

特定外来種

外来種（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれのあるものの中から指定されています。生きているものに限られ、卵、種子、器官なども含まれます。

な 行

二酸化窒素

物の燃焼によって発生します。呼吸器系の疾患の原因となっています。

は 行

バイオマスエネルギー

バイオ（生物資源）とマス（量）を組み合わせた言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたものをバイオマスといい、それをもとに発生するエネルギーをいいます。バイオマスの種類としては、紙、家畜ふん尿、食品残渣、木材などがあります。

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒子の大きさが2.5μm以下の非常に小さな粒子のことです。物の燃焼などにより排出されるものと、大気中での化学反応により生成されるもの、自然由来のものがあります。粒径が非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく呼吸器系疾患のほか循環器系への影響が懸念されます。

ヒートアイランド現象

都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなる現象をいいます。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒子状物質のうち粒径が10μm以下のものです。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがあります。粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼします。

フロン

フッ素を含む炭化水素の総称。無害で安定した物質であるため、冷媒、洗剤、発泡剤などに使われますが、大気中に放出するとオゾン層の破壊や温暖化の原因となります。

放射性物質

放射線を出す性質を持つ物質のことで、その性質を放射能といいます。

大田原市環境基本計画（第二次計画）

発 行 年 月：平成 28 年 3 月

編 集 / 発 行：大田原市市民生活部生活環境課

栃木県大田原市本町 1 丁目 4 番 1 号

T E L 0287-23-8706

F A X 0287-23-8923

市ホームページ <http://www.city.ohawara.tochigi.jp>

E-mail seikatsu@city.ohawara.tochigi.jp

